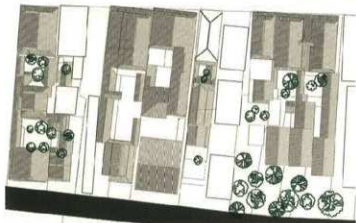
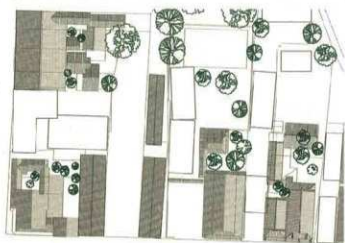




八女福島

八女市福島伝統的建造物群保存対策調査報告書



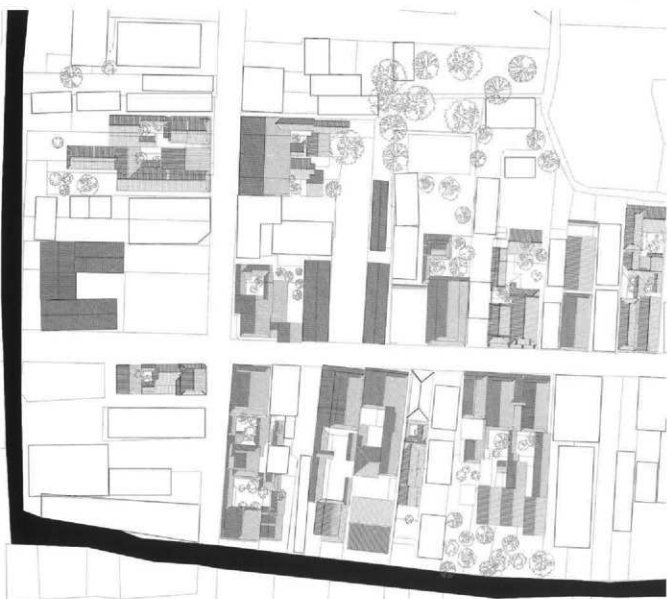
1998年3月
八女市教育委員会

八女福島

八女市福島伝統的建造物群保存対策調査報告書

1998年3月
八女市教育委員会

↓ 古松町連続配置図 (1/1000)



↓宮野町連続配置図 (1/1000)



はじめに

八女市教育委員会教育長 樋口 欽一

八女福岡伝統的建造物群保存対策調査報告書が、関係者の御努力により完成したことに対し、深甚の敬意を表するところです。

本調査は、平成8・9年度の2か年にわたり、九州芸術工科大学歴史環境研究室宮本先生等の全面的協力を得て、一軒一軒平面図を取り、天井裏まで丹念に調査し完成したものであります。

福岡伝統的建造物群の特徴は、江戸末期から明治・大正期に建築された妻入大壁塗込造りの「居蔵」形式の町家建築が、宮野町と古松町に集中して残されており、加えて伝統産業が今日までこの町なみの中で継承されていることです。

これらの調査には、担当者の方々の努力はもちろんのこと、地域住民の皆様方の深い御理解と暖かい御協力があってこそ可能であります。心からお礼申し上げますと共に、本町並みが伝統的建造物群保存地区として、地域の文化と経済の活性化に役立つことを心から祈念し挨拶と致します。

目次

序 調査の概要	1
0.1 調査の目的と方法	1
0.2 調査の組織と経過	1
1. 町並みの形成	2
1.1 町並みの成立基盤	2
1.2 城下町福島 of 成立	4
1.3 在方町福島 of 展開	6
1.4 伝統的町並みの成立	8
1.5 伝統的町並みの展開	10
2. 町並みの構成	12
2.1 町並みの構成原理	12
2.2 矢原町と古松町	14
2.3 京町と宮野町	17
2.4 紺屋町と唐人町	20
3. 町家建築	22
3.1 町家建築の調査	22
3.2 町家建築総論	28
3.3 町家建築各論	34
4. 寺社建築	72
4.1 寺社建築総論	72
4.2 寺院建築各論	74
4.3 神社建築各論	79
5. 町並みの景観	82
5.1 伝統的景観の構成	84
5.2 伝統的景観の現況	94
5.3 伝統的景観の復元	98
6. 町並みと地域社会	100
6.1 町並みを支える居住者と産業	102
6.2 交流空間としての町並み	108
7. 町並み保存の構想	110
7.1 町並み保存の考え方	110
7.2 町並みの固有性	112
7.3 保存地区設定の考え方	113
7.4 保存計画の枠組み	114

8. 今後の課題	116
8.1 伝統的建造物群保存地区の設定	116
8.2 街なみ環境整備事業との整合	116
8.3 街路整備事業と町並み景観の回復	116
史料・文献・担当	117

■例 言

1. 「3. 町家建築」の図面縮尺は平面図 300 分の 1、断面図 150 分の 1、図面方位は上方が北である。

2. 「4. 寺社建築」の図面縮尺は図版名に付した (5) が 500 分の 1、(3) が 300 分の 1、(2) が 200 分の 1 である。

3. 本報告書で用いた図版は特記のない限り、本調査で作成したものである。

4. 本報告書で用いた写真は特記のない限り、本調査で撮影したものである。

序 調査の概要

0.1 調査の目的と方法

八女市本町には福島城下町に起源を有し、廃城後は在方町として栄えた伝統的町並みが残されている。この町並みの存在は早くから知られ、木下家住宅の座敷敷を市指定文化財に指定し、平成5年度から街なみ環境整備事業を導入するなど、八女市でも保存対策に取り組み、地元も街並み景観整備協議会を発足させ、建築協定を締結して町並みの保存・継承に努めてきた。

しかし、伝統的町並みに関する学術調査はこれまで行われず、町並みの履歴と町並みを構成する伝統的建造物の履歴の十分な把握がなされないまま、町並みの保存・継承を図ることが多くの問題を抱えることが認識され、平成8年度から9年度にかけて文化庁の補助金を得て、伝統的建造物群保存対策調査を実施することとなった。

本調査は八女市本町に残された伝統的建造物群を対象として、その伝統的町並み全体の履歴と構成を把握すること、町並みを構成する伝統的建造物の履歴と構成を把握すること、伝統的町並みの景観の実態を把握すること、町並みと地域社会との関係を把握すること、さらにこれらを総合して伝統的町並みの固有性を把握し、伝統的町並みの保存計画を構想することを目的として実施された。

以上の目的に沿って、調査項目ごとに下記の調査方法によって調査を実施した。

(a) 町並みの履歴調査

既往研究文献の収集と文献史料・絵図史料・遺構史料・地図資料の調査を通して、町並みの成立と展開の過程を場所と空間に即しつつ跡付ける(1.2章に報告)。

(b) 建造物の履歴調査

町家建築と寺社建築の来歴・配置・平面・断面・痕跡の採取と実測による個別建築の履歴の把握を通して、町並みの建築的特色を解明する(3.4章に報告)。

(c) 景観構成の実態調査

景観要素の分布調査と建造物立面の採取・実測・三次元モデル化を通して、町並みの景観構成の現況を把握し、町並み保存の課題を抽出する(5章に報告)。

(d) 町並みの社会調査

町並みの居住者と来訪者の意識調査、町並みを支える伝統産業・伝統技術の実態調査を通して、町並みと地域社会の関わりを解明する(6章に報告)。

(e) 町並み保存の構想立案

上記の調査結果について総合的な検討を加え、八女

福島町並みの固有性を具体的に即して把握し、これを保存・育成するための保存地区と保存計画の基本方針と枠組みを提示する(7章に報告)。

0.2 調査の組織と経過

以上の調査を実施するため、下記に示す八女福島伝統的建造物群保存対策調査委員会を設置した。

委員長：中島 保(町内会福島校区代表)

副委員長：松田久彦(町並み景観整備委員会)

調査専門委員：宮本雅明(九州芸術工科大学教授)

調査専門委員：西山徳明(九州芸術工科大学助教授)

委員：伊藤博之(関係地域町内会代表)

委員：牛島幹(ふるさと塾・八女津媛代表)

委員：江下淳(町並み景観整備委員会)

委員：川島啓嗣(本町筋を愛する会代表)

委員：児玉真一(福岡県教育庁文化課)

委員：中島修(福岡県建築士会八女支部代表)

委員：中島孝行(建築家・一級建築士)

委員：橋本長年(八女文化連盟会長)

委員：松崎英一(大牟田北高校 文化財専門委員)

委員：山本輝雄(九州大学工学部 文化財専門委員)

委員：若菜耕治(関係地域町内会副代表)

委員：若林春美(西日本短期大学 文化財専門委員)

委員：樋口欽一(八女市教育委員会教育長)

上記の委員会の審議を踏まえた上で、調査専門委員が調査を担当し、調査委員と事務局の協力を得て実施した。委員会の審議経過は下記の通りである。

第1回：平成8年8月31日

調査項目と建造物調査方法の検討

第2回：平成9年3月22日

建造物調査結果の中間報告

第3回：平成10年11月4日

建造物調査結果の中間報告と社会調査の検討

第4回：平成10年2月28日

社会調査結果の中間報告と報告書の構成の検討

第5回：平成10年3月25日

報告書の内容と保存の基本方針の検討

調査に際しては、町並みの居住者の方々の多大な協力を得、実際の調査ならびに報告書の編集・執筆は事務局の協力を得て九州芸術工科大学歴史環境・都市環境研究室が担当した。担当者名一覧は巻末に示した。

1. 町並みの形成

1.1 町並みの成立基盤

八女福岡の町並みは近世初頭に福岡城の城下町として成立したとされるが、町並みは一挙に成立したのではない。町並みを取り巻く自然の状況、中世までに人間社会が達成した地域社会の状況、そして都市社会の成立を促した都市社会の状況を前提として町並みは成立する。町並みの履歴を辿るに先立ってこれらを概観しておきたい。

■八女の自然環境

八女地方は、東に大分県境に聳える釈迦岳から西方に派生した八女山地、南に熊本県境に延びる筑肥山地、北に耳納山地から派生した広川丘陵に囲まれ、これらの山地から流れ出た矢部川とその支流星野川が造り出した沖積平野に広がる。この八女地方の中心に位置する福岡の町並みは、北に広川丘陵から西に続く中位段丘の八女台地、南に流れる矢部川に挟まれた東西に延びる低位段丘上に位置する（『八女市史上巻』）。

この低位段丘は矢部川と八女台地との間を流れた旧河川の開析によって形成され、早くから集落が立地したと考えられ、福岡の地名も星野川や矢部川の洪水時に「島」

状に浮かぶ微高地に由来すると考えられている。この低位段丘は星野川の造り出した扇状地でもあり、福岡一帯は伏流水が豊富で、宮野八幡宮南側の掘割は湧水を水源とし、福岡本村にも「清水堀」の字名が残される（『八女市史上巻』）。

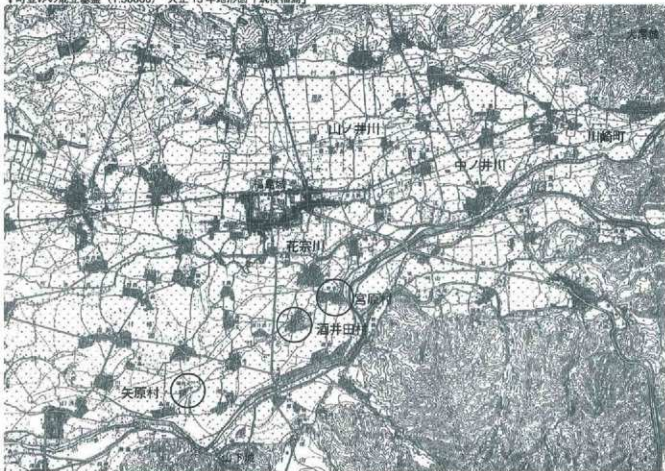
こうした自然環境の状況を巧みに読み取り、人間居住に最適の地に福岡の町並みは立地したが、人間の持続的居住を可能にしたのは段丘周囲の水田開発であった。

■八女の水系と開発

集落は弥生時代からすでに低位段丘上に展開したことが知られるが、開発に伴う農業用水源として、洪水を度々起こした矢部川とその支流星野川が利用され、灌漑用水のネットワークが巧みに張り巡らされ、地域のインフラストラクチャを形成した。福岡の北側、八女台地との間には星野川の山ノ井堰から取水した山ノ井川が流れ、南側、矢部川との間には矢部川の花宗堰から取水した花宗川が流れ、それぞれ周辺に広がる広大な水田を潤している（『矢部川の歴史』）。

これら山ノ井川や花宗川が灌漑する地域には、「反」

「町並みの成立基盤（1:50000） 大正15年地形図「筑後福岡」



慶長5年(1600)の関ヶ原戦後、西軍に加わった筑紫
広門と柳河城の立花宗茂は改易となり、代わって東軍に
加わった田中吉政が筑後一国の領主に封じられ、慶長6
年に柳河城を居城と定めて、城郭を拡大して城下町を建
設した。同時に久留米城を修築して次男主膳正則政を
配し、さらに福島城も修築して三男久兵衛康政を配し、
領内に各地に残された7つの彌城にも家臣を配した(『八
女市上巻』)。

田中吉政による福島城建設については、大正6年刊行の『稿本八女郡史』にまとめられ、これには「慶長六年田中吉政筑後一國の守たりしとき、築城に巧みなるを以て、新に第一第二城を築き、多聞（一に殿守）櫓修營し、塹堦を深くし、築地を高くし、要害を堅固にして、二男久兵衛安（一に康政）政をして之に據らしめ、采地三万石をふ与ふ。」とある。城下町の建設には触れず、「今の福島町は城退転後出來たる由云ひ伝ふ。」と記す。

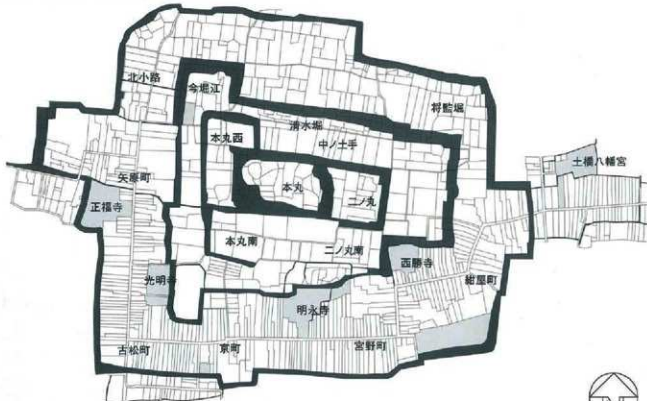
寛延期に久留米藩の庄屋が書き上げた「古社・古城跡・古墳等書付」には、「一、古城跡、一ヶ所。右田中久兵衛殿古城跡にて御座候、本丸・二之丸・堀三重土手少々相残居申候」とあり、古城が存在したこと

↓福島城下町 空間復元図(貞享5年 1:6000)

慶長6年の田中久兵衛入城の際、城地近くにあった福島村と福富村の氏神八幡宮も村境の地から二丁野の現在地に移されたこと、城地にあった堀江神社が松原の現在地に移され、田中吉政によって酒井田の光明寺（無量寿院）が西古松町の現在地に移されたことが記され、これを勘案すると田中吉政・久兵衛による築城は疑いない。

元和6年断絶した田中家にかわって、翌7年領主に封じられた有馬氏が久留米城を本拠と定め、福島城が廃絶したのが、『稿本八女市史』はこれを契機として、城南の花宗川沿いにあった町場が廃絶した城郭内に転移し、福島町が成立したとする。だが鎌倉系大名である田中吉成が、築城を契機として町場・寺社地・武家地を統合した近世城下町を建設しなかったとは考え難い。じっさい『寺社并古城古墳書付』『上妻郡宮野村』の項には「村中之民家町屋敷、則此町中様福嶋城御取建之節引移、今宮野町と唱申候」とあり、矢原町も南方の矢原村から移転した可能性があり、慶長期に城を中心として近世城下町福島が成立したと考えられる。

このことは城下町の空間構成を計めることによって裏書き



れる。福島城下町の構成を窺える史料として、廃城後の「貞享辰六月(1688)」の人口を記した「福島町古図」(篠山文庫旧蔵)が伝えられる。福島町と旧城を取り巻く堀の構成、旧城の規模、町長さや軒数を記している。一方、明治期の地籍図には「本丸」「二の丸」「中ノ土手」「北小路」や「清水堀」「将監堀」の字名が見え、地目に示された水田・畑地・宅地・寺社地が、それぞれ堀・武家地・町人地・寺社地に対応することが読み取れ、これらを古図の記載と対応させることによって、城下町復元図を作成できる。

こうして作成した復元図を見ると、福島城本丸を中心として三重に堀(内堀・中堀・外堀と呼ぶ)が巡らされた城下町の姿が浮かび上がる。本丸の東に堀を介して二の丸が置かれ、それを上級家臣団の居住地が内堀を介して取り巻き、さらにその北側に中堀を介して中下級家臣団の居住地が広がり、西南方から東南方には中堀を介して往還筋に沿って町人地が広がり、全体を外堀の惣構で取り囲む典型的な総郭型の城下町の構成が読み取れる。

さらに詳しく見ると、本丸東南角と西北角に矢倉が記され、ここに本丸より突出した西北角の矢倉は天守台と目され、その名残として今も土塁が残される。柳河方面からの往還筋は、城下への入口たる西矢原町においてこの天守台と目される矢倉を見通すよう設定され、南からの往還筋も外堀の外側で天守を見通すよう設定され、天守を焦点としたヴィスタに基づく町人地の都市設計が見出せる。近世城下町に固有の手法の存在によって、町人地も福島城と一体的に形成されたことは疑いない。

城下の町人地は柳河から黒木へ向かう往還筋に沿って長く延び、西の出入口である外堀を渡って矢原町・古松町・京町・宮野町・紺屋町が並び、東の出入口である

外堀に至る。これら諸町の地割を詳しく見ると、矢原町・古松町・京町・宮野町が絶対方位に従い、地尻が概ね揃った整然とした構成を示すのに対し、紺屋町は街路が向きを変え、地割もやや不規則で、対照的な在り方を示す。築城時に町を移転した宮野町・矢原町を両端に配した前者が、慶長の築城時に領内から移住した商人・職人の居住した町で、紺屋町が筑紫氏時代から存在した町場を継承した可能性を指摘できよう。

■城下町から在方町へ

元和6年筑後へ入国した有馬豊氏は久留米城を居城と定め、城郭の拡張と城下町の建設を開始した。元和の一国一城令に従って領内にあった支城は廃止された。福島城も取り壊され、用材は久留米城に転用され(『米府年表』)、城郭を中心とした武家地は畑地に戻り、堀は埋め立てられて水田となった。武家地の一角、堀に面した高台には寛文期に堀江神社が勧請され、社地を構えることとなった。この高台を始めとして無量寿院の鐘樓が建つ高台、宮野町八幡宮が立地する高台を、『稿本八女郡史』は旧福島城の角櫓の跡と述べている。

こうして城を失った福島町は在方町として再出発を余儀なくされた。在方町の多くは宿駅としての機能を担われたが、福島町に替わって坊津街道の羽太塚が次第に台頭し(『八女市史下巻』)、松崎・府中・草野・吉井・本郷とともに久留米藩の宿駅としての機能を果たした。

八女地方の中心に位置した福島は、久留米から黒木を経て豊後へ抜ける豊後別街道に沿った在方町として重要な位置を占め続けた。宝永7年以前の状況を記した『啓窓録拔翠』には、久留米藩領内の在方町の軒数と町長さが示されるが、福島町は軒数378軒、町長さ14町12間、軒数418軒、町長さ13町5間を数える榎津町とともに他を圧する規模を示していた。

↓無量寿院境内



↓土橋八幡宮境内



1.3 在方町福島の展開

■福島町の空間構成

在方町としての福島町の様相が窺える史料も多くはなく、先述の貞享5年(1688)「福島町古図」がまずは手掛かりとなる。町並みは往還筋に沿って広がる矢原町・古松町・京町・宮野町・紺屋町の5町が描かれ、西端に石橋、東端に土橋の存在を記す。往還筋は京町で南方へ分岐し、矢原町も北方へ町並みが延びる。「古図」には貞享5年における「福島中」の間数が合計707間半すなわち11町47間半、軒数が合計314軒、男女人数が合計1855人と記し、町ごとの間数と軒数も記す。北側に延びた矢原町を加えると、数値にも矛盾はなく、往時の町並みの様子を伝える貴重な史料となる。

「古図」には町ごとの軒数と間数も記され、紺屋町が間数151間、軒数52軒、宮野町が間数137間、軒数66軒、京町が間数89間、軒数38軒、古松町が間数142間、軒数76軒、矢原町が間数188間、軒数86軒とある。これらから1軒当たりの間口を算出すると、紺屋町が5.8間で最も広く、古松町が3.7間で最も狭く、他は京町が4.7間、宮野町が4.2間、矢原町が4.4間であった。他と比べて間口の広い紺屋町の空間構成は明治期の地籍図にも窺え、成立時期を異にすることを示唆しよう。

この紺屋町に次いで間口の広いのは京町で、「古図」には南方への往還分岐点の東南角に制札の存在も記され、福島町の都心として機能したことが窺われる。この制札の東方で往還筋は曲折して楕円形が形成される。その南側の宅地は奥行きが深く、地元の水路が迂回して特異な形状を示し、その制札の立てられた立地も窺えるなら、公用に供された施設が存在した可能性がある。

↓宮野町八幡宮境内鳥瞰図(明治期:宮野町八幡宮蔵)



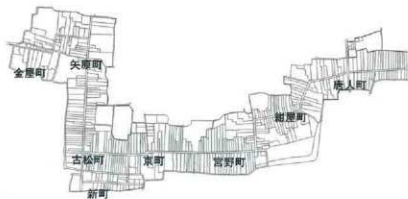
■福島組の大庄屋屋敷

久留米藩では領内の行政単位として組を置き、組ごとに大庄屋を置いて行政を執り行った。町方の福島町には大庄屋の下に別当と目付が置かれた。福島町は当初矢原組に属したが、元禄9年(1697)福島組が成立し、大庄屋屋敷が置かれた。だが宝暦7年(1757)大庄屋松延甚左衛門が出奔したため、この屋敷は没収されたという(『八女市史上巻』)。この福島組初代大庄屋屋敷のあった場所は不明である。

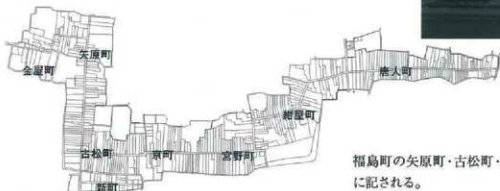
時を置いて天明3年(1783)頃改めて任命された福島組大庄屋西村吉兵衛の屋敷は、文化9年(1812)久留米藩領内に測量した伊能忠敬一行が、福島町「宮野町大庄屋才助・油屋助七」宅に止宿したとあることから(『伊能忠敬測量日記』)、宮野町に存在したことが知られる。明治期の地籍図からその位置を探るなら、後に高橋家が屋敷を構えた東宮野町西側の方形をなす宅地群に求められる。この大庄屋西村資助の子竹重七之助も天保4年(1833)に借財を抱えて出奔、後任の最後の大庄屋佐々木久吾が翌年家財居宅を処分している(『八女市史上巻』)。この居宅を高橋家が買得したと考えられる。因みに最後の大庄屋屋敷は明治6年(1872)福島小学校に転じた。

■寺社の配置

貞享5年「古図」には寺社の配置も記される。矢原町に正福寺、古松町に無量寿院、宮野町に明永寺、紺屋町に西勝寺が置かれ、寛永5年(1628)福島古城の中堀内側の土塁を切り開いて創立された般若院も記される。いずれも町筋に参道を開くが、正福寺を除いて福島古城を背にして境内が配される。これらは現在の配置と大きくは異ならないが、酒井田から移された無量寿院の



↑元禄8年の町並み 推定復元図



↑天保2年の町並み 推定復元図

境内は、他の3寺と同様に福岡古城の中堀の外に限られることが注目される。

慶長期に社地を移された唐人町の土橋八幡宮は記されないが、慶長15年(1610)の創建になる京町の祇園社、寛文元年(1661)の創建になる宮野町の八幡宮が記される。八幡宮には慶長15年の創建になる祇園社の名も併せて記される。旧武家地の北堀江には寛文2年(1662)の創建になる瀬江神社も見える。

■町並みの成長

貞享5年「古図」には市日が毎月2日、6日、9日、12日、16日、19日、22日、26日、29日であることが記される。「九才の市」と称され、各町順番に市を開き、周辺地域の産品を集めて売買したという。こうした市立てによって福岡町は在方町として大いに発展を見せた。

こうした在方町の発展は町筋の拡張を促した。元禄8年(1695)『久留米領品々寄』は福岡町の町長さを946間と記し、宝永7年(1710)以前成立の『啓忘録抜萃』には町長さ852間、軒数は378軒とある。これらを明治期の地籍図と照合すると、これらの町筋は外堀を超えて広がる村方の西唐人町・新町・金屋町を含むと考えられ、町筋が外堀を超えて大きく成長していたことが窺える。だが、これら村方の町筋が7年間に一挙に成立したとは考え難く、『福岡町古図』が町方のみを記したと捉えるべきであろう。福岡村の唐人町・新町・金屋町は早くに成立していたようだが、その名は『在方諸覚書』(明和期)に



↑西勝寺

福岡町の矢原町・古松町・京町・宮野町・紺屋町とともに記される。

町筋が東端の東唐人町まで延びた時期は定かでないが、建造物調査の結果、東唐人町の東端を限る秋葉神社は、社殿を始めとする境内の造営を天保2年(1831)以降に実施したことが知られ、この頃には東唐人町が成立していたことがわかる。

■大火と町並み

町並みにとって最大の災禍は火災であった。大火の記録の初見は、明永寺が焼失した延宝8年(1680)の大火で、次いで38軒を焼失した正徳4年(1714)、97戸を焼いた享保7年(1722)、80戸を焼いた同16年(17年とも記載)、48軒を焼いた元文5年(1739)の大火と、寛政4年(1792)の紺屋町大火が知られる。紺屋町を除いて大火の起こった町が判明しないが、延宝8年の大火は宮野町から京町一帯、享保期の火災は無量寿院が罹災したと伝えられることから、古松町一帯と考えられる。

寛政4年の紺屋町大火では西勝寺が焼失した。西勝寺の再建に際しては、寺に預けられていた俳人の古池花鶴が托鉢によって資金を募り、本堂は40年後の弘化2年(1845)によってようやく再建された。花鶴はその功績によって江戸への留学を果たし、紺屋町に屋敷を与えられた。静雪庵と号したその家屋は近年まで残されていた。

こうした火災の頻発した頃の福岡の町並みはほとんどが草葺の町家から成っていた。建造物調査の結果に従うと、18世紀に建築年代が廻ると推定される町や建築の多くは草葺で、瓦葺途込造の町家はごくわずかであった。こうした草葺の町並みから脱皮を果たすのは、土蔵造の町家が広く普及する天保期以降のことである。

1.4 伝統的町並みの成立

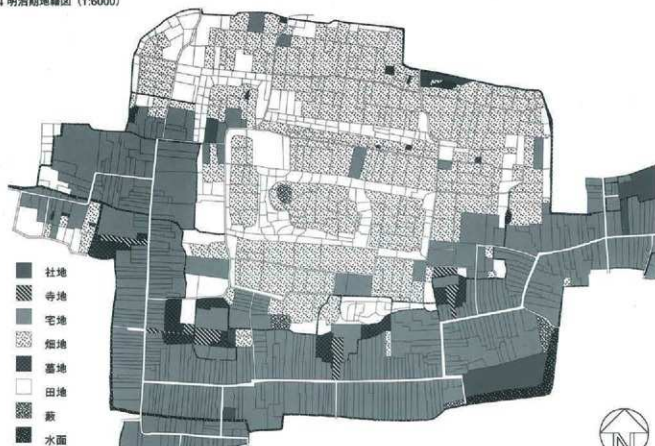
■「居蔵」の町家建設

瓦葺塗込造の町家が建ち並ぶ福島町の町並み景観が成立したのはいつ頃であろうか。建造物調査で発見された史料によって、「居蔵」と称された瓦葺塗込造の町家が登場した時期が知られる。東古松町の今里亭家は大黒柱に残された墨書から天保9年(1838)の建築であることが判明するが、墨書には

于時天保九戊戌歲閏四月二日吉方良辰を機棟上
猶土蔵貳ヶ所小土蔵壹ヶ所□建物三ヶ所都而五ヶ
所良辰を機同月廿一日迄廿日内悉建小山田和助
□□於福島市中居蔵建始る此時保房六拾載自書
置ものなり」

とあって、この建築をもって福島町において「居蔵」が建て始まったことを、施主である小山田和助保房自身が記している。「居蔵」は瓦葺塗込の土蔵造の町家建築を意味し、福島では妻入母屋造を基本とし、間口の広い場合は両袖に下屋を掛けた形式を指すと考えられる。この建築形式を備える町家で、建築年代が今里家を越えるものは発見されず、墨書が事実を伝えていていると考えてよい。

↓明治期地圖 (1:6000)



『稿本八女郡史』によると、施主の小山田和助保房は米・太物を皮切りとして和紙・生紙を商って成功を取めた商人で、宮野町八幡宮の楼門・塀の造営、各地の石橋の架橋にも寄進したことでその名が知られ、土蔵造の町家を建て始めるにふさわしい活躍を示した商人で、居蔵の屋敷は三男半助が居住して質屋を営んだ。

■東宮野町の町並み再建

こうして小山田和助が建て始めた土蔵造の町家が最初に建ち並んで町並みを形成したのは東宮野町であった。嘉永期の建築と伝えられる高橋博之家をはじめ、幕末から明治中期にかけて建設された居蔵形式の町家が数多く残される。

この土蔵造の町家は、火災後の再建工事として東側では北から南へ順次建てられていったと伝わる。実際、建築年代は最も北側の高橋久雄家が古く、南端の高橋靖雄家が新しい。これに対して火災の影響がなかった西側では、天保5年に高橋家が取得した大庄屋屋敷跡地の再開発が進められた。長屋門を増築して町家に改修したと考えられる旧高橋家には弘化2年(1845)の棟札が残されており、取り壊された旧麹屋分家高橋家や薩摩屋本



↑「居蔵」形式の町家



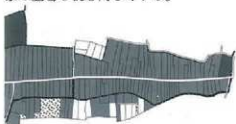
↑東宮野町西側の裏入町家群 旧状

家高橋家は、立ちの高い居蔵形式の町家であり、長屋門改修と同じ頃、天保期から弘化期にかけて建設されたと考えられる。取り壊された旧麹屋分家高橋家が江戸中期に遡ると伝えられたのは(『福岡県の民家』)、大庄屋屋敷の成立を伝えたのであろう。

これらを勘案すると、天保期から明治初期の東宮野町では、西側は火災後の再建、東側は大庄屋屋敷跡の再開発と背景は異なるものの、小山田和助が建て始めた妻入母屋造大壁塗込造の町家が建ち並び、それまでの草葺町家や平入切妻造町家から成る町並とは異なる新しい町並みが誕生したといえる。ここに今に残る福岡の町並みの起源を求めることができる。

■伝統産業と町並み

耐久性に優れた土蔵造の町家の建設を可能にしたのは、特産品の生産に支えられた経済成長があった。これらの特産品には和紙・仏壇・提灯・茶などが知られ、工芸品の提灯は文化13年(1816)、仏壇も文政4年(1821)の創始とされ(『八女市史下巻』)、土蔵造の町家の登場と軌を同じくする。



↑宮野町大庄屋屋敷の遺構

既往研究・文献史料と明治期の宅地制、建造物調査の結果に基づいた大庄屋屋敷の変遷に関する一考察を以下に記す。

伊能忠敬測量日記が記す宮野町にあった大庄屋西村才助の屋敷は、天明3年以降福岡組大庄屋に登用された父西村吉兵衛が建設したものと考えられる。才助の子竹重七之助が天保4年借財を抱えて出奔

し、後任の大庄屋佐々木久吾は会所など公用空間を除いてその居宅家財を処分した。これを向かいの麹屋高橋家が入手し、二分して薩摩屋本家高橋家と麹屋分家の屋敷地に充て、後に薩摩屋本家の屋敷地の一部を麹屋高橋家に分譲し、居宅を転用しつつ町家を建設した。上手の北側に残された公用空間は、屋敷表側の奥行浅い小規模町

これらに携わった商人や職人の寄進によって、この頃神社の造営が盛んに行われた。宮野町八幡宮拝殿は天保13年(1842)、土橋八幡宮楼門は文化5年(1811)に建てられた。祇園社脇に架かっていた石造アーチ橋も文化2年の架橋であった。

建造物調査によって得られた来歴によると、提灯屋や仏壇屋は町並みの西半、矢原町から古松町にかけて居住し、茶屋や紙屋は町並みの東半、生産地に近い宮野町から紺屋町・唐人町にかけて居住し、山間部に近い紺屋町・唐人町には山産物を商う商人も数多く居住したことが知られる。

■明治期の火災と町並み

土蔵造の町家が登場したものの、町並みを埋め尽くすには至らず、江戸期に建てられた草葺町家が建ち並び明治期においても大火が発生した。

唐人町で起こった明治19年(1886)の大火は、こうした草葺町家を焼き尽くし、一部に土蔵造の町家が再建され、明治20年建築の諸富家がこれを代表する。西古松町でも明治34年に大火があったが、再建された町家は平入の真壁造の長屋形式で、平入の特異な町並み景観を今に伝えている。

こうして町並み景観は大きく変化を遂げていったが、町並みの基本構成は江戸期とさして異なるところはなく、明治中期に作成された地籍図には、在方町としての町並みの空間構成を窺うことができる。

家に居住していた榎屋牛島家が後に入手した。麹屋分家と薩摩屋本家に伝わる200年前とは大庄屋屋敷の建築年代を伝えたもの、牛島家と麹屋分家を画する雁行型の宅地境界は大庄屋屋敷の公用空間と私用空間を線引きしたもの、薩摩屋高橋家は大庄屋屋敷の長屋門に大屋根を架けて町家に改修したものと考えられる。

1.5 伝統的町並みの展開

■明治期の道路拡幅と町並み

こうして土蔵造の町家が広がりを見せた明治中期に至って、町並みは二つの点で変化を余儀なくされた。一つは往還の街路拡幅が行われ、町並み景観が大きく変化を遂げた。矢原町から唐人町まで、往還を幅員2.7間に拡幅したもので、明治20年(1887)から27年にかけて実施された。この街路拡幅に係る『道敷潰地及敷地余地調帳』(明治20年)によると、町家の軒先を平均で0.2メートルほど切り落とすという変化がもたらされた。

建造物調査の結果によると、この街路拡幅を契機として土蔵造に建替えた町家もあったようだ。明治20年代の建築になる土蔵造町家が多く存在したのは、このことに起因しよう。この場合、拡幅なった街路に合わせて主屋を建てたため、軒切りされた町家との壁面が必ずしも揃わない結果をもたらしたようだ。

■道路貫通と軌道敷設

明治期の町並みに生じたもう一つの変化は、矢原町から唐人町まで7箇所で曲折していた往還を中心とした街路体系を、直線道路主体の街路体系に変えようとする事業が随所で進化したことである。

第一は羽犬塚から黒木へ至る往還そのものを直線化することで、旧来の往還から隔たった旧城の北側に直線の新往還が明治33年に開通し、沿道には家屋が建ち並び、新たな目抜き通りを形成した。

第二は旧来の往還の曲折部を開削し、直線道路を貫通させる事業で、西古松町の通りを西へ貫通させる道路、東宮野町の通りを北へ貫通させる道路、京町を南北に貫通する道路、紺屋町の通りを西へ貫通させ、矢原町へ抜ける東西道路などが明治末年までに相次いで完成した。

北側に開通した新往還には明治36年に南筑馬車鉄

↓東古松町北側の町並み 伊藤助助商店(『国産品奨励写真帳』より)



道(後に南筑軌道)が開通し、羽犬塚と山内を馬鉄(大正4年から機関車)で結んだ。久留米との間には三井電気軌道が大正6年(1917)に開通し、南筑軌道と交わる地点に駅を設けた。南筑軌道は昭和14年まで、三井電気軌道は昭和33年まで営業を続けた。

■昭和期の道路拡幅と町並み

直線道路が貫通し、特徴的な曲折部を失った町並みは、昭和期に至ってさらに大きな変化を被った。昭和11年から13年にかけて再度往還筋の街路拡幅が実施されたのである。昭和13年に綴られた『土地異動関係書類』によると、西紺屋町では両側併せて約1メートル、東宮野町では東側に約0.5メートル、西側に約0.6メートル、中宮野町・京町では両側に約0.4メートル拡幅したことが確認できる。古松町・矢原町・東紺屋町では資料が得られないが、建造物調査によって全般にわたって拡幅が実施されたことが知られる。なお、拡幅の時期を昭和30年代と伝える町もあり、一部では戦後も継続して拡幅事業が行われた可能性もある。

京町の枳形付近はこの時大きく姿を変え、道路が斜めに通されたため、南西角の町家は約2メートル主屋が切り取られ、反対側の北東角の町家は主屋を後退させて建て替えたようだ。これらの対極に位置した町家は軒切りされることなく、下屋庇を長く延ばした伝統的町家の表構えを残すこととなった。

昭和期の道路拡幅では多くの町家で、江戸期・明治期以来の伝統的な表構えが失われた。かつて戸締りが行われた下屋柱筋が失われたため、主屋柱筋または後退した下屋柱筋で戸締りが行われるようになった。明治期の拡幅後に建てられた町家では一階の下屋柱筋を失ったのみのだが、明治期の拡幅以前に建てられた町家では、二階

↓東宮野町西側の町並み 若菜静子家(若菜静子氏蔵)





↑ 平田紙店 (『国産品奨励写真帳』より)
↓ 小島万次郎商店 (『国産品奨励写真帳』より)



の主屋が切り取られた場合もあった。

この拉幅が町並みに与えた最も大きな変化は、一階の下屋庇が柱筋から切り取られ、下屋庇が極端に短くなったことで、下屋庇を長く延ばした堂々とした福島固有の町並みの表情が消え去り、ややバランスを欠いた表構えが連なる町並み景観が生まれたことである。

■古写真に窺う町並み景観

昭和期の街路拉幅以前の町並みの表情は古写真に窺える。いずれも下屋庇を柱で支え、深い軒を造り、重厚な外観を呈する点が目を引く。下屋庇の屋根は棧瓦葺きながら、中央や両脇に丸瓦を葺いて化粧とする。

庇下は柱を建てて開放とし、外側に雨戸を建てて両脇の戸袋に引き込み形式が多く見られる。戸袋は漆喰で塗込められ、腰を海鼠壁またはモルタル塗とするものがある。袖壁の腰を海鼠壁とするものも見られ、軒下には幕を掛ける板が吊るされる。道路は未舗装であるが、深い軒で覆われた庇下は舗装され、商品を並べる場となり、雨宿りの場ともなり、多様な利用がなされたようだ。

二階は銅版を張った防火戸を建て、中に鉄格子を嵌めた形式で、外壁は大壁造漆喰仕上げで、軒裏まで白漆喰で塗込める。



↑ 丸林商店 (『国産品奨励写真帳』より)
↓ 新屋商店 (『国産品奨励写真帳』より)



多くは敷地間口一杯に妻入母屋造の主屋を建て、両袖に下屋を降ろす形式であるが、中には主屋に続いて塀を巡らし、中の庭園から樹木が顔を覗かせるものもある。

■昭和期の町家

昭和期の街路拉幅前後に建てられた町家もいくつか存在する。妻入母屋造ながらいずれも真壁造の立ちの高い外観を呈する点が特徴をなす。材料を吟味して建てられた西古松町の角和憲家や東矢原家の鶴亀介家が双壁をなし、ともに角地にあって景観的に際立つ存在となっている。

伝統的町家は戦後昭和20年代まで建てられ続けたが、昭和40年代に入って伝統の様式を捨て去った建築が建てられ始めた。昭和50年代には生活様式の変化に伴い、伝統的町家の取り壊しが急速に進み、跡地に駐車場や駐車を前面に置いた建物が建てられ、伝統的景観の破壊が急速に進行した。

こうした伝統的景観の破壊を食い止めようとする動きが、近年に至って住民の間に持ち上がり、行政もこの動きを後押しして、建築協定を取り結ぶなど、町並み保存に向けての努力が凝けられることとなった。

2. 町並みの構成

2.1 町並みの構成原理

■町並みの構成要素

伝統的町並みは伝統的建造物の単なる集合ではない。建物の他にも町並みを構成する要素は多岐にわたり、これらが建物と織り成しつつ町並みは構成される。これら建物以外の要素には、町並みの骨格をなす街路と水路、目に見えないものの町並みに秩序を与える町割と地割、敷地内の空間構成に奥行方向の秩序を与える庭園と屋根、間口方向の秩序を与える土間と部屋がある。

■街路と水路

伝統的町並みは街路を挟んで伝統的町家が建ち並んで形成される。町家は街路に向かって店空間を間口一杯を開き、街路と一体的な空間を昼間は形成する。街路と町家との接点は下屋底下の空間が担い、商品を陳列して売買し、通行く人と対話し、雨宿りの場を提供し、祭りの見物席となった。これら多様な機能に対応した柔らかな空間を演出する格子戸・幕掛・藪戸・大戸・硝子戸・ショーウィンドウなどの多彩な装置が下屋底下には設けられた。八女福島町並みはこの豊かな下屋底下の空間を街路並幅によって失ってしまった。

伝統的町並みの街路は、こうした町家の店空間と一体化した表通りと、町家の側面が面した脇通りから成り、両者の表情は動と静という際立つ対照をなし、表通りは経済活動の面で優位に立った。八女福島では脇通りは寺院や神社の参道に見られるのみで、すべての町家が表通りに面し、立地による格差が生じ難い街路構造を有していたが、明治期の道路貫通によって多くの脇通りが生まれ、往還の優位性が崩れるとともに伝統的町並みの一体性も失われていった。

水路は街路と一体をなして表通りを形成する場合もあるが、城下町の城堀に起源する八女福島では、ほとんどの水路は町家の背面を流れ、町並みの内と外の空間を隔てる役割を果たす。

■町割と地割

↓ 町家の中庭から主屋を臨む



↓ 高橋家茶室



↓ 高橋家 中庭と空中茶室



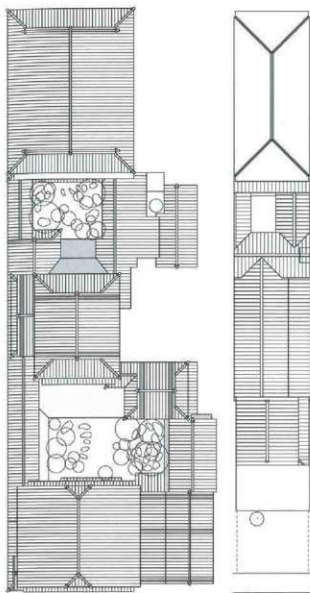
伝統的町並みでは街路を挟んで形成される地縁社会である「町」が社会単位をなす。八女福島では「矢原町」「古松町」「京町」「宮野町」「紺屋町」「唐人町」「新町」「金屋町」の諸町がこれに当たり、「新町」「金屋町」を除く諸町はすべて往還に沿った両側町を形成し、これらの町による格差は見られない。これら諸町は歴史的に意味あるまとまりで、現在でも空間的・社会的なまとまりを有し、町並みの構成を考える上で重要である。

諸町に配された寺社、矢原町の正福寺、古松町の無量寿院、京町の般若院と祇園社、宮野町の明永寺と八幡宮、紺屋町の西勝寺、唐人町の八幡宮と秋葉社は、町並みの裏手に広大な寺地を構え、これに向かう参道が町並みに開かれ、町割に変化を与える。

諸町の内部を画する地割も歴史的に形成された意味ある存在で、八女福島では表を街路、裏を水路に面し、間口が狭く、奥行の長い短冊型の地割が基本である。間口は平均4間、奥行は20間、寺院が背面に立地した場合は10間を測るが、矢原町・紺屋町は間口が広く、東宮野町は短冊型をなさないなど、町ごとに差異も見られる。この短冊型の宅地は、可能な限り多数の町家が公平に表通りと水路に面することを達成した地割で、伝統的都市に固有の存在である。伝統的町家はこの地割に対応した最適な空間構成を達成したもので、それは間口が広がった場合や角地に立地した場合にも対応可能な柔軟な構成原理を備えている。

■建物と庭園

短冊型の宅地に対応した奥行方向の空間構成は、表通りに面して主屋を建て、その奥に中庭を介して土蔵を建て、さらにその奥に畑を配するのを基本とする。奥行の長い場合は、主屋の奥に中庭を介して雑屋を配し、さらに中庭を介して土蔵を配する場合もある。これらの中庭を囲むように便所、風呂場、炊事場が巧みに配され、高密



↑角和家配置図

↑堀川高義家配置図

度ながら快適な居住空間が町家には形成される。

八女福岡の町並みには、これらの建物と庭が織り成す空間構成原理が隔々まで貫徹し、とくに前後に庭を配した離屋が形作る空間構成は伝統的町家の到達点を示し、中には便所の二階に茶室を配し、裏の畑に洋館を建てるなど、さらに工夫を凝らした空間構成も見出せ、これら諸点が町並みの大きく特徴付ける。

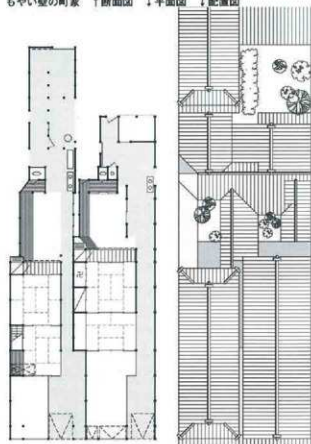
間口が広い場合は主屋から角屋を出して座敷を配し、前後に配した庭園を塀で囲うのが一般的だが、八女福岡では主屋と同形式の袖蔵を配するか、併合した主屋をそのまま利用するのが基本で、前面を塀で囲った角屋座敷の例は稀である。

■土間と部屋

短冊型の宅地に対応した間口方向の空間構成は、町並みに固有の方向観念に基づいて、下手に通土間、上手に部屋を配するのが基本となる。八女福岡の場合、東西に走る街路では上手が西、下手が東、南北に走る街



もやい壁の町家 ↑断面図 ↓平面図 ↓配置図



路では上手が北、下手が南となる。間口が広い場合も、角屋座敷は部屋に接して上手に設け、袖蔵は土間に接して下手に設けられ、こうした方向観念が町並みを貫いて景観にも秩序を与える。角地ではこの原則が貫徹せず、脇通りに接して通土間を設ける場合が多い。

隣り合う町家では通土間と部屋が接することになり、部屋同士が接することはない。これを利用して八女福岡では、隣家との間に生じた半間ほどの雨落ちの「せどい」空間に屋根を架け、隣家同士で利用する「もやい壁」と称する手法を編み出した。表半分は通土間側から利用し、裏半分は部屋側から利用し、屋根裏を利用して中央に階段を設ける例もある。間口の狭い町家が建ち並ぶ古松町や中宮野町などに多く見られる。

2.2 矢原町と古松町

■町内町並み各論

明治期の道路拡幅時に作成された明治20年(1894)『福島市街改良工事事蹟留』には、往還沿いの居住者名と軒切りの程度が番地ごとに記載される。この内容を明治期の地籍図と対応させると、明治20年の町内図を作成できる。宮野町と古松町ではさらに現況連続平面図も作成できる。これらに基づき、町並みの履歴調査や建造物調査の結果も盛り込みつつ、東から順に町に即して伝統的町並みの沿革と構成を述べ、併せて現況と景観を概観しよう。

■明治20年の矢原町

矢原町は福島町の西北隅に位置し、柳川方面からの出入口に当たる。南北に延びる往還に沿って町は広がり、水路を境として北半が西矢原町、南半が東矢原町に分かれる。西矢原町の中程で往還は西へ折れ、さらに南へ折れて外堀に架かる石橋へ至り、外には金屋町が続いていた。西矢原町の街路全体はユ字型をなす。

この東西に延びる往還は、福島古城の天守台と目される高台をちょうど正面に望める通りであった。

「福島町古図」による貞享5年の軒数は86軒、町長さは188.5間で、明治期の戸数は66戸、町長さは変わらない。東矢原町は間口の狭い宅地が広がるのに対し、西矢原町には大規模な宅地が広がる。西矢原町の宅地が併合され、戸数の減少をもたらしたのであろう。

この西矢原町で最大規模の宅地を占めるのが喜多屋の木下家で、文政期創業の酒造業を営む。東矢原町西側では正福寺が広大な寺地を構え、門前には奥行が浅く間口の狭い宅地が連なる。

■矢原町の現況と景観

明治33年開通の新往還が町の北側を通り、これに繋がる南北の往還は昭和前期に拡幅された、喜多屋木下

家前面の道路も拡幅の上、南北へ貫通し、東西に延びる天守台を見通す街路も拡幅はないものの東へ貫通し、東矢原町の中程にも東西に道路が貫通し、曲折しつつも緊密に結ばれた往還に固有の街路空間は失われた。

西矢原町に広大な敷地を占める木下茂家は、明治初期の建築になる主屋を残し、その北側に道路貫通に伴って整備された洋風事務所、その西側に酒蔵が3棟並び建つ構成で、多様な建築構成ながらも風格ある伝統的景観を形成する。西矢原町東側の北寄りに妻入町家の鶴家と下川家が連なり、新往還からの出入口を飾る。

東矢原町の中心をなすのは正福寺で、江戸期建立の山門と鐘楼が境内前面の景観を飾り、門前北側の平入主屋に両袖下屋を付した明治後期の建築になる原田家も、北側脇を流れる水路、向かいの土蔵とともに貴重な伝統的景観を形成する。

■明治20年の古松町

東矢原町に続いて南北に広がる西古松町と、京町まで東西に広がる東古松町から成る。東西古松町境で往還は矩折れをなし、南北に新町へ至る突き抜け道路がある。西古松町東側には無量寿院が山門を開き、町並みの裏側に広大な寺地を構える。町並みの西側と南側を外堀が整然と取り巻いて流れる。

「福島町古図」による貞享5年の軒数は76軒、町長さは142.0間で、明治20年の軒数は72軒、町長さは変わらない。提灯や仏壇に関連した職種を営んだ町家が多かったようだ。間口が狭く奥行の長い宅地が連続するが、無量寿院門前北側には奥行の短い宅地が並ぶ。

西古松町北半では明治34年(1901)に大火があり、往還を挟んで多数の町家が焼失したが、直ちに再建され、平入真壁造の長屋形式にて建設された。

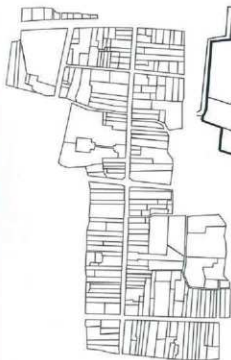
■古松町の現況と景観

↓ 西矢原町の妻入町家と洋風建築



↓ 西古松町西側の平入町家と三階蔵





↑ 矢野町・古松町 現状地輪図 (1:5000)

← 矢野町・古松町 明治20年町内図 (1:2500)

明治期の道路貫通によって西古松町の通りが西へ貫通した他、道路体系に変化はないが、東西の昭和期の道路拡幅によって多くの町家で下屋庇が切り取られた。往還が矩折れとなる交差点東側の明治期建設の渡辺家は、西側は拡幅の影響を受けず、向かいの昭和期建設の角家とともに、伝統的町並みの角地景観を形成する。

明治34年の火災後に再建なった西古松町北半には両側に平入町家が並び、平入・妻入の混在した景観を呈するのに対し、東古松町は妻入町家の両側に展開し、福島を代表する町並み景観を形成する。西古松町南半西側の丸林家、東古松町南側の井上家は、並び建つ妻入町家を併合した町家で、妻入の建ち並ぶ景観形成に寄与する。

東古松町東半には奥行が浅く間口の狭い町家が並び建ち、そのため隣家との雨落ち空間を利用し合うもやい壁が発達した。奥行の長い南側にもいくつか例が見られ



↓ 東古松町北側の妻入町家群



↓ 東古松町南側の妻入町家群





るが、南側の町家は主屋・中庭・離屋・裏庭・土蔵から成る奥深い空間構成を残す町家が多い。

東古松町北側に現存し、ひととき異彩を放つのが、天保9年(1838)建設の「居蔵」今里亨家は、東側が

無量寿院へ抜ける脇通りに接し、石張りの腰壁など重厚な側面も目を惹く。南側には江戸期建立の草葺町家も残される。

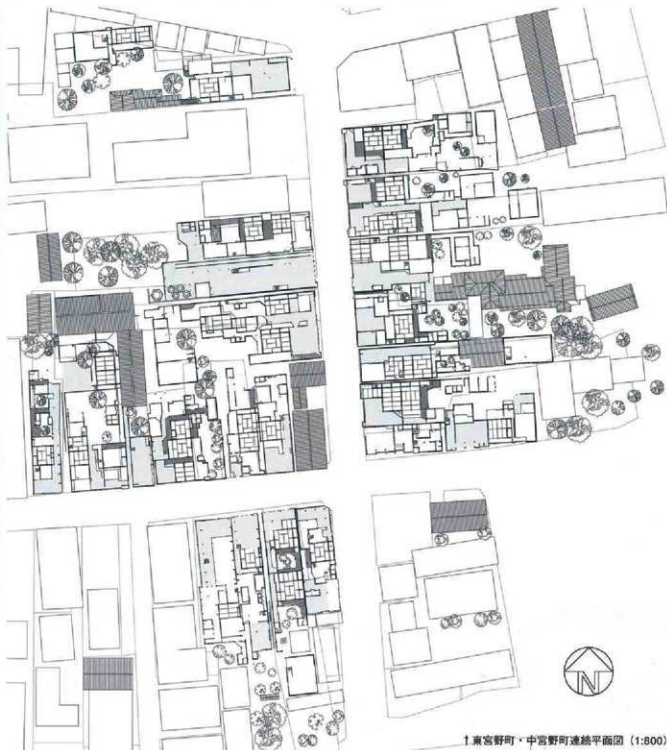
2.3 京町と宮野町

■明治20年の京町

東古松町と西宮野町に挟まれ、東西に広がる。町の中程に榊形があり、往還は矩折れをなしていた。貞享5年(1688)「福島町古図」によると、榊形の西方南側に制札が掲げられ、そこから南方へ往還が分岐し、外堀を渡ると新町が広がっていた。外堀に架かる祇園橋は、石造単一アーチ橋で、文化2年に架橋され、東側

には祇園社が社地を構えた。後に制札は榊形の南東隅に置かれたと伝わる。榊形から北方へは般若院へ至る参道が延びる。新町へ向かう道路に面して祇園社が社地を構える。

貞享5年の軒数は38軒、町長さは89.0間で、明治期の軒数は40軒、町長さは変わらない。間口規模の大きい宅地が多く、ことに榊形南側は背面が突出した



↑ 東宮野町・中宮野町連続平面図 (1:800)



↑京町・宮野町 現状地線図 (1:5000)

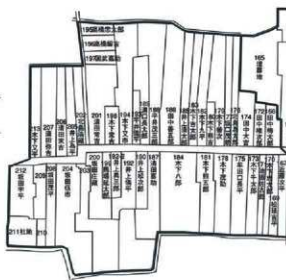
宅地を水路が迂回する。造酒業を営んだ坂口家が屋敷を構えたが、何らかの公用施設が存在した可能性がある。その東側には呉服商を営んだ堺屋木下家が屋敷を構えていた。木下家の主屋は平入の黒漆喰仕上の土蔵造で、広い間口の両袖に下屋を降ろし、一階にも重厚な大壁を設け、特異な外観を呈していたことが写真より窺える。

■京町の現況

京町は明治末期に町の東半部に道路が貫通し、昭和前期の道路拡幅で枡形の形状が失われるなど、大きな変化を被った。だが枡形では南側の坂口家が大きく削られたものの北側は削られず、下屋底を長く延ばした伝統的な町家建築の姿が残された。これを伝えるのが明治2年(1869)建築の平井朋吉家で、西側の頑木家とともに貴重な景観を形成する。

枡形南側に位置する坂口酒造跡地には、昭和3年(1928)福島酒造が設立され、表側に事務所が新築されたが、旧坂口家の離座敷や酒蔵の一部を残している。

堺屋木下家の主屋は取り壊されたが、明治41年建築の豪華な離座敷や土蔵が残され、市の文化財に指定された。東隣には平入両袖下屋形式の同形式の木下家



が白漆喰仕上げながら残され、貴重な存在となっている。

京町南側の屋敷尻には外堀の水路が流れ、玉石積の護岸を今でも残す。石造アーチ橋の祇園橋は昭和56年取り壊された。

京町には他にも土蔵造町家が数残されるが、建造物調査が実施できず、町の履歴の発掘は十分ではない。

■明治20年の宮野町

京町の東に東西に広がる西宮野町と中宮野町、宮野八幡宮の門前で北に折れ、南北に広がる東宮野町から成り、北を西紺屋町で限られる。西宮野町に明永寺が山門を開き、正面には脇通りが通される。中宮野町の東突き当たりには宮野町八幡宮が鎮座する。

「古図」によると、貞享5年(1688)の軒数66軒、町長さ137.0間、明治期の軒数69軒、町長さは変わらない。中宮野町も含め、和紙や茶などを扱った商家が多かったようだ。

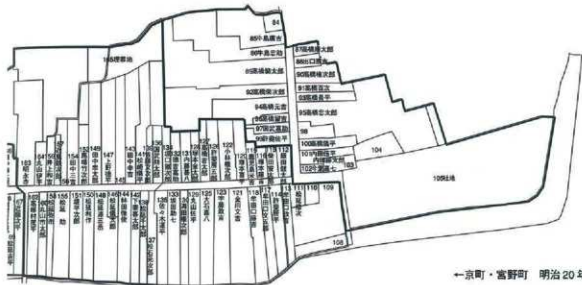
西宮野町と中宮野町は間口が狭い宅地が多く、東宮野町は間口・奥行ともに大規模な宅地と、間口・奥行ともに小規模な宅地に分かれる。東宮野町の大規模宅地

↓平入両袖下屋形式の町家(「木下家住宅調査報告書」より)



↓西宮野町北側の町家群 道路拡幅前





←京町・富野町 明治20年町内図(1:2500)

には高橋本家と分家が居を構え、東側には北から薩摩屋本家、酢屋分家、麹屋本家、酢屋分家、薩摩屋南家の各家、西側に南から薩摩屋仲家、酢屋本家、薩摩屋本家、麹屋分家の各家が建ち並び、その北側に金物商を営んだ綿屋牛島家が建っていた。

とりわけ東側で広大な屋敷を構えた麹屋は、享保期創業の酒造業を営み、西側の分家も屋敷地は広大である。これに次ぐ広さを占める薩摩屋本家は幕末に興って回船業を営んだという。酢屋本家を加えたこれら各家が占める西側の広大な宅地は、天保5年(1834)に居宅を処分された大庄屋竹重七之助の屋敷跡を再開発したものと考えられ、酢屋本家の町家は屋敷の長屋門を増築・改修したものと考えられる。

中宮野町には古写真が残され、草葺町家が建ち並び中に土蔵造町家が建つ様子が窺えるが、道路拉幅を契機として瓦葺真壁造の町家に建て替わっていったようだ。

■富野町の現況

東宮野町から中宮野町にかけての一带には、伝統的町家建築が濃密に分布する。中宮野町には間口が狭く、奥行の長い宅地を有効に利用した高橋正二家・岡家、奥行は短いもの町家らしい主屋を二棟併合した藤井

家、昭和初期を代表する町家の村上家、元草葺の宗家があり、稠密な伝統的都市空間を形成している。

東宮野町の町家は、東側に大火後の江戸末期に再建された高橋久雄家、高橋博之家の妻入両袖下屋形式の正統的町家、八幡宮の角地には高橋靖雄・今里家、高橋貞記家、西側には高橋章家の明治期の建設になる総二階町家が建ち並び、伝統的景観を伝える。ただし昭和前期の道路拉幅により、いずれも下屋庇柱筋を切り取り、往時の重厚な景観が損なわれ、明治末期の道路貫通によって両端の矩折れの景観も損なわれ、綿屋若菜静子家の敷地も大きく削られた。



↑東宮野町東側の町家群 北方より

↓東宮野町東側の町家群 南方より

↓東宮野町西側の妻入町家群



2.4 紺屋町と唐人町

■明治20年の紺屋町

かつての外堀の内側に位置し、土橋で唐人町と画されていた。曲折する往還に沿って町並みが広がる。東紺屋町と西紺屋町から成り、西側は東宮野町に繋がる。東端近くの北側に西勝寺が参道を開き、町並みの裏側に境内を構える。町並みの北側には最後の大庄屋佐々木久吾の屋敷があり、紺屋町から延びる2本の脇通によって結ばれていた。

貞享5年(1688)の軒数は52軒、町長さは151.0間で、明治20年の軒数は67軒、町長さは変わらない。他の町と比べて軒数の増加が目立つが、間口の広い宅地が貞享5年に多かったため、明治20年における1軒当たりの間口は4.5間で、他の諸町と変わらない。山産物・和紙・茶などを商う商人が多く居住したようだ。宅地の奥行に格差があり、地尻は必ずしも揃わず、西勝寺門前には奥行の浅い宅地が並ぶ。

寛政4年(1792)の大火によって町並みが焼け、西勝寺も焼失した。この大火後に再建なった草葺または瓦葺の真壁造の町家はほとんど残らず、後に土蔵造に建て替えられていったようだ。

■紺屋町の現状と景観

明治期の道路整備によって西紺屋町の通りが東へ貫通し、東紺屋町の通りも西側へ脇通りを拡幅して貫通した。昭和前期の道路拡幅によって庇柱を含む軒切りがなされたようだ。

東紺屋町から西紺屋町にかけての一角に、一際異彩を放つ大正期建立の松延新家を中心に伝統的町並み景



観が残されていたが、近年一角が取り壊された。寛政大火後の建築と見られる川山家、天井の高い正統的な座敷を備える田中家、明治期を代表する町家の小島家や脇通りに沿って奥行の深い町家建築を残す大坪陽子家も現存し、残される町家建築は多彩である。

■明治20年の唐人町

旧城下町の外堀の東側に成立した町で、福島村に属した。往還に沿って東西に長く延び、西唐人町・中唐人町・東唐人町から成る。西側はかつて外堀に架かった土橋を介して紺屋町に繋がり、東端は町並みへの東の出入口で、水路で画され、北側に秋葉神社が鎮座する。

明治20年の軒数は115軒、町長さは277間を測る。1軒の間口は平均4.8間で、外堀内の諸町と違って変わらない。西唐人町は地尻が揃い、中・東唐人町は地尻が揃い、間に通された水路を挟んで対照をなす。17世紀には成立していた西唐人町に対し、中・東

↓東紺屋町東側 松延新家



↓紺屋町西側 大平陽子家



↓東唐人町北側の土蔵造町家 諸富弘家





↑ 紺屋町・唐人町 明治20年町内図 (1:2500)
↓ 紺屋町・唐人町 現状地籍図 (1:5000)

唐人町は元禄8年(1695)『郡中諸品々寄』に示す町長さに含まれず、遅れて成立したと考えられ、このことが地割に反映したのであろう。東唐人町の東端を隈る秋葉神社は天保2年(1831)、石造物も天保期に建立された。町並みがこの頃成立したと思われる。

西唐人町は間口の狭い宅地が整然と並ぶが、北側の奥行きは25間と長く、南側は西半は25間で、東半は10間と短い。西唐人町の北側には土橋八幡宮が鎮座する。町並みに参道を聞き、文化5年建立の楼門を建てる。しかし、江戸期建立の社殿は旧社地に向かう西南西を正面として建つ。

西唐人町から中唐人町にかけて明治19年(1886)頃大火があり、草葺町家主体の町並みが焼き尽くされたという。この大火後に土蔵造町家が建設され始めたようだ。その一つが東唐人町南側に居を構えて紙問屋を営んだ紙屋江下家で、その姿は明治23年刊行の銅版

画に窺える。他にも、榑屋諸富家など和紙を商った商家があった。

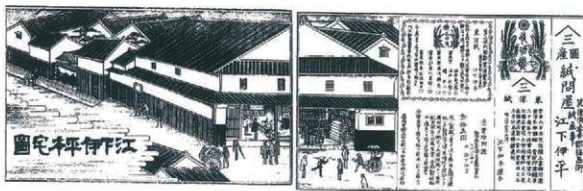
■唐人町の現況と景観

明治末期の道路整備によって、中唐人町と西唐人町を画していた水路脇に道路が貫通し、西唐人町の土橋近くにも道路が貫通した。昭和前期の道路拡幅によって緩やかに曲がっていた往還が直線化されたため、大きく軒切りされた町家と影響を受けなかった町家が存在したようだ。

西・中唐人町には明治19年の大火後の再建になる土蔵造町家が散在して残され、東唐人町には火災以前の草葺町家がいくつか残される。ことに明治20年建築の東唐人町諸富家はこの時期の福島を代表する町家建築として貴重な存在で、東唐人町の野沢家は大火前の上質の草葺町家として重要である。

土橋八幡宮は境内に江戸期の建築を残し、参道正面には楼門を残して伝統的景観に寄与しているが、境内には戦後の闇市に起源する飲食街が成立し、所狭しと店舗が建ち並び、独特の風情を醸し出す。土橋近くも商店街と化し、伝統的町家も看板建築で覆われ、伝統的景観は味わえない。

一「築地有名家
独案内」に見え
る福島の町家
江下伊平家



3.1 町家建築の調査

町家建築の調査は、八女福島における伝統的町家建築の実態を把握すること、福島固有の伝統的建築形式を把握することを直接の目的とした。

この目的に照らして、次のような調査方法をとった。1996年7月に行われた予備調査において、町並みを構成する建築物のうち、およそ建築年代が戦前に遡るものの分布を、門・塀・石垣・石橋・石段などの工作物や樹木・生垣・庭園などとともには把握し、その中から建築年代が江戸・明治期に遡ると思われるものすべて、建築年代が大正・昭和前期に遡るもののうち各時代を代表するもの、構造形式別に伝統的様式をよく留めているものを選んで調査対象候補建築物とした。

これらについて町内会を通じて調査を依頼し、承諾の得られた町家建築73軒、寺社建築10軒について本調査を実施した。

本調査では、建物の来歴聞き取り、外観・内部の写真撮影、構造形式・建物配採取、建物平面・建物断面の採取と実測、痕跡の採取による平面の復原を実施した。

町家建築の本調査の調査経過は次の通りで、それぞれ5人が参加した。

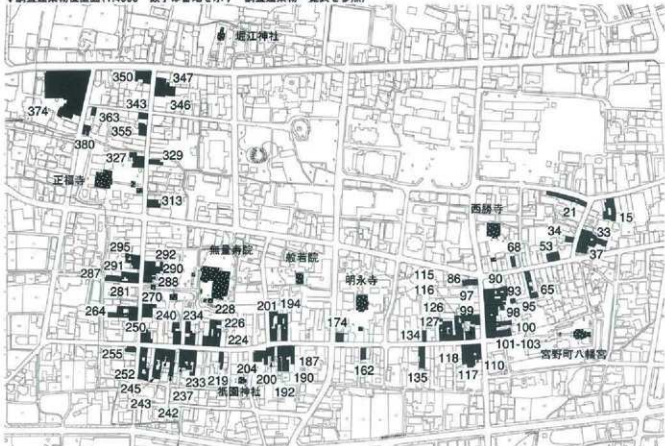
- ①第一次（1996年9月3日～6日）：東西古松町・西矢原町を中心に町家建築の調査実施
- ②第二次（1996年9月10日～12日）：東矢原町・西古松町を中心に町家建築の調査実施
- ③第三次（1996年9月17日～19日）：東古松町・東西京町を中心に町家建築の調査実施
- ④第四次（1997年3月12日～14日）：中宮野町を中心に町家建築の調査実施
- ⑤第五次（1997年3月17日～19日）：東宮野町を中心に町家建築の調査実施
- ⑥第六次（1997年3月25日～27日）：東西紺屋町・東唐人町を中心に町家建築の調査実施

以下の日程で行われた寺社建築の調査と併せて町家建築の追加調査を実施した。

- ⑧第八次 (1997年10月15日~17日)

以上の8次にわたる調査において、建築物調査を実

↓調査建築物位置図(1:4000) 数字は番地を示す 調査建築物一覧表を参照



施した町家建築は72軒に及んだ。複数の主屋を所有する町家もあるため、主屋棟数で数えると83軒に及んだことになる。これらの位置は寺社建築と併せて下図に示した。

これを町別に見ると、多いのは西古松町の14軒、東古松町の13軒、中宮野町の12軒、東宮野町の12軒で、次いで西京町の8軒、西矢原町の8軒、東紺屋町の6軒で、他は少ない。

■調査結果の概要

このうち町家主屋の建築年代が判明したものは36軒で、棟札によるもの5棟、墨書によるもの15棟、鬼瓦銘によるもの1棟、家伝によるもの7軒、記憶によるもの3棟、火災から判断できたもの5棟、他はこれらを基準として福年を行って建築年代を推定した。

建築年代を推定するため、以下のような福年指標を抽出した。全国的に共通した指標とされる内法高さ(低いものから高いものへ)、釘の種類(和釘から洋釘へ)、桷縁の向き(床指しから平行へ)、軸組(折置組から京呂組へ)、二階階高(中二階から本二階へ)、間中柱の有無(間中柱から差物利用へ)の他、次のような八女福

島に固有の指標を採用した。

(1) 束を貫で固める小屋組が古く、天秤梁を重ねる小屋組が新しい。

(2) 床脇に畳を敷き込み、狝潜りを設けるものが新しく、床脇に押板をもうけるものが古い。

(3) 中の間を中心として大きな吹抜けを設けるものが古く、一部に小さな吹抜けを設けるものが新しい。

(4) 袖下屋を二階まで建ち上げるものが新しく、袖下屋一階のみに留めるものが古い。

以上の福年指標と経年感を基に建築年代の総合的な判定を行った。福年結果は一覧表に示した通りである。

その結果、主屋83軒のうち、建築年代が江戸期に遡るものが23棟、明治前期が21棟、明治後期が23棟、大正期が2棟、昭和前期が13棟、昭和中期が1棟を数えた。「唐蔵」の土蔵造が成立した天保期以降、町家建築の耐久建築化が達成され、その後この耐久建築のストックを緩やかに果たしてきたことがわかる。

寺社建築の調査結果に従うと、寺院建築は17世紀末から18世紀初期のものが残され、町家建築に約1世紀先立って耐久建築化を達成したと見られ、神社建築は町家建築と同様、19世紀中葉に至って耐久建築化したようだ。八女福島の町並みは日本における都市建築の歴史を忠実に投影した町並みということができよう。なお、明治期の建築と見られるもので、調査できなかったものも数棟あった。

主屋を構造形式別に見ると、草葺真壁造3棟、瓦葺大壁造53棟、瓦葺真壁造25棟(元草葺5棟)で、大壁造はすべて軒裏まで漆喰で塗込める土蔵造であった。

主屋を屋根形式別に見ると、瓦葺入母屋造59棟、瓦葺切妻造18棟(元草葺5棟)、草葺寄棟造3棟で、他に瓦葺の棟を交わらせ鍵屋に造るものが4棟あった。

妻入は55棟で、大壁造は37棟、平入は28棟で、大壁造は14棟であった。東古松町はすべて妻入であった。

これを見ると、妻入瓦葺入母屋造大壁造込造という、これまで八女福島の町家を特徴付けてきた共通項が浮かび上がるが、その数は36棟と全体の半数に満たない。半数以上のその他にも注目する必要がある。

八女福島の町家の建築的特色については次節にて詳細に検討し、各個解説は3節にて示したい。



↓調査町家建築一覧表

[illegible]

3.2 町家建築総論

■町家建築の分析

八女福島の町家建築を特徴付けるのは、白壁で外壁と軒裏を塗込めた妻入の入母屋造の外観を呈する建築形式で、これが間口規模の均等な宅地に並び建って町並み景観を特徴付ける。こうした建築形式を中心としながらも、八女福島の町並みは周辺に多様な建築形式もまた生み出してきた。これらの建築形式も視野に入れながら、構造形式、屋根形式、平面形式、立面形式、室内意匠に分けて、八女福島の町家建築を建築年代と関連付けながら分析し、その履歴と系譜を正確に把握し、伝統的町並みの建築的特色を探りたい。

■構造形式

八女福島の町家建築を特徴付けるのは、妻入入母屋造、瓦葺大壁塗込造と言いつける構造形式である。こうした構造形式を備える町家で最も古いのは、天保9年(1838)建築の今里亭家である。大黒柱には年号とともに福島市中における「居蔵建始」と記した墨書が残され、この「居蔵」こそ妻入入母屋造、瓦葺大壁塗込造の建築形式を指すと考えられる。

実際、天保9年以前の建築と目される町家建築は6棟ほど見出せるが、瓦葺大壁塗込造の若菜静子・川山ハル子家は表の棟を平入として妻入の奥の棟を載せ、全体を壁屋に造る形式で、妻入の大坪借次・松延フサエ・堀川高義家は草葺真壁造であり、妻入入母屋造、瓦葺大壁塗込造は天保9年を端緒として登場したことになる。逆に最も新しいのは明治45年(1912)の鶴祐二家で、これ以降は建てられていない。

これを「居蔵造」と呼ぶならば、この居蔵造こそ江戸末期から明治期にかけて営々と建設され続けた建築形式で、八女福島における町家建築の本流をなす系譜といえる。この居蔵造は妻入入母屋造、瓦葺、外壁を大壁として白漆喰で軒裏まで塗込め、腰を石張とするのが基本で、火災に対する防備を固めた建築形式であるが、八女福島の場合、一階軒裏を塗込める例は今里亭家だけである。

この本流をなす系譜と並行して異なる建築形式の系譜が存在した。その一つは外壁を真壁に造る平入切妻造で、木下喜八郎家南棟、酒井・古賀家、田中・江崎家などがこれに当たる。もう一つは平入切妻造の外壁を大壁として軒裏まで塗込めた平入切妻造で、丸林周司家(中)、高橋正二家、原田春恵家がこれに当たり、ともに江戸期から明治期を通して連続と建設され続けた。さらにもう一

つ、江戸期に主流を形成したと考えられる草葺妻入切妻造の系譜も少数ながら存在した。

一方、大正・昭和期に入ると、江戸・明治期の本流を形成した居蔵造にかわって、外壁を真壁に造った建築形式が現れる。大正期の建築になる松延新家は、外壁を大壁に造りつつも正面のみ真壁に造り、昭和期を代表する角家や鶴家は、居蔵造の象徴であった妻入入母屋造の外壁をすべて真壁に造り、軒裏も垂木を露にする。居蔵造にかわる新たな建築意匠として妻入入母屋造、真壁造が登場したと考えられる。真壁造を良しとする伝統建築に対する近代的理解が影響を及ぼしたのであろう。

■架構形式

構造形式の上で主流をなす居蔵造(妻入入母屋造、大壁塗込造)の架構形式は、主屋に三間梁を架け渡して小屋を組み、宅地間口が広い場合は片側または両側に袖下屋を架け降ろして対応するというもので、江戸期から明治期まで建設時期とは関わりなく連続と継承され、とくに両側に袖下屋を架け降ろす形式が、特徴ある外観を造り出し、主流をなす系譜といえる。

こうした形式が生まれた背景には、三間梁が入手しやすく、小屋を組むことも容易であるという経済的・技術的制約があり、これを踏まえた藩政期の家作制限という社会的制約も加わって、三間梁の使用という前提条件が成立し、この条件下に多様な宅地間口に対応すべく、片側または両側に袖下屋が架け降ろされたと考えられる。

だが、こうした多様な条件が重なって生まれた架構形式は町家建築の正面を飾る外観の様式として定着した。宅地間口が広くなくとも、主屋梁間を二間として両袖下屋を架け降ろした例や、奥側は梁間四間ながらも、表側のみ梁間三間として両袖下屋を架け降ろした例もあり、妻入入母屋造の主屋に両袖下屋を架け降ろした形式が、広く福島の町並みを形成する美的規範として定着したことが窺われる。

草葺町家では二間または二間半梁が用いられる。梁間二間または二間半の瓦葺町家は、これら草葺町家の形式を踏襲したものとも考えられる。

以上の主流に対して系譜を異にする流れが架構形式にもいくつか存在する。いずれも宅地間口が広がった場合に現れる形式で、一つは主屋を平入として両側に袖下屋を架け降ろし、外壁を大壁塗込造とした形式で、原田春恵家を始め3例ほどの存在が確認でき、明治期以降の建

設になる。もう一つは妻入母屋造の主屋に四間以上の梁を架け渡して大規模な小屋を組む形式で、大壁造では渡辺正博家、渡辺隆治家など、明治期以降の建設になるものに見出せ、真壁造では角和憲家、鶴篤介家など、昭和初期建設になるものに見出せる。

だが、圧倒的多数を占めるのは三間梁と袖下屋を用いた妻入母屋造である。ことに三間梁が造り出す妻入母屋造の外観が連続する町並み景観を維持しようとする工夫が、宅地を併合した場合に見出せる。一つは併合した宅地に建つ妻入町家をそのまま利用することによって達成されることもあるが、興味深いのは建替えを行った場合で、一木知子家、井上巖家のように主屋の脇に袖蔵を建てた例に見られ、妻入母屋造の土蔵を建て、あたかも妻入母屋造の主屋が並び建つ外観を造り出すことである。ここには三間梁の妻入母屋造が形成する景観を維持しようとする強固な志向性が窺われる。

なお、屋根の大棟が造り出す形式は、一文字とする直屋がほとんどであるが、し字型に棟を造る鍵屋も見られ、

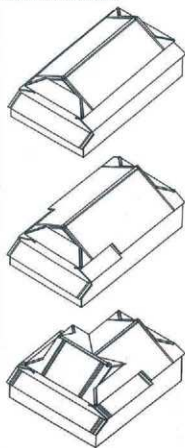
背面に角を出す平入の原田春恵家、妻入の高橋久雄家、前面に角を出す高橋増雄家、高橋練蔵家、古いものでは先に示した若菜静子家、川山ハル子家がある。

小屋組は棟縁天井を張って確認できなかったものが多いが、梁間を三間以下とする例が多いため、束を立てて天秤梁を架け、棟束を立てて棟木を支える形式がほとんどである。古いものは貫を通した束を立てて棟木と母屋を支え、新しいものにはトラスが用いられ、梁間の大きいものは天秤梁を重ねて牛梁と地棟を通して棟木を支える。

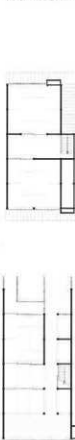
■平面形式

主屋の平面形式きわめて多様であるが、一階は上手に部屋を配し、下手に土間を配する点は共通する。部屋の配列は間口規模に対応して定まり、構造形式の別や建築年代の別と関わりは少ない。三間半前後の小規模間口では、通土間に沿って三室または四室を一列に並べ、表からミセノマ・ツギノマ・ナカノマ・ザシキと呼ばれ、三室の場合はツギノマが省かれる。五間前後の中規模間口では、通土間に沿ってツギノマ・ザシ

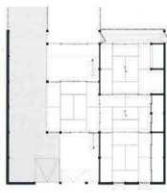
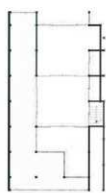
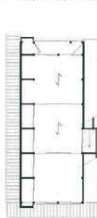
↓ 両袖下屋形式の3類型



↓ 間口3間の真壁造町家



↓ 間口3間の土蔵造町家





↑ 多様な立面形式 開放型と閉鎖型 妻入と平入 下屋無と下下屋
↓ 片下屋開放型



↑ 平入真壁造開放型
↓ 小梁間下下屋開放型



キとの間に一間幅の一室または二室を加え、チャノマ・ダイドコと呼び、一室の場合はチャノマを省く。六間前後の大規模開口の例は少ないが、通土間に沿った部屋を一間幅とし、ミセノマを二室に分けて上手にナンドを置く。土間は表側をオモテニワ、奥をトオリニワと呼び、オモテニワを隔てて下手にミセノマを設ける場合もある。

主屋の二階を見ると、小規模開口では、奥側にザシキを配し、中央と表側は板敷または畳敷の部屋とし、中央の部屋上手に階段を設けるが、下屋またはモヤイ壁を利用する場合が多い。中央の部屋を吹抜けとし、この吹抜けを臨む廊下で前後の部屋を結ぶ例も、高橋久雄家、高橋練蔵家、高橋貞記家に見られる。中規模開口では、奥側のオザシキを続き間とし、表側の部屋を間口一杯に広く取る。大規模開口では一階ザシキとツギノマの天井を高く取り、二階は板敷の部屋のみとする。なお二階にザシキを設けることを計画しながら、工事半ばで中断したため、物置とした例も諸富弘家、鶴祐二家、角和憲（東）家で見られる。

吹抜けの空間は江戸期から明治前期に建設された町家に見られる。江戸期に遡る町家ではナカノマと通土間の上部を一体的に吹抜き、今里亭家、高橋久雄家、堀川高義家に見られる。明治前期の町家では、ナカノマ上部のみを吹抜けとし、高橋練蔵（南）家、高橋貞記家、高

橋靖雄家、井上良雄家、平井朋吉家、渡辺正博家、原田春恵家に見られる。ミセノマ上部に吹抜けを設ける例も、小嶋妙子家、若菜静子家、岡久佐（西）家、平井儀助家、近松信子家に見られるが、いずれも二階は板敷の部屋で、商品の上げ下ろしに利用したのであろう。

主屋のザシキに面して中庭をとり、中庭を囲うように上手に廊下が配され、その奥に便所と風呂場が置かれる。中庭の下手、通土間の奥に竈を置いた炊事場が置かれる。

いずれの町家にも、通土間と中庭を囲むザシキ・便所から構成される伝統的空間が濃密に残され、奥にも土蔵や離座敷が残されている。

■立面形式

明治期と昭和前期の二度にわたる道路拡幅によって軒切りがなされ、八丈福島では町家正面一階の構成が大きく変わった。ことに昭和の道路拡幅では、正面下屋庇を支える庇柱を含む軒切りがなされ、痕跡も不明で、当初の立面形式を把握することが困難であった。だが、一部に軒切りを免れた町家が残り、また軒切り以前の姿を伝える写真が残され、二階も概ね旧状を伝えていることから、これらを手がかりとして立面形式を把握したい。

旧状を伝えた二階の立面形式を眺めると、二類型に分類できる。第一は、縦長の単窓を二つまたは三つ穿



↑ 同下屋閉鎖型と健康開放型

↓ 平入下屋無閉鎖型



↑ 妻入母屋造の主屋と袖廊

↓ 平入下屋閉鎖型



ち、内側に障子戸、外側に防火扉を付け、外壁は大壁に造り、漆喰で軒裏まで塗込めるもので、防火対策を完全とした閉鎖性の高い形式で、第二は、戸袋付きの連窓とし、外側に雨戸を引通し、内側に障子戸または硝子戸を建て、外壁は大壁に造り、漆喰で側面から戸袋まで塗込めるかもしくは真壁に造り、軒裏を垂木露しとするもので、開放性の高い形式である。

後者は一階の構えも開放的で、吊上げの部戸もしくは引通しの雨戸を建てて昼間は開放とする。前者も一階は開放的な構えとする場合もあるが、上手に格子を付したり、腰壁を付けて窓を設けるなど、閉鎖的な構えを取る場合がある。両者とも格子戸または雨戸を両脇に設けた戸袋に引込む例が多い。

前者は二階表側を板敷として商品の収納に用い、一階はミセノマの部屋とし、後者は二階表側を畳敷として部屋とすることから、閉鎖型と呼べる前者は商人の居住に適した立面形式に起源し、開放型と呼べる後者は職人の居住に適した立面形式に起源すると見なせる。実際、閉鎖型は呉服商、和紙商、茶商、造酒屋などが建設した町家に多く、開放型は漆職人、提灯職人などが居住した町家に多く見出すことができる。

閉鎖型は耐火性を重視した立面形式で、二階のみならず、一階の庇軒裏も漆喰で塗込め、雨戸に替わって防火戸を引通す場合があるが、八女福島では今里家に

軒裏を塗込めた例が見られるのみで、一階の防火戸は残らない。昭和前期の道路拡幅に際して失われた可能性もあり、詳細は現在のところ不明である。

閉鎖型の二階に穿たれた縦長の単窓には水切りを兼ねた縁型を巡らす、建築年代の古い今里亭家などは二階軒が低いので水切りは必要としない。

真壁造の町家は開放型の立面形式をとり、戸袋は漆喰で塗込めないが、開放型そのものは草葺町家の立面形式を継承したものと考えられる。

なお、軒切り以前の一階の立面形式は、下屋庇が長く延び、軒先に幕掛が吊るされ、深い軒を持送りで支え、部戸と大戸を建て、両脇に戸袋を設ける形式であったと見られる。長い下屋庇と幕掛は京町の平井家に残される。他、唐人町の諸富家には部戸・大戸・持送り・幕掛・戸袋、部戸と持送りが東古松町の岡田家、持送りが東古松町の今里家に残される。これら現存例では、部戸と大戸は主屋柱筋に建てる場合が多いが、軒切された町家では平井朋吉家のように庇柱筋に建てる場合が多かったと考えられる。

外壁は白漆喰仕上げが基本で、明治末期から昭和初期に流行した鼠漆喰や黒漆喰仕上げは、昭和初期の真壁造の角和憲(西)家に見られるだけで、主流をなす大壁塗込造には見られない。だが、取り壊された堀屋木下家は古写真から窺うと、黒漆喰仕上げであり、少数な

がら流行を取り入れたものも存在したようだ。

腰壁を見ると、側面を石張とする例が建築年代の古い今里亭家、丸林周司家に見られる。海鼠壁とする例は田中義博家、諸富弘家に残されるのみで、田中家の場合明治期の造作になり、諸富家の場合も側面腰は石張である。しかし、諸富弘家、木下茂家、木下喜八郎家など、軒切り以前の古写真を見ると、側面腰壁、正面前下屋庇控壁、正面戸袋腰壁を海鼠壁としていた町家が少なからず存在したようだが、広く普及を見ることはなかったようだ。なお、腰壁をささら子下見板貼とする例も散見され、戦後に新築になった町家建築あるいは道路拡幅に伴う改修時に用いられた形式と見られるが、用いられた時期は定かでなく、今後の調査に期待したい。

外観に現れた柱・差物・建具などの木部は弁柄と柿渋を塗って鮮やかに仕上げる。これも江戸期から昭和期まで連続と継承され、手入れも怠らず近年まで行われてきたという。ただし昭和初期に建設された新たな意匠の妻入母屋造真壁造の町家では弁柄は用いられていな

い。これも素木を良しとする伝統建築に対する近代的理解の影響がもたらしたのであろう。

■座敷意匠

主座敷は二階奥に設ける例が多く、八畳間に床の間を設け、床脇に天袋と棚、縁側に平書院を設ける。二階座敷故に天井を高く取らず、長押を打たず、簡素ながらも洗練された意匠が基本であったが、明治期に入ると、長押を巡らすものが増え、さらに床脇に畳を敷込み、狹間を設ける形式が普及する。

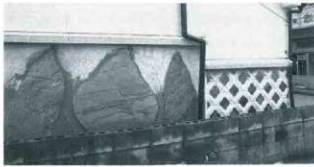
こうした座敷意匠は今里亭家、田中義博家などの上質の座敷では江戸期から取り入れられ、これらの座敷意匠が明治期に入って次第に広く普及を見たと考えられる。

二階座敷で特徴をなすのは、部屋の二方に縁を巡らす手法が若菜静子家、高橋久雄家、大石喜八郎家、高橋家（南）家に見出せることで、両側を壁で閉ざされた中、脇通りに面した立地、隣家との間に距離をとる工夫を施した上で、開放的な空間を創出している。

建築年代が江戸期に遡る古いものにも、座敷を主屋



↑ 撩上げ筋戸 諸富弘家
↑ 持送り 岡田栄家



↑ 壁の石張壁と海鼠壁 諸富弘家
↑ 軒下塗込の下屋庇と持送り下屋壁等 平井南吉家



一階に設ける例が今里亨家、田中義博家に見られ、この場合は座敷上部に部屋を設けなため天井を高く張る。座敷を一階に設ける例は、部屋を二列に並べる間口が広い平面形式にも見られ、角家東棟では、主屋から架け降ろした下屋に座敷を納め、原田春恵家では、主屋奥に角屋を出して座敷を設け、いずれも天井を高く取る。

■町別に見た町家建築

長く伸びた往還沿いに建てられた八女福岡の町家は町ごとに特徴ある形式を示す。調査を実施した町家建築が集中した東宮野町・中宮野町と東古松町・西古松町に見てみたい。

東古松町は妻入母屋造の居蔵造の町家が建ち並び、奥行の長い宅地には梁間三間の町家が数多く建ち並んで固有のリズムを造る。無量寿院南側の狭小な宅地では梁間二間半の町家、角地近くには梁間四間の町家も見られるもの、草葺の堀川高義家を除いて妻入母屋造の居蔵造であることは共通する。梁間二間半の町家が建ち並ぶ場合、モヤイ壁を造って高密な空間

利用を図る。

西古松町は平入切妻造の真壁造の町家が長屋形式にて建ち並ぶ一角がある。明治34年の火災後、一斉に再建された際、モヤイ壁を越えた空間利用を図った結果、平入長屋形式を採用したのであろうが、他にも平入町家が少なからず散見される。

中宮野町は許斐家(中)を除いて梁間二間半の妻入母屋造の町家建築が並び建つ点に特徴が見出せる。昭和期の街路拡幅以前の写真によると、草葺町家が建ち並ぶ中に妻入母屋造の居蔵造町家が点在する景観が窺え、梁間二間半の妻入母屋造町家がこれら草葺町家の建替えによって成立したことが推定できる。

東宮野町は多彩な屋根形式が見られる点が目を惹き、直屋と鍵屋、梁間四間と三間、両袖に下屋を付すもの、付さないもの、立ちの高いもの低いもの、切妻造と入母屋造、平入と妻入などが見られるが、外壁を大壁塗込造とする点は共通する。こうした多様性をもたらした要因は、大庄屋屋敷を継承した宅地規模に格差があることに求められる。



↑江戸期の床の間 今里亨家

↑江戸期のナカノマ 高橋久雄家 ↓江戸期のミセノマ 高橋久雄家



↑明治期の床の間 高橋貞記家

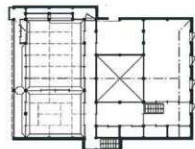
↓明治期のナカノマ 高橋貞記家



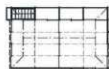
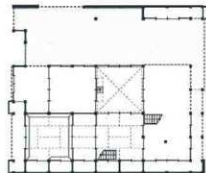
3. 町家建築各論

■西矢原町の町家建築

□溝尻岩夫家 福島町の入口に架かる眼鏡橋の北詰に建つ。昭和12年の道路拡幅の際、和傘屋を営んだ溝尻国吉が、草葺町家を瓦葺に改築したもので、棟木墨書に「昭和拾参年九月建主溝尻岩夫」とある。水路に面し



木下茂家復原平面図 ↑二階 ↓一階

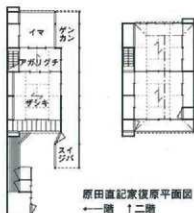


溝尻岩夫家
復原平面図 ↑二階 ↓一階



で敷地を構え、主屋は妻入母屋造、外壁真壁に造る。南側の水路沿いに配した庭に面して主座敷を設け、通土間は設けない。

□木下 茂家 西矢原町西側に広大な敷地を占め、喜多屋と号した文政年間創業の酒造業を今も営む。現在地に移ったのは二代卯三郎の代19世紀半ば、主屋は三代嘉七の代明治10年の西南戦争直後の建築という。角釘を用いる点がこれを裏付ける。明治後期に仏間を増築、大正後期に離座敷を増築した。五代光太郎の代昭和7年に煉瓦蔵の煙突と前蔵・中蔵・本蔵から成る酒蔵を新築、洋風の事務所は「昭和拾参年九月十五日上棟」と墨書が残される。主屋は妻入母屋造、外壁は大壁塗込造とし、かつては腰を海鼠壁としていた。昭和13年の道路拡幅の



原田直記家復原平面図
←一階 ↑二階



↑溝尻岩夫家正面
↓木下茂家通土間

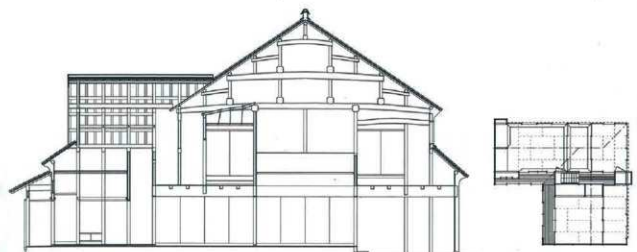


↑溝尻岩夫家座敷
↓木下茂家二階座敷



↑木下茂家正面
↓木下茂家新座敷





↑木下茂家断面図

↓清沢岩夫家断面図

↓原田直記家断面図

鶴辰徳家復原平面図 ↑一階 ↑二階



際、表構えを格子戸引込み、ガラス戸引込みに改めた。福島町並みの西の入口に欠かせない建築群として貴重な存在である。

□原田直記家 仏壇屋が居住した町家を昭和16年に買得したものという。妻入母屋造、外壁を真壁に造り、一階表構えは雨戸のみ、二階は障子戸に雨戸という開放的な構えとする。平面は単列に三室を配し、表からイマ・アガリグチ・ザシキと呼ばれる。一階・二階に設けられた座

敷造作はいずれも後補である。古材を転用しているが、当初間中柱が存在し、経年感と丸釘を用いることから、明治中期の建築と考えられる。

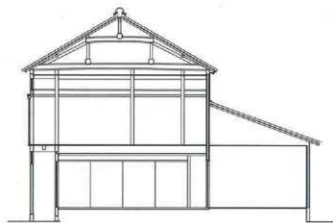
□鶴辰徳家 動島屋と号して油屋を営んでいたが、昭和4年から茶碗屋に転じて現在に至っている。主屋は茶碗屋に転じた頃の建築で、一階はスクラッチタイル張りの外壁にパラベットを立ち上げ、手摺付テラスを設けて洋風に造り、二階は町並みとの連続性を保つため入母屋造の和風

↑喜多屋酒造事務所
↓原田直記家仏間↑原田直記家正面
↓鶴辰徳家外観

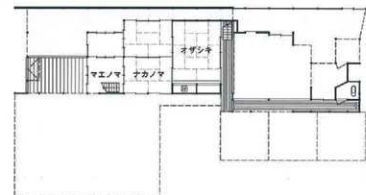
↑原田直記家座敷



↓鶴辰徳家一階表構え



↑ 鶴祐二家断面図



下川勇家・鶴祐二家復原平面図 ↑ 一階 ↑ 二階

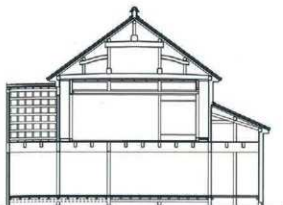
に造る。店の間はベニヤ板の天井を張り、角にショウウィンドウを設け、内部は北側に設けた通土間に沿ってザシキ・ニワ・仏間の三室が並ぶ。

□下川 勇家 昭和15年に米国から帰国した兄博が下駄屋から買得したもの。主屋は妻入母屋造、外壁を大壁塗込造とする。主屋正面に門と塀を構えていたが、後に取り払って下屋庇を延ばしたという。大東寺境内にあった油紋工場を曳屋し、住居に改造したと伝わる。柱は太く、一階梁も太い野物で、小屋組は登梁を用いる。明治中期建築の工場または土蔵を移築し、明治後期に住居用の造作を施したと見て間違いないが、表構えは伝統的町家の表情を造り上げる。

□鶴 祐二家 明治18年創業の仏壇屋を営む。初代鶴亀太郎の代の建築で、棟木に「明治四拾五歳三月吉日建之」の墨書が残される。主屋は妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、本二階建てであるが、主座敷などの二階造作は未完のまま今日に至っている。通土間に沿ってマエノマ・ナカノマ・オザシキと呼ばれる諸室を配する。柱と指物は木太くて内法高も高いが、一階座敷天井は面皮付棹縁とし、店の間と境に細格子を入れるなど、意匠も凝らしていたようだ。

□木下喜八郎家北棟 明治20年代に紙問屋を営

↑ 下川勇家正面
↑ 鶴祐二家正面↑ 下川勇家土間
↑ 鶴祐二家中庭↑ 下川勇家座敷
↑ 鶴祐二家仏間



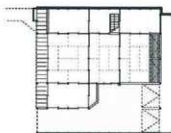
↑木下喜八郎家北横断面図



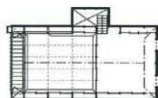
↑木下喜八郎家南横断面図

んだ村山家から荒壁仕上のままの町家を買取ったもので、以後は塩屋と号して呉服屋・米屋を営んだという。主屋は妻入母屋造、北側に下屋を降ろし、外壁は大壁塗込造とする。通土間に沿って二列に部屋を配し、主座敷は二階に設ける。昭和30年頃に下屋を軒切りされたが、戸締りは主屋柱筋で、吊上げ大戸と蔭戸であった。階段に角釘を用いるが、明治20年頃の建築と考えられる。

□木下喜八郎家南棟 菜種油の製造販売を業としていた木下本家の建物を、大正12年に西隣の敷地から移築し、増築を施したものである。平入片入母屋造、外壁は真壁に造るが、妻壁のみ大壁に造る。軒切りの際、一階と二階の下屋柱筋と壁面が不揃いとなった。南側の増築部は棟木に「大正十二年七月十九日建之」の墨書があり、移築と増築を裏書する。主座敷

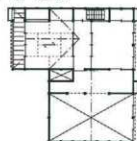
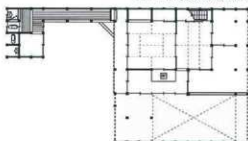


木下喜八郎家北横復原平面図



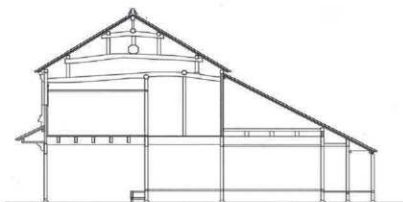
木下喜八郎家南横復原平面図

↑一階 ↑二階
↓一階 ↓二階

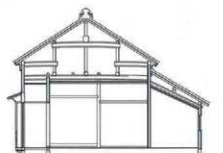
↑木下喜八郎家北横正面
↓木下喜八郎家南横正面

↑木下喜八郎北横店の間

↑木下喜八郎南横座敷
↓木下喜八郎家南横小屋組

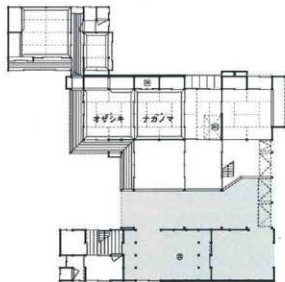


↑ 原田春恵家断面図

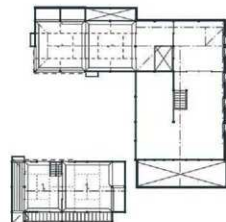
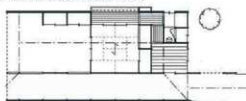


↑ 井上長蔵家断面図

原田春恵家復原平面図 ↓一階 ↓二階



↓ 井上長蔵家倉庫復原平面図

↑ 原田春恵家正面
↓ 原田春恵家通土間↑ 原田春恵家座敷
↓ 原田春恵家神棚

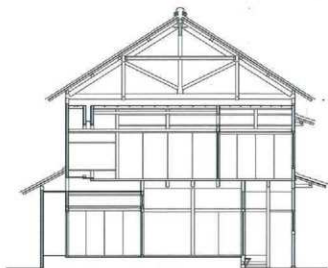
は二階で、簡素な意匠を呈し、小屋組にも経年感があり、角釘の痕跡も残り、移築部の建築年代は19世紀前期に遡る可能性がある。

■東矢原町の町家建築

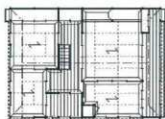
□秋山栄一郎家 旧寺崎家(原田春恵家)の向かいに水路に隣接して建つ。寺崎家の米の倉庫として建築され、後に寺崎家で育った秋山栄一郎氏の所有となる。主屋は妻入母屋造、平屋建てで南側に下屋を降ろす。水路に面した壁面は大壁とし、他の壁は真壁とする。座敷は水路に向けて開かれる。明治後期に倉庫を改造して住居に転じたものであろう。

□原田春恵家 正福寺の門前に位置する平入母屋造の町家で、明治期に地主で米穀卸商を営んだ寺崎忠太郎が建築したものという。主屋は平入母屋造、阿袖に下屋を降ろし、外壁は大壁塗込造とする。通土間を中央に設けるが、南側一間は増築で、二列に諸室を並べ、二方に縁を巡らした主座敷を奥に配する。主座敷の長押と棹縁は面皮付き、長押は九釘で止める。主屋柱筋に戸口の溝が残され、三本溝も残されるが、明治中期の建築であろう。座敷奥に続く離座敷は大正期の増築と見られる。

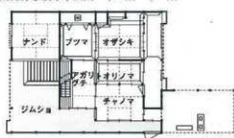
□鶴 篤介家 ヤマキと号して昭和初期まで材木商を営んでいたが、戦後は履物店を営む。主屋は妻入母屋造、外壁は真壁に造り、二階軒裏は上裏とする。一



↑鶴篤介家断面図



鶴篤介家復原平面図 ↑二階 ↓一階



↑鶴篤介家正面



↑井上長蔵家倉庫正面



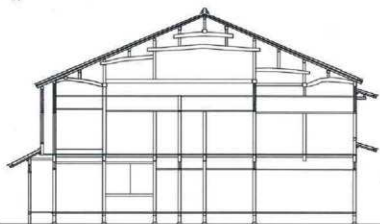
↑鶴篤介家二階座敷



↑井上長蔵家倉庫小屋組

↑鶴篤介家一階座敷





↑ 酒井広悦家断面図

階表は一本引きの雨戸、内側に引違いガラス戸を建てる。主屋は棟木に「昭和八年二月吉日」の墨書があり、建築年代が判明する。当初は二階に便所を設

け、座敷は総漆塗りとする。昭和27・8年の道路拡幅で下屋の軒切りがなされたという。

■西古松町の町家建築

□酒井広悦家 魚の行商を営んだ松本家が居住し、大正初期に酒井亀吉が買得して宮殿製作を行っていたという。南棟は平入切妻造、外壁は真壁に造り、南隣の古賀家と棟続きで、明治34年の大火後に再建された町家群の一つ。向かいの江崎・田中家と同様の構造形式で、平面も通

土間に沿って二部屋を並べ、表のみ二階を造り、裏手に大下屋を架け降ろし、小屋組を露しとする。北棟も平入切妻造、外壁は真壁造で、南棟に比して軒高が高く、奥行きがあるので棟高も高い。棟木に「昭和七年四月九日建築人酒井亀吉」とあり、建築年代が判明する。主座敷は北棟二階にあり、床脇を押入れとする。

□古賀繁樹家 履物屋を営んでいた古賀平吉が、明治34年の大火後に建築したもので、北隣の酒井家と棟続きで、真壁造の平



酒井広悦家・古賀繁樹家復原平面図 ↑ 一階

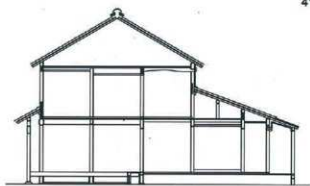


↑ 二階

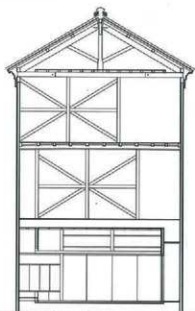
↑ 酒井広悦家正面
↓ 古賀繁樹家正面↑ 酒井広悦家通土間
↓ 古賀繁樹家二階座敷↑ 酒井広悦家仏間
↓ 古賀繁樹家中の間

入切妻造で、向かいの江崎家・田中家と同様の形式で、西古松町固有の町家建築である。昭和27年の道路拡幅時の軒切りのため、一階正面の吊上げ大戸と二段の藪戸を失ったという。平面は通土間に沿って二部屋を並べ、二階は表のみとする。

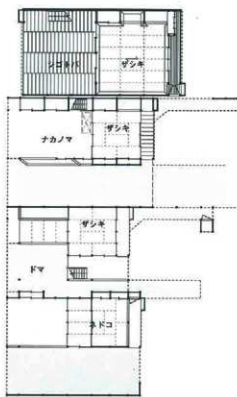
□田中茂行家 緒玉屋と号して弘化年間創業の人形次いで提灯製造業を営み、明治34年の大火後の建築と伝わる。南隣の江崎家と棟続きの平入切妻造、真壁に外壁を造る。戦後の道路拡幅に伴う軒切りによって、吊上げ大戸で戸締りした庇柱筋を失った。平面は向かいの酒井家・古賀家と同様で、通土間に沿って部屋を二室並べ、表二階に部屋を設け、背面に大下屋を架け降ろすもの。背面に無量寿院境内が広がり、敷地奥行きは浅く、そのため座敷を一階に配した三階建土蔵を北側に増築した。妻入祖母造、大壁塗込造で、棟木に「昭和七年拾月吉日上棟建主田中熊吉」と墨書が残され、西古松町に傳説を呈している。洋小屋を用いた木太い上質の建築で、十五畳敷の主座敷意匠も優れる。三階蔵の前身建物は奥に曳屋され、隠居屋として利用されている。



↑ 江崎忠助家断面図



↑ 田中茂行家断面図



↑ 田中茂行家・江崎忠助家復原平面図



↑ 田中茂行家正面
↓ 江崎忠助家北棟正面

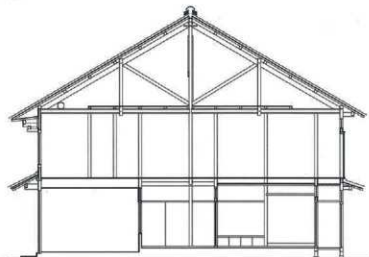


↑ 田中茂行家仏間
↓ 江崎忠助家店間

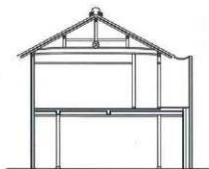


↑ 田中茂行家中庭
↓ 江崎忠助家南棟正面





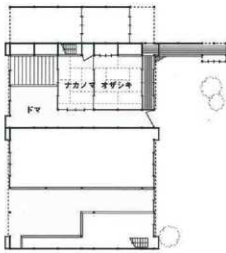
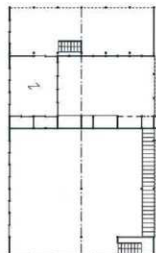
↑丸林泰一・志郎家断面図
丸林泰一・志郎家復原平面図 ↓二階 ↓一階



↑丸林周司家南棟断面図

□江崎忠助家 明治43年没の初代以来、木炭問屋と米穀商を営んできた。明治34年に起こった大火後、北隣の田中家と共同で再建したと伝わり、田中家と棟続きの平入切妻造、真壁造の外壁とする。通土間に沿って西側に二部屋を並べ、表二階に部屋を配し、背面に大下屋を架け降ろす。向かいの酒井家・古賀家と同様の構造・平面形式を示す。南側の妻入母屋造、外壁が真壁造の町家は、大正期に買得し、炭蔵として主屋と一体利用されてきたが、小屋組の梁に火災の跡があり、明治前期の建築と推定される。

□朝山邦彦家 提灯房製造を営んでいた角家の居住した町家で、由留部家を経て朝山家の所有に帰し、提灯の側製造を営んでいた。妻入母屋造、外壁を大壁塗込造とし、梁間は二間ながら両袖に下屋を



↑丸林泰一・志郎家正面
↓丸林周司家北棟正面



↑丸林泰一・志郎家通土間
↓丸林周司家中棟正面

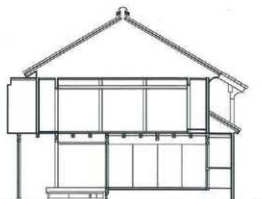


↑丸林泰一・志郎家仏間
↓丸林周司家中棟座敷





↑丸林岡司家中横断面図



↑丸林岡司家北横断面図

降ろす。主座敷は二階で、床の間の奥行きが浅く、長押も廻さない。南隣の同形式の由留部家と比べ、経年感は大きく、中庭周りの廊下持送り絵様から見て、建築年代は19世紀中期に遡ると推定される。平面は通土間に沿って、一間と一間半幅の部屋を三室配するもの。道路拡幅時の軒切りによって下屋庇柱を失ったようだ。

□由留部進家 菓子屋を営んだ下妻家の居住した町家で、由留部家の所有に帰した後、下駄の塗装、提灯の塗装が営まれてきた。妻入母屋造、外壁を大壁塗込造とし、梁間二間半ながら両袖を下屋を降ろすが、奥は二階屋根を両側に架け降ろす。明治27年の道路拡幅時に庇柱筋を失ったようで、明治34年の大火で北隣の朝山家とともに焼け残ったと考えられる。主座敷は二階、板床・棚・天袋・

丸林岡司家復原平面図 ↓一階 ↓二階



狹潜り・黒漆柱の欄間を設け、長押を廻す。明治期の福島の特徴を普く示す町家として貴重である。

□丸林恭一・志郎家 提灯製造業を営んだ向かいの丸林本家が倉庫と分家の住居として建築したもので、両

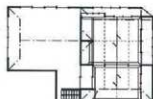
↑丸林岡司家南棟正面
↓朝山邦彦家正面↑丸林岡司家離座敷背面
↓朝山邦彦家座敷↑丸林岡司家離座敷
↓朝山邦彦家中間



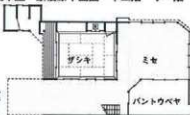
↑ 由留部進家断面図



↑ 朝山邦彦家断面図

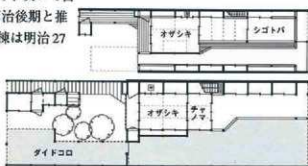


高木益一家復原平面図 ↑二階 ↓一階

朝山邦彦家復原平面図 ↑二階 ↓一階
由留部進家復原平面図 ↑二階 ↓一階

者とも「昭和六年拾貳月貳拾壹日建」と墨書があり、さらに倉庫が「建主丸林徳次」、住居が「建主丸林乙次郎」とある。ともに平入切妻造、外壁は真壁に造り、立ちが高く、間口が広い。倉庫は中三階建て、畳敷きの部屋はなく、軒裏を上裏に造り、小屋組は洋小屋とする。住居はさらに北側に棟が続く。丸林乙次郎は提灯の側製造を業としていた。

□丸林周司家 北から順に妻入母屋造、平入切妻造、妻入母屋造の3棟の町家が並ぶ。いずれも外壁は大壁塗込造とし、北棟と南棟は連窓、中央の棟は単窓とする。中央の棟は提灯製造を営んだ丸林徳次が大正期に買得したもの、北側の棟は小山田家が病院を開業し、南側の棟は豆腐屋が居住していたものをそれぞれ買得したものという。最も古いのは小屋組は束を貫で固めた南側の棟で、19世紀中期に遡り、次いで古いのは中央の棟で、明治中期と推定され、北の棟は明治後期と推定される。北棟庇柱筋に葎戸の溝が残り、南棟と中棟は明治27年の道路拡張で下屋柱筋を失ったことがこれを裏付ける。北棟は柱が太くて側面腰を石張りとし、二階の主座敷は面皮付き棹縁天井を漆塗仕上げとした上質の町家建築で、南棟は内部の改造が大きい。裏手には昭和初期の建築になる二階建ての離座敷と二つの敷地にまたがる倉庫が残される。

↑ 由留部進家正面
↓ 高木益一家背面↑ 由留部進家座敷
↓ 高木益一家座敷↑ 由留部進家漆室
↓ 高木益一家店の間

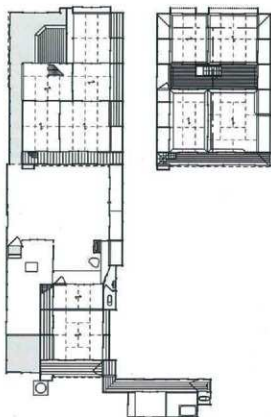


↑角和憲家断面図

□高木益一家 明治中期以来、ラムネ・サイダー製造販売を営んできた。角地に建つ妻入母屋造の町家で、正面店の間は昭和13年頃の建築、裏側には明治中期の建築と見られる主屋が残されるが、内部の改造が大きい。店の間は立ちの高い本二階建、二階に小庇が付き、二階軒に上裏を造り、角に隅切りを施し、いかにも昭和前期の建築らしい姿を呈する。

■東古松町の町家建築

□角 和憲家 茶碗屋から提灯屋を経て大正初期から材木商を営む。角地に建つ妻入母屋造、外壁を真壁造風漆喰仕上げとし、際立つ外観を呈する。主屋と中庭を隔てて仏間、さらに奥の中庭を介して洋間をもつ隠居屋が続き、外堀に達し、いずれも西側道路に側面を見せる。主屋棟木には「上棟昭和八年九月三十日」と墨書があり、仏間は大正11年の建築、隠居屋は昭和27年の建築である。全国から良材を選りすぐって建てられ

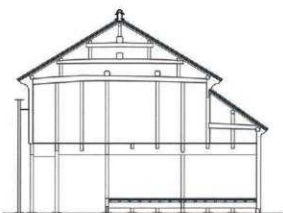


角和憲家復原平面図 ↑一階 ↑二階

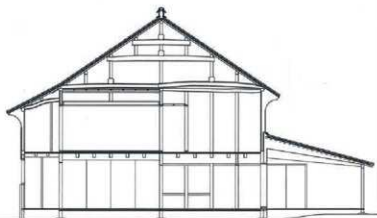
た主屋を始め、良質かつ個性的な建築群が造り出す内外の空間は見所が多い。

□渡部正博家 かつて油屋を、後に鰯屋を営み、「角の鰯屋」と呼ばれた町家で、鬼瓦の銘より明治12年の建築であることがわかる。主屋は梁間四間の妻入

↑角和憲家正面
↓角和憲家座敷↑角和憲家洋館
↓角和憲家隠居敷↑角和憲家中庭
↓角和憲家洋館正面



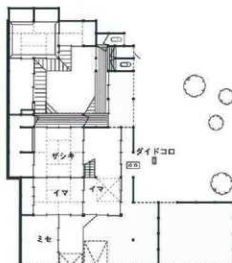
↑ 渡辺正博家断面図



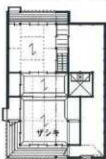
↑ 角和憲家東横断面図

母屋造、大壁塗込造の外壁を備え、二階は角地に縁を巡らして主座敷を設ける。昭和前期の道路拡幅の影響を受けず、跳上げ大戸と蓐戸の痕跡が残される。角地に面して前土間を設け、通の反対側に通土間を設ける。蛸蔵として用いられた袖蔵も主屋と同時期に建てられたと考えられる。保存状態も良好で、明治前期を代表する町家といえよう。

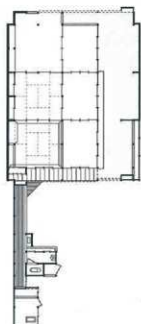
□角和憲(栗原)家 角本家から分家した角次助が分家した明治初期に建設されたものという。丸釘を用いるので、明治中期の建築である可能性が高い。妻入母屋造、外壁を大壁塗込



渡辺正博家復原平面図 ↑一階



↑二階



↑ 角和憲家東横復原平面図

↑ 渡辺正博家正面
↑ 角和憲家東横正面↑ 渡辺正博家主座敷
↑ 角和憲家東横小屋組

↑ 渡辺正博家冲欄



↑ 角和憲家東横土蔵

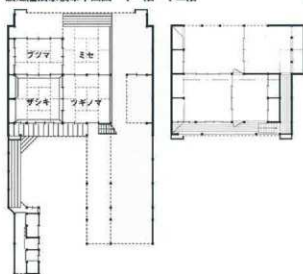
造とし、片側に下屋を降ろす。下屋下に収められた座敷造作は大正期に完成したものと見られる。通土間・店の間周りの柱と指物に樺材を多用し、造作は徐々に行われた骨太い上質の町家だが、二階は未完のままである。裏側の蔵は明治後期の建築であろう。

□渡辺隆治家 戦前までタオル製造販売を営んでいた渡辺幸太郎が、日露戦争後から帰還した直後、明治37年の分家時に新築なった町家で、妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、梁間五間半を数える大屋根を正面に見せる。土間に沿って二室が二列に並ぶ。二階は床の間の造作は施されたものの未完で、昭和40年頃造作がなされ、昭和12年の道路拉幅に際し、三尺ほどの軒切りを施されたという。一・二階ともに内法高が高く、さらに立ちを高く見せている。

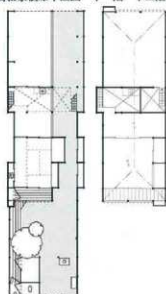
□堀川高義家 かつて提灯屋を営んだ伊藤市太郎が居住したが、堀川家も提灯製造業を営む。妻入寄棟造薬葺、梁間は二間半、当初より両側にもやい壁を造る。主座敷は二階で、舟底天井を張り、神棚を置く中の間上部を吹抜けとする。一間半に三本溝を引き、二階床板を目板張りとするが、胴差を用いて間中柱を間引くので、19世紀前期の建築であろう。奥の作業場は元隠居屋の離座敷で、明治初期の建設と推定される。敷地全体に旧状を良く残す上質な草葺町家として貴重である。



↑渡辺隆治家断面図
渡辺隆治家復原平面図 ↓一階 ↓二階



↑堀川高義家断面図
堀川高義家復原平面図 ↓一階 ↓二階

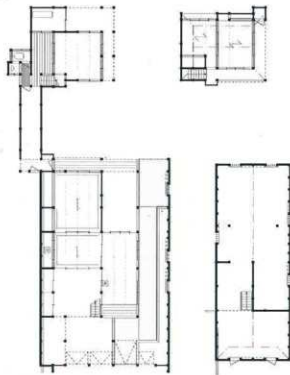


↑渡辺隆治家正面
↓堀川高義家正面

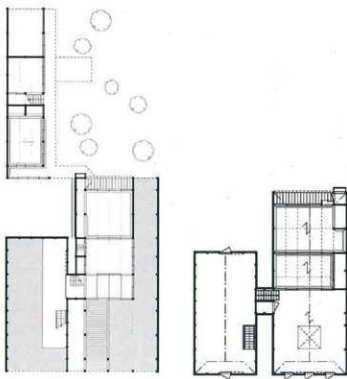


↑渡辺隆治家主座敷
↓堀川高義家仏間





今里亭家復原平面図 ↑一階 ↑二階



一木知子家復原平面図 ↑一階 ↑二階



↑今里亭家新断面図

□今里 亭家 江戸末期から明治期にかけて活躍した山形屋小山田和助の建設した町家。妻入母屋造、両袖に下屋を降ろし、二階軒高は低い。大黒柱墨書に「天保九戊戌歲閏四月二日吉方良辰を撰棟上」とあり、「於福島市中居蔵建始る」とも記す。大壁塗込造とし、一階庇軒先も塗り込め、側面腰を石張りとする。主座敷は一階奥に配し、通土間に沿って二列三間を並べ、中の間上部を吹き放し、通土間と一体的なおおらかな空間を造る。大正期に西側敷地を併合し、増築を施し、同時に奥の敷居屋風離座敷を建築したと見られる。軒

↑今里亭家背面
↓一木知子家正面↑今里亭家通土間
↓一木知子家座敷

↑今里亭家箱階段

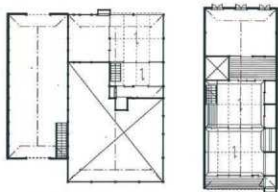


↓一木知子家袖蔵内部



切りの影響はなく、内外ともに旧状を良く留め、建築年代の明確な最古の妻入「居蔵建」町家として重要である。

□一木知子家 江戸期は製蠟業を営み、明治期以降はカネショウと号した呉服商を営んでいた今里家の町家で、主屋と袖蔵が並び建つ。内部は当初より一体利用され、いづれも妻入母屋造、外壁を大壁塗込造とする。袖蔵棟木に「明治四拾貳歳西四月吉日」の墨書があり、建築年代が判明する。二階主座敷は付書院を設け、一階座敷は長押と棹縁を面皮付として意匠を変える。正面上屋庇の軒切によって当初の建具を失い、釜屋も改築されたが、良質な建築として貴重である。



井上巖家・近松信子家復原平面図 ←一階 ↑二階

□井上 巖家 明治20年当時は小山田和助の所有で、後に東隣の油屋と号して肥料屋を営み、余米取でもあった岡田家が買得し、現存する町家を建設したと見られる。妻入母屋造、大壁塗込造の主屋と袖蔵を並べ建てる。主座敷は一階奥で、続き間として天井を高く張り、長押・押落り・平書院・天袋・欄間を設ける。主屋は近在の老人の生年より明治41年以降、大正初期の建築、洋小屋の袖蔵は昭和初期の建築と考えられる。袖蔵を促えた町家として貴重である。

□近松信子家 油屋と号して肥料屋を営み、余米取でもあった岡田家が居住した町家で、妻入母屋造、外壁を大壁塗込造とする。二階主座敷長押は丸釘止で、明治27年の道路拡幅以前、明治中期の建築と見られる。表構えの吊上げ部戸は軒切り時に失われた。大正期に西隣に建設された町家との間に小座敷を増築、面皮付数寄屋風の造作を施し、便所、廊下も同時期の造作と見られる。弁柄を多用した華やかな室内意匠を呈し、保存状態は良好である。

□伊藤文二家 提灯箱の製造に携わる指物職人の居住



↑井上巖家正面
↓近松信子家正面

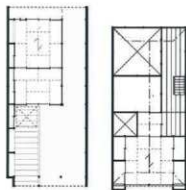


↑井上巖家主座敷床の間
↓近松信子家主座敷

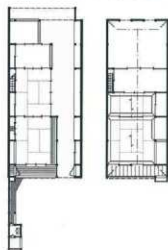


↑井上巖家主座敷欄間
↓近松信子家背面中庭





伊藤文二家復原平面図 ↑一階 ↑二階
安達アツメ家復原平面図 ↓一階 ↓二階



↑伊藤文二家断面図

↑安達アツメ家断面図

した町家で、妻入母屋造、外壁は大壁塗込造とする。主座敷は一階奥、天井を高く張り、長押を打たず、平書院を設け、中の間上部を吹抜き、三本溝を設け、二階の内法高も低いので、建築年代は19世紀中期に遡ると考えられる。昭和10年代に軒切りが施され、下屋庇柱筋が失われ、一階表構え旧状は不明である。職人が居住した町家の典型例として貴重である。

□国武元基家 鏡台・針箱、後に提灯箱を製造した指物職人の居住した町家で、妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、二階へ至る階段は西隣家とのもやい壁に設け、西隣の岡田家との間は今ももやい壁である。建築年代は19世紀中期に遡り、長押・平書院を設けた二階主座敷は明治後期の造作と見られる。敷地奥まで旧状を良く留め、東隣の岡田家とは井戸を共用していたという。

□岡田栄家 金箔張りを業とする箔屋を営んだ村木家が居住した町家で、岡田家を買得後は茶商を営んでいた。元は妻入母屋造、大壁塗込造であったが、昭和45年の東隣家の火災で類焼、上屋梁の一部を残して二階を改築、切妻屋根の真壁造に改めた。一階は旧状を良く留め、表構えも庇の軒切りのみ、庇を支える持送りと吊上げの藩戸が残される。床板は角釘止め、二階主座敷は長押がなく、床の奥行きも浅いので、建築年代は19



↑伊藤文二家正面
↓安達厚子家正面



↑伊藤文二家座敷
↓安達厚子家座敷



↑伊藤文二家小屋組
↓安達厚子家縁側





↑ 国武元基家・岡田栄家断面図

世紀中期に遡ると考えられる。

□安達アツメ家 来歴は不詳であるが、明治20年の所有者は岡田清次郎。安達家を買得後は、提灯製造業営んでいたという。妻入母屋造、大壁塗込造、両隣とのもやい壁に収納と階段を収める。主座敷は二階、長押を廻し、床脇に畳を敷き込む。床板は丸釘止め、持送りは削抜き型で、明治中期の建築と考えられる。軒切りで一階表構えが失われたものの、明治中期の標準的町家として貴重である。

■東京町の町家建築

□福島酒造 造酒業を営んだ坂口本家の屋敷跡で、現在の主屋は昭和3年に設立された福島酒造の社屋兼住居として坂口本家の離座敷を曳屋し、二階と表側の諸室を増築したものと伝わる。表棟の小屋組は古めかしく、酒蔵の小屋組を用いた可能性もある。黒漆喰仕上げの座敷造作とモルタル洗出し仕上げ腰壁を備える表構えは昭和3年の造作と見て間違いない。裏の水路沿い



国武元基家・岡田栄家
後部平面図

←一階
↓二階

には洋小屋の酒蔵が2棟残される。

□須本辰弥家 高橋家の隠居屋として大正2年に築後20年の町家を羽太塚から移築したものと伝わる。主屋棟木に明治20年代建設時の墨書、座敷上部に大正2年移築時の墨書が残されるというが、いずれも年号は確認できなかった。平入母屋造、棟はT字型に造り、外壁は大壁塗込造である。一階主座敷の天井は高く、大正期の造作と考えられ、店の間隔差は三間を測り、見応えある空間を形成する。

□坂口哲治家 桁形の東側に位置し、昭和12年の道



↑ 国武元基家正面
↓ 岡田栄家正面

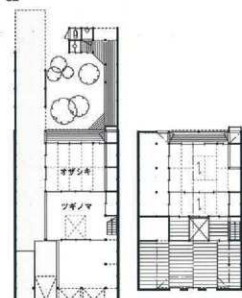


↑ 国武元基家座敷
↓ 岡田栄家店の間

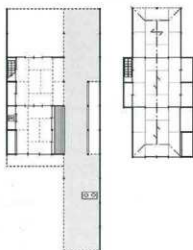


↑ 国武元基家店の間
↓ 岡田栄家中庭

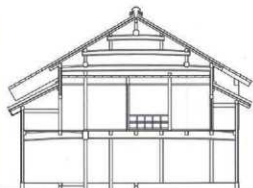




平井朋吉家復原平面図 ↑一階 ↑二階
坂口哲治家復原平面図 ↓一階 ↓二階



↑ 平井朋吉家渡廊下



↑ 平井朋吉家断面図
↓ 坂口哲治家断面図



路拉幅によって主屋を一間ほど軒切りされた。軒切り以前、履物店を営んでいた当時の古写真が残される。寄棟造草葺であったが、軒切り時に軒高を高め、入母屋造棧瓦葺に改められた。主座敷は二階奥、一階は通土間に沿って三部屋を並べていた。住居に改修された裏の米蔵は天保7年の墨書があり、取り壊された離座敷も天保11年の墨書があったという。主屋の建築年代も同時期まで遡ると考えられる。西側に存在した高札の礎石を庭に残している。

□平井朋吉家 塀屋と号して呉服店を営んだ木下茂一郎が建築したもの。明治中期に平井家が買得、大正7年以降は分家した平井忠平が提灯向けの塗料雑貨商を営んでいた。主屋には「明治歳壬申三月廿六日木屋



↑ 坂口哲治家正面
↓ 平井朋吉家正面

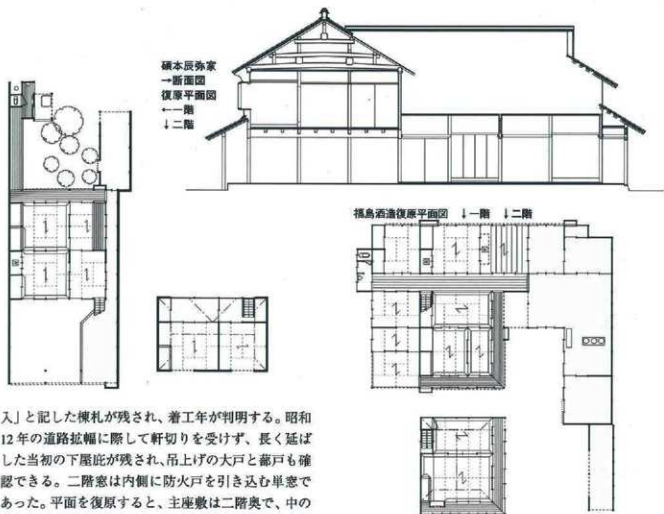


↑ 坂口哲治家正面旧状
↓ 平井朋吉家座敷



↑ 坂口哲治家仏間
↓ 平井朋吉家階段





入」と記した棟札が残され、着工年が判明する。昭和12年の道路拡幅に際して軒切りを受けず、長く延ばした当初の下屋庇が残され、吊上げの大戸と藁戸も確認できる。二階窓は内側に防火戸を引き込む単窓であった。平面を復原すると、主座敷は二階奥で、中の間上部に吹抜けを設ける。裏の土蔵にも棟札が残され、明治38年平井儀平の建築になることが判明する。軒切り以前の表構えを残す町家として貴重である。
□平井 博家 前後2棟から成り、表の棟は呉服屋を営んでいた平井本家と棟続きであったが、昭和12年

の道路拡幅時の曳屋によって分離された。明治40年建築の本家を翌年に増築したものと伝わる。奥の棟は明治33年生まれの平井梅太郎が18歳の明治6年頃、平井本家の客接待所として建築されたと伝わり、未完で



↑ 磯本辰弥家正面
↓ 福島酒造正面

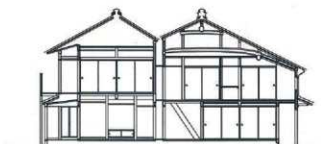
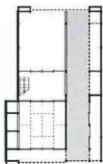
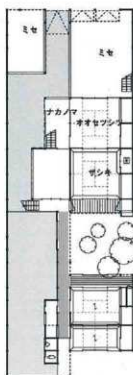


↑ 磯本辰弥家店の間



↑ 磯本辰弥家座敷
↓ 福島酒造座敷





↑平井博家断面図

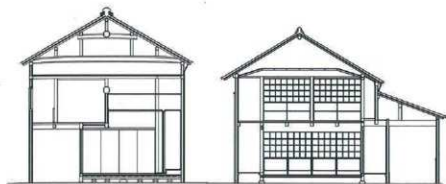
あった二階は昭和40年代に完成したという。全体は平入切妻造が2棟前後に並び建つ形式で、通土間に沿って三部屋が並び、後の棟は一・二階とも造作は新しい。

□平井儀助家 釜屋と号した呉服商を営んでいた平井儀平が建築したもの。棟木墨書に「明治四拾年丁旧式月二日大吉建之」とあり、建築年代が判明する。翌年に西側を増築、明治45年には奥に大屋根を架けて二階座敷を増築した。昭和12年の道路拡張に際して、主屋の二階部分の軒切りが行われた。間口五間半の大型町家で、現在は大壁塗込造の重厚な構えながら、平入切妻造に大屋根を架けた特異な外観を呈する。裏の土蔵にも「明治参拾五年寅旧式月六日」の墨書が残される。

□井上良雄家 昭和12年の道路拡張に際し、草葺を妻入母屋造瓦葺に改め、表構えも大壁塗込造に整えたが、軒切りはなされていないという。かつては茶の販売を営んでいた。二階床板は角釘止めの目板張りで、当初は屋根も低く、建築年代は明治初期に遡ると

平井儀助家・平井博家復原平面図 ↑一階 ↓二階

↑平井博家正面
↓平井儀助家正面↑平井博家仏間
↓平井儀助家主座敷↑平井博家中庭
↓平井儀助家仏間



↑井上良雄家断面図

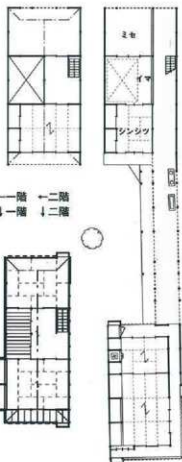
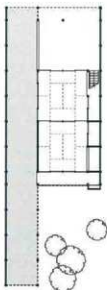
↑馬場英子家断面図

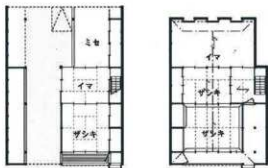
考えられる。間口三間、一列三室の平面をもち、中の間上部を吹抜けとする。奥深い中庭を介した入母屋造平屋の離座敷は昭和2年の増築で、当時の「材木受渡記」が残される。

□馬場英子家 妻入入母屋造、東側を真壁造、西側を大壁塗込造とする。東隣の重厚な土蔵造町家木下塀屋建築後の建築と考えられる。提灯房製造を営んでいた清田家が居住した町家という。間口四間で、西側に下屋を降ろして通土間を収め、一列三室を並べる。主座敷は二階奥、舟底天井を張り、床の間に主屋から突き出す。当初から瓦葺ながら、草葺町家の特色を引き継いだ町家の観を呈する。

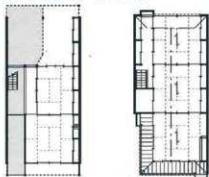
■東京町の町家建築

□馬場 強家 塩物問屋を営んだ木下家が居住した町家で、妻入入母屋造、外壁を大壁塗込造とする。西京町の平井朋吉家との共通点が多く見られ、上質の材を用いながらも小屋組は簡素で、二階床板は角釘止めであることから、建築年代は明治初期と推定される。二階主座敷の床柱・連棚・天袋などは昭和初期の造作と

井上良雄家復原平面図 ←一階 ←二階
馬場英子家復原平面図 ↓一階 ↓二階↑井上良雄家正面
↓馬場英子家正面↑井上良雄家主座敷
↓馬場英子家通土間↑井上良雄家二階奥の間
↓馬場英子家中庭



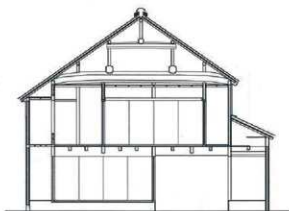
馬場強家復原平面図 ↑一階 ↑二階
大石喜八郎家復原平面図 ↓一階 ↓二階



見られる。道路拡幅に際して一階下屋庇を軒切りしたというが、主屋柱筋に吊上げ大戸の痕跡があり、表構えの戸締まりは主屋柱筋と考えられる。

■西宮野町の町家建築

□大石喜八郎家 マルキと号して蒲鉾製造と料亭を営み、二代喜太郎は提灯屋を営んでいた。喜太郎の生まれる明治8年以前、移住時に建築されたものというが、座敷大袋襖戸に「乙未春日」とあり、大黒柱が2



↑馬場強家断面図

本並び建つ建築形式から、明治28年頃の建築と推定される。妻入母屋造、外壁は大壁塗込造だが、二階主座敷は二方に縁を巡らし、床脇に畳を敷込み、外壁を真壁に造り、軒先を持送りで支える。柱、床梁、根太すべてに木太く、欄間も豪快である。

□坂口逸次家 大正期に分家し、小間物商を営んだ坂口次平が買得した町家で、明治20年の所有者は坂田庄蔵とある。平入切妻造で、外壁は大壁塗込造。主座敷は二階で、大黒柱が2本並び建つ。仏間欄襖戸に「甲辰吉日」の年紀があり、明治37年頃の建築と見られるが、調査時に修理中で、古材利用もあり、平面の復原も不明な点が多い。大正期に西側部を増築し、裏の二階建座敷を入手、藁葺から瓦葺に葺き替えたという。

□大坪信次家 先代はカネトと号して下駄の製造販売を営んでいた。妻入寄棟造藁葺の町家で、梁間は二間半。後補でもやい壁を造った痕跡がある。一階主座敷も壁床を設け、数居には三本溝を彫り、二階表も贅子の舟底天井であったという。すべてに古式を伝え、福



↑馬場強家正面
↓大石喜八郎家正面

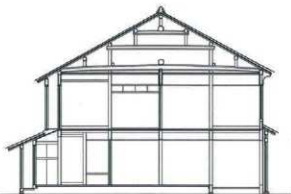


↑馬場強家小部屋
↓大石喜八郎家座敷



↑馬場強家座敷
↓大石喜八郎家背面



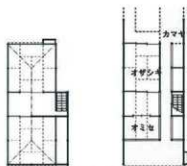


↑坂口造次家断面図

島で最古の草葺町家であることは疑いなく、建築年代は18世紀後期に遡るであろう。

□村上康代家 提灯屋を営んだ町家を買得し、結納品・造花製造販売業を営む。棟木に昭和8年の墨書があったという。妻入母屋造、真壁に外壁を造り、軒裏は出桁を出して上裏を造る。中庭に面した便所・釜屋は陸屋根で、屋根上は物干し場として用いられたが、雨漏りが著しかったようだ。中庭を介して離座敷が置かれ、さらに中庭を介して倉庫が置かれる。

□許斐円児家 慶応3年創業以来ヤマヤと号した茶舗を営む。外観は平入切妻造と妻入母屋造の2棟から成る。内部の改造が大きく、履歴を辿ることは困難だが、当初は平入部分は2棟に分かれ、3棟で構成されていたようだ。中棟奥に二階建の離座敷があり、敷地内にはさらに土蔵3棟を数える。創業時の建物は西棟と中棟で、内部の造作を明治・大正期に改めているが、二階天井高は低く、建築年代は19世紀中期に遡ると見られる。東棟は小山家の居住した町家で、昭和8年に許斐家の所有となった。二階階高は低く、梁間



大坪信次家復原平面図 ↑一階 ↑二階
坂口造次家復原平面図 ↑一階 ↑二階



↑坂口造次家正面
↑大坪信次家正面



↑坂口造次家座敷
↑大坪信次家店の間



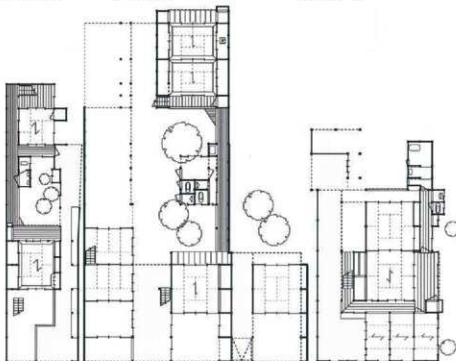
↑坂口造次家店の間
↑大坪信次家通土間



一階復原平面図
↓村上康代家

↓許斐円児家

↓塚本栄一家



は二間半、昭和初期に看板建築を正面に増築し、洋風の外観を呈する。離座敷は明治後期の建築で、続間の二階主座敷は華やかな意匠を呈する。奥の土蔵は「明治卅五年癸卯三月」、南側に離れて建つ土蔵は「大正三年一月」、北側の工場は「昭和六年二月」の墨書が残される。

□塚本栄一家 乾物屋の西棟、瀬戸物屋の東棟から成る2棟の藁葺町家を改築したもので、「上棟昭和二十七年六月」の墨書が残される。妻入母屋造、両袖に下屋を降ろし、外壁は真壁造、腰を下見板張とする。奥に残される平入切妻造棧

瓦葺の座敷棟は前身の藁葺町家の離座敷で、建築年代は江戸期に遡る可能性があるが、側周りの柱に貫跡が見られ、土蔵を19世紀中期に座敷に改めたものであろう。

□岡 久伍家 2棟の妻入町家から成り、明治22年頃創業の小間物商を営む。明治中期に現在地に移転の際、初代岡伍平が新築した町家が東棟であるという。入母屋造の外壁を真壁に造り、店の間に野物の胴差を用いる。一階主座敷は狝潜りを設け、奥行きの浅い床

脇に畳を敷込む。奥の二階建離座敷は昭和初期の建築と見られる。西棟は茶商・竹の皮商を営んだ山産物商内田家の所有した町家であったという。入母屋造の大壁塗込造で、両袖に下屋を設ける。経年感が強い小屋組は登梁を用い、牛梁の鼻先を正面に見せ、二階は側面に半間おきに柱を建て、正面・背面にも間中柱を残す。建築年代が江戸期に遡る土蔵に両袖下屋を降ろし、町家に改造したものと思われる。裏の二階建離座敷は階高・天井高が高く、大正期の建築と見られる。

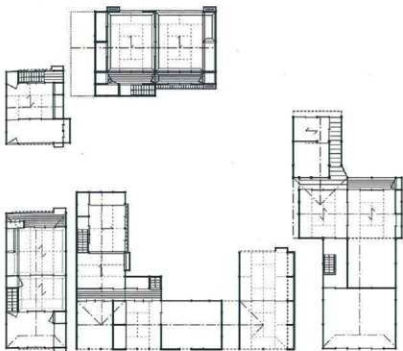
↑村上康代家正面
↓許斐円児家西棟正面↑村上康代家主座敷
↓許斐円児家西棟通土間↑村上康代家背面
↓許斐円児家主座敷

二階復原平面図

↑村上康代家

↑許斐内見家

↑塚本栄一家



□藤井孝雄家 二つ屋敷を併合した敷地であるが、角地近くのため敷地奥行きは浅い。東棟は藤井重太郎が昭和6年に嘉葎町家を買得し、瓦葺町家に改築したものの。以来、印刷所を営む。妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、土間に沿って部屋を一列に配す。西棟はかつて塚本留吉が居住して魚の行商を営んでいた町家で、田代家・朽網家を経て東隣の藤井家を買得したもの。妻入母屋造、両袖に下屋を降ろした大壁塗込造、階段は西隣のものやい壁の中に造られる。二階戸袋や階

段に角釘が使用され、また床脇は畳敷込み、床柱も太く豪壮で、沈滞りがあることから、建築年代は明治10年代に遡ると思われる。

□高橋正二家 許斐太平が荒木屋と号した駄菓子屋を営んでいた町家と伝えられ、大正6年高橋梅太郎が買得、借家とされたが、昭和26年より高橋正二氏が入居、以来ちきり屋を営む。主屋は平入切妻造、外壁を大壁塗込造に造り、軒切りの影響も少なく、落戸の表構えが復原できる。表棟は土間に沿って二室を並べ、中庭を介して離れ座敷、さらに中庭を介して土蔵を建て、内部空間と外部空間の織り成す空間構成は見応えがある。表棟は明治6年生

まれの人が2歳の時の建築と伝えられ、土蔵は「新築大正六丁巳年九月」の墨書が棟木に残され、離れ座敷も同時期の建築と伝えられる。

□宋 勝紀家 かつて樋口家が料理店を営んでいた町家で、昭和10年頃、宗家が買得して饅頭店を営んでいたという。奥の二階座敷は樋口家が大正期に建築したもの。主屋は平入切妻造、東側に下屋を降ろすが、この下屋は昭和11年頃に開通した道路との余地に架けたもの。平面を復原すると、当初は床の間がなく、松



↑許斐内見家全景

↑塚本栄一家正面



↑許斐内見家全景

↑塚本栄一家二階座敷



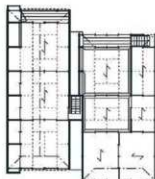
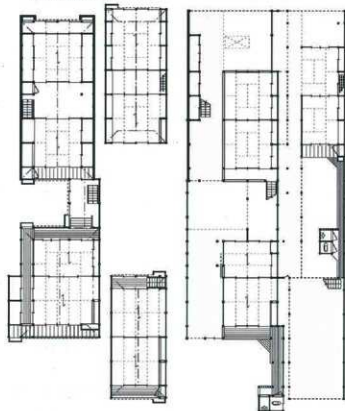
↑許斐内見家東棟正面

↑塚本栄一家背面

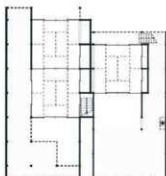




↑ 岡久伍家断面図



藤井孝雄家復原平面図 ↑二階 ↓一階

岡久伍家
復原平面図
←二階
←一階

材を用いた柱が散見されるので、主屋の建築年代は18世紀末に遡る可能性がある。当初は屋根も梁間二間の草葺寄棟造と考えられ、西隣の平入切妻造の高橋家との間のもやい壁を確保するため、平入りに改めたのであろう。

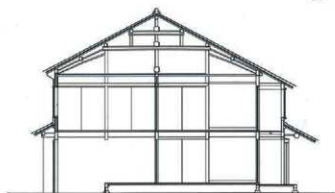
■東宮野町の町家建築

□今里 勲家 東宮野町東側南端の角地に建ち、当初はかどやと号した魚屋を営んでいた。妻入母屋造の高橋靖雄家の角屋部分に割住居をなしている。茶舗を営んだ内田家が親戚である今里家を割住居として建設

↑ 藤井孝雄家西棟正面
↓ 藤井孝雄家東棟正面↑ 藤井孝雄家西棟座敷
↓ 岡久伍家正面↑ 藤井孝雄家東棟座敷
↓ 岡久伍家離座敷



↑ 宗勝紀家断面図



↑ 高橋正二家断面図

高橋正二家・宗勝紀家復元平面図 ↓一階 ↓二階

したものという。二階床板などに角釘が使用され、登記簿の明治6年という記述とも符合する。東側の二階建の離座敷は大正期の建築という。

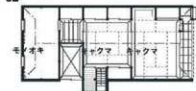
□高橋靖雄家 薩摩屋高橋家の分家南宅で、嘉永5年生まれの前代以来、戦前は和洋製紙業を営んでいた。妻入母屋造、今里家の収まる角屋を南側に延ばして棟は鍵屋に造る。中の間上部は元吹抜けで、二階の主座敷は大正期の造作と見られる。明治29年に初代忠太郎氏が買得した町家で、割住居の今里勲家とともに茶舗を営んだ内田家が火災後に建築したと伝えられ、登記簿にある明治6年の建築と見られる。八幡神社参道に面した町家は平入と妻入の建物を並べ建て、二階に主座敷を設け、建築年代は江戸期に遡ると見られる。

□高橋貞記家 越屋高橋家の分家で、米屋を営んでいた。大火後の再建過程において最後に建てられ、明治29年生まれの前代が生まれ

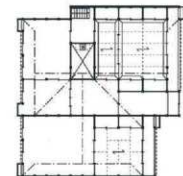


た町家という。妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、間口は狭く、総二階建て、中庭を挟んで江戸期に遡る可能性のある土蔵を配する。中の間にコンパクトな吹抜けと渡廊下を設け、主座敷は二階奥、床脇に畳を敷込み、欄・狎溜り・長押を設け、出格子付の平書院を設

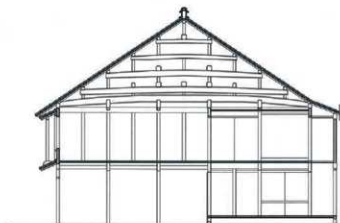
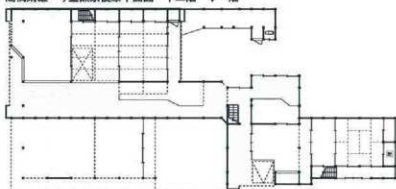
↑ 高橋正二家正面
↓ 宗勝紀家外観↑ 高橋正二家中庭と離座
↓ 宗勝紀家座敷↑ 高橋正二家座敷
↓ 宗勝紀家仏間



高橋貞記家復原平面図 ↑二階 ↓一階



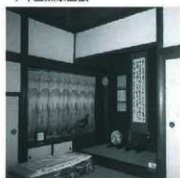
高橋靖雄・今里勲家復原平面図 ↑二階 ↓一階



↑高橋靖雄・今里勲家西面図

ける。正面下屋軒切りのため、一階表構えは不詳である。丸釘の使用や床脇構えより明治中期の建築と思われる。随所に町家らしさを散りばめた町家建築として貴重である。

□高橋 章家 薩摩屋高橋家の分家仲宅で、建築年代の異なる2棟の妻入母屋造、総二階建の町家を併合して利用したもの。北棟は棟札から建築主は国武嘉助、「明治九年牛正月上棟」になったこと、裏の土蔵は初代高橋熊次郎によって明治26年上棟とあり、この間に高橋家を買得たことが知られる。南棟は建築主服部勝太郎、明治27年3月の上棟で、許斐家を経て高橋家の所有となった。北棟は明治期と昭和期の二度にわたる軒切りを受け、主屋も一間ほど切り取られている。中庭を介した便所二階に茶室を大正期に増築し、高密度な空間を形成する。明治初期を代表する上質の中型町家で、南棟も二

↑高橋貞記家正面
↓高橋靖雄家仏間↑高橋貞記家仏間
↓高橋靖雄家離座敷↑高橋靖雄・今里勲家外観
↓今里勲家座敷



↑ 高橋章家断面図

階に配された主座敷は二方に縁を巡らし、ともに建築年代の明確な福島県典型的な町家建築として貴重な存在である。

□坂田清志家 妻入母屋造、表棟を別棟の平入に造る鍵屋。元は麹屋高橋家の分家高橋権六が居住し、後に朝日生命の事務所として利用された。店の間周りの改造が大きく、敷地奥行きは浅い。二階の主座敷は大正期の造作になり、平入部分は登梁を用いる。明治中期に建築された土蔵または倉庫を併合して住居に改造したものと思われる。

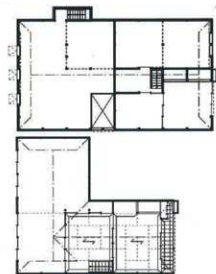
□高橋博之家 麹屋高橋家の本家で、享保期以来この地に屋敷を構え、金融業・酒造業を営み、大正期以降は山林地主であった。妻入母屋造本瓦葺、外壁は大壁塗込造で、『福岡県の民家』には、嘉永期の大火後の建築と伝わる。土間上部に吹抜、荷揚げの滑車がある。座敷上部の二階奥に大壁を巡らした物置がある。土蔵として用いられたのであろう。江戸期のものと思われる屋敷図が現存し、広大な敷地に酒蔵が多

↑ 高橋貞記家断面図

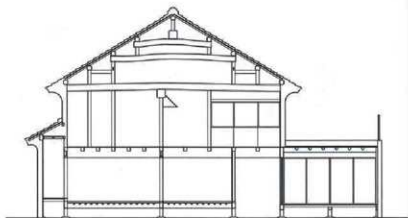
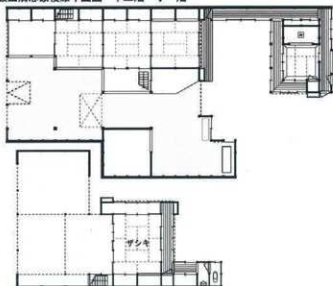


高橋章家 ↑ 茶室 ↑ 二階復原平面図 ↓ 一階復原平面図

↑ 高橋章家北棟正面
↑ 高橋章家南棟正面↑ 高橋章家北棟店間
↑ 高橋章家南棟座敷↑ 高橋章家北棟座敷
↑ 高橋章家南棟座敷



高橋博之家復原平面図 ↑二階 ↓一階
坂田清志家復原平面図 ↑二階 ↓一階



↑高橋博之家断面図

数描かれ、主屋の間取りは現在と変わらない。本瓦葺の良質の町家建築として貴重な存在である。

□高橋練蔵家 酢屋高橋家の分家であるが、越屋の屋号を用いて和傘問屋を営んでいた。明治37年没の初代長平分家時に買得した町家で、当初は真壁造妻入瓦葺の並び建つ2棟の町家から成っていた。買得後の明治中期に店の間を改築して表棟のみ一体化を果たしたと考えられる。そのため、屋根はくど造で、中土間型の特異な平面形式を呈する。南棟は中の間上部を吹き抜いて神棚を設け、主座敷は二階に設ける。北棟は19世紀前期に蔵を改造したもの、南棟は19世紀中期の建築と見られる。

□高橋久雄家 薩摩屋高橋家の分家東新宅で、塩屋と油屋を営んできた。主屋は妻入母屋造、外壁は大壁塗込造、江戸後期の火災後、最初に再建された町家と伝えられる。二階座敷は南側に突き出た角屋に収められるが、当初の座敷は次の間で、平書院を付した簡素な造作であった。広い中の間上部は通土間とともに吹



↑坂田清志家正面
↓高橋博之家座敷

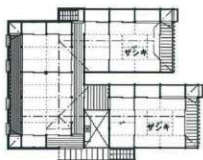


↑坂田清志家座敷
↓高橋博之家通土間

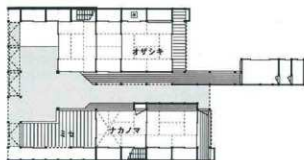


↑高橋博之家正面
↓高橋練蔵家正面





高橋純藏家復原平面図 ↑二階 ↓一階

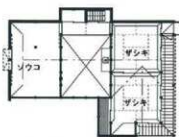


き抜かれ、おおらかな空間を造り、床梁は木太く、持送りや肘木の造作に優れ、福島を代表する町家建築として貴重である。主屋は天保期の建築と見られ、裏の土蔵は明治30年の建築である。

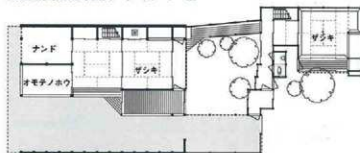
□若菜静子家 初代は文政13年没の牛島藏吉で、綿屋と号して金融業を営み、二代忠左衛門の代にグラバー商会と取引して栄えた。主屋は妻入母屋造の鍵屋で、外壁は大壁塗込造。棟高の異なる妻入の二棟が前後に繋がる。初代の居住した大庄屋門前の町家を二代が奥に増築し、二方に縁を巡らした座敷を造作したと見ら

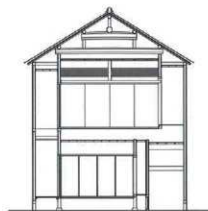
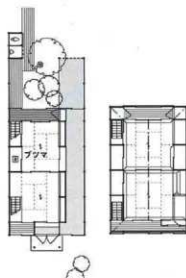


↑高橋純藏家断面図



高橋久雄家復原平面図 ↑二階 ↓一階

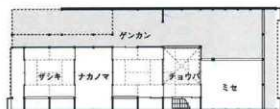
↑高橋純藏家土間
↓高橋久雄家正面↑高橋純藏家仏間
↓高橋久雄家仏間↑高橋純藏家神仏
↓高橋久雄家平書院



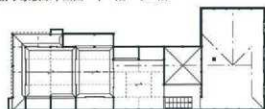
↑ 古池哲夫家断面図
→ 古池花鶴旧居平面図



古池哲夫家復原平面図 ↑一階 ↑二階



若菜静子家復原平面図 ↑一階 ↑二階



れ、表棟は19世紀初期、小規模ながら福島の大瓦葺町家で最古の建築と見られる。裏の土蔵は慶応元年の上棟、離座敷は大正9年の新築であることが棟札からわかる。

■西紺屋町の町家建築

□古池哲夫家 西勝寺再建に功あった俳人古池花鶴の屋敷地で、静雪庵と号して俳人であった古池利郎が昭和10年に新築したもの。道路拉幅以前は土塀と門を構えていた。正面に玄関を付した妻入母屋造、外壁は真壁造。一階と二階の四室すべてに床の間を設け、弁柄と漆塗仕上の明るい室内意匠が目まぐるしく。花鶴の旧居は裏に曳屋し、近年まで現存していた。

□小嶋妙子家 小嶋万次郎商店として紙問屋を営んでいた。妻入母屋造、両袖に下屋を降ろし、外壁は大



↑ 若菜静子家外観
↓ 古池哲夫家外観

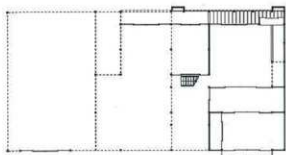


↑ 若菜静子家座敷
↓ 古池哲夫家玄関

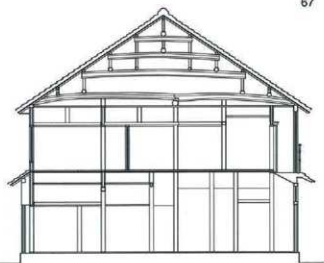
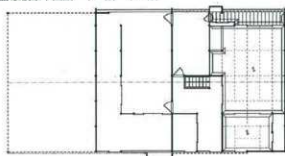


↑ 若菜静子家表二階
↓ 古池哲夫家座敷





宮崎勝家復原平面図 ↑二階 ↓一階



↑宮崎勝家断面図
小島妙子家復原平面図 ↑二階 ↓一階

壁塗込造、窓は単窓の典型的な商家型の構えをなす。一階底柱筋が道路拉幅で失われ、二階座敷造作は明治後期の特色を示すが、全体に木太く、天井高と内法高が低く、19世紀中期に建築された町家の二階造作を改めたものと推定され



↑宮崎勝家外観旧状



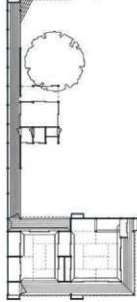
↑小島妙子家断面図



↑宮崎勝家外観
↓小島妙子家外観



↑宮崎勝家座敷
↓小島妙子家店間



↓小島妙子家座敷

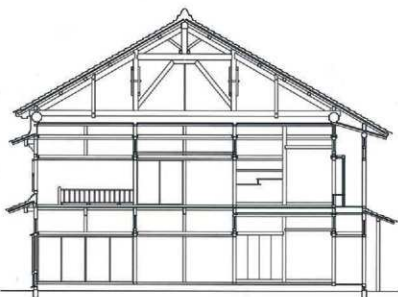




清田久恵家復原平面図(3) ↑一階 ↓二階



川山ハル子家復原平面図(3) ↑一階 ↓二階



↑松延新家断面図(1.5)

る。便所と風呂場は大正期、離座敷は昭和前期の建築であろう。

□宮崎勝家 マルミ醤油の製造販売を営んでいた町家で、棟木墨書に「大正拾貳年参月六日建之」とあって、建築年代が判明する。平入切妻造、当初は西側に棟が続き、広い通土間があった。二階軒裏は上裏に造り、一階の表構えを出格子構えであった。上屋梁間は六間、三段に梁を重ねる。一階は飲食店に改造されたが、二階は中の間の板敷を畳敷きとした他、改造は少なく、主座敷は付書院・狎落りを付し、床脇に畳を敷込む。

■東紺屋町の町家建築

□川山ハル子家 荒物燃料商を営んでいた町家で、土佐屋という屋号をもつ。妻入母屋造で、表棟を平入として当初は棟を鍵屋に造っていた。二階窓は単窓、外壁は大壁塗込造、昭和前期の軒切り以前は一階に鄰戸を建てていた。二階天井高は低く、店の間に野物の胴差を用いてぐめかし、主座敷は平書院のみで飾り、中の間に吹抜けがあった。寛政大火後、19世紀初期の建築と推定される。



↑川山ハル子家正面
↓松延新家正面

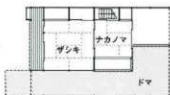


↑川山ハル子家店の間
↓松延新家仏間



↑川山ハル子家仏間
↓松延新家座敷





松延カツエ家復原平面図(3)
↑一階 ↓二階

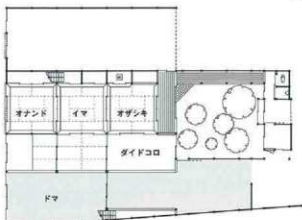
□清田久恵家 荷

薪原料販売を営ん

だ清田卯平が日露戦争後、油製造の作業場を町家に改造したもの。妻入母屋造で、奥の諸室に比べて店の間は木太く、明治後期の増築になると見られる。昭和初期の道路拡幅により、三尺程軒切りされたが、この時二階表の主座敷が造作され、正面の立面が整えられたと考えられる。

□松延カツエ家 山産物を商った松延角助が分家時に買得した町家で、茶舗・干物屋を営んでいたという。妻入母屋造瓦葺で、両側に下屋を降ろす。二階に梁間二間の桁と壁跡が残され、舟底天井を張るので、元は梁間二間の又首組の草葺町家と考えられる。平面を復原すると、通土間に沿ってオモテ、ナカノマ、ザシキの三室が配され、ザシキには平書院が付される。備柱に松材を使用することから、寛永4年に紺屋町で起きた火災後の建築と考えられよう。

□松延 新家 カネキと号して山産物商を営んでいた松延繁太郎が建てた大型町家で、間口が広くて立ちが低い平入切妻造。側面と二階軒裏を大壁塗込造とし、二階正面は瓦庇を付けて真壁造とする。棟木の墨書から「昭和拾壹年拾壹月」の上棟であることが判明す



松延新家復原平面図(3) ↑一階 ↓二階



る。小屋組は洋小屋で、梁間六間を測る。土間に沿って二列に部屋を配するが、未調査の上手にも割住居が設けられる。主座敷は二階で、付書院・狎潜りを設け、天袋・地袋・違棚・長押を設ける。裏手の離れ座敷は大正期の建築、土蔵は明治末期の建築と推定される。

□大坪陽子家 材木商が建てた町家を分家時に買得、



↑松延新家小屋組
↓清田久恵家正面



↑松延新家背面



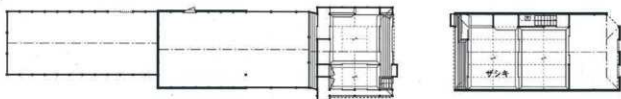
↑松延新家中庭



↓松延カツエ家正面



↓松延カツエ家仏間



大坪陽子家復原平面図 ↑二階 ↓一階

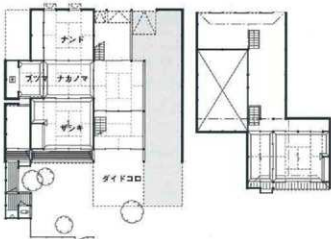


以後大坪家が茶舗を営む。角地に建つ妻入母屋造で、主屋は明治中期の建築と推定され、隅切りが施された角には窓が穿たれ、意匠を凝らす。平面形式は完全一列型で、脇道と反対側に通土間を設け、主座敷は二階、二階には床脇を畳敷込み、狝渚り・付書院・長押・天袋を備えた完全した座敷がある。中庭を挟んで建つ離座敷は昭和25年の建築、明治初期の倉庫を残して、奥に昭和12年、前に大正期の倉庫が残される。

□田中義博家 五野江屋と号し、江戸期は材木商を営み、明治期以降は余米取りであった。妻入母屋造の主屋の他、土蔵2棟が残される。外壁は大壁塗込造、一階開口は上手を壁で閉ざし、二階は単窓として閉鎖的な構えとする。持送り絵縁より主屋は19世紀中期の建築と考えられる。二階奥の座敷増築は西南戦争後の明治10年代、西側の敷地を併合して仏間を増築し、雷型の海鼠壁を造作したのも明治期と見られる。土間に沿って二列に部屋を配し、主座敷は下屋に収めて天井を高く取る。軒切は僅かで、保存状態は良好。一級の町家建築遺構である。

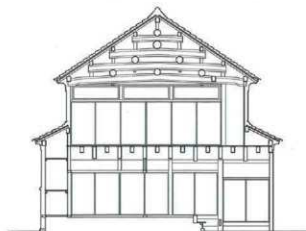
■東唐人町の町家建築

□諸宮 弘家 明治17・8年頃に起こった唐人町大火後、紙卸商を営んだ諸宮仙太郎が建設したもので、棟木に「明治廿年亥四月」上棟の墨書が残される。妻入母屋造、両脇に袖下屋を設け、側面腰壁を石張とする。昭和30年頃の道路拡幅で若干の軒切を受け、正

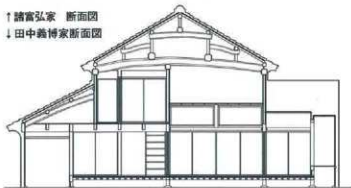


田中義博家復原平面図 ↑一階 ↑二階

↑大坪陽子家 正面
↓田中義博家 正面↑大坪陽子家側面
↓田中義博家主座敷↑大坪陽子家主座敷
↓田中義博家中の間



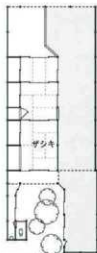
↑ 諸富弘家 断面図
↓ 田中義博家断面図



面両脇戸袋は当初海鼠壁で、内側に漆喰仕上げの防火戸を収め、主屋柱筋に格子と摺上げ蓆戸を建てる。一階天井高は高く、床梁成も60cmを測り、小屋組も梁を八重に重ね、豪壮かつ上質の建築である。平面形式は表二列型で、主座敷が計画された二階は未完成のままである。

□野口正光家 油屋と号した山産物商が居住していた町家で、明治中期の唐人町大火で焼け残ったと伝わる。梁間三間の大型の寄棟造草葺町家で、昭和30年

↑ 諸富弘家 復原平面図(3)



野口正光家復原平面図
↑一階 ↓二階



の道路幅により軒切りを行い、一階表側は大きく改造されている。平面を復原すると土間に沿って部屋が一列に並び、主座敷は二階であるが、床柱と床脇の畳敷込みは明治中期から大正期にかけての造作と見られる。二階は舟底天井を張り、床板を目板張りとするので、19世紀前期の建設であろう。



↑ 諸富弘家正面
↓ 諸富弘家小屋組



↑ 諸富弘家 一階店の間
↓ 野口正光家 外観



↑ 諸富弘家 下座庇軒下

↓ 野口正光家 一階奥間



4. 寺社建築

4.1 寺社建築總論

■寺社建築の調査

予備調査において調査対象地区に所在する寺社境内について伝統的景観要素の分布調査を行った。その結果、すべての寺社に伝統的建造物が残されることが判明し、これらを対象として下記の日程で建造物調査を実施した。調査には5人が参加した。

④(1)第七次(1997年10月7日~9日)

無量寿院、明永寺、祇園神社、般若院、宮野町八幡宮の調査を実施。

④(2)第八次(1997年10月15日~17日)

土橋八幡宮、秋葉神社、西勝寺、正福寺、堀江神社の調査を実施。

調査項目は建物配置採取、来歴聴聞、平面採取・実測、構造形式採取、写真撮影で、これらに基づいて建築年代の判定を行い、建築的特色を把握した。調査結果の一覧は表に示した通りである。調査棟数は29棟、寺院建築17棟（本堂5棟、山門・楼門4棟、鐘樓2棟、庫裏2棟、その他4棟）、神社建築12棟（神殿・本殿5棟、拝殿5棟、楼門・水門2棟）であった。

■ 建筵年代

建築年代が明確にできたのは17棟で、棟札・墨書を残すのが8棟、石碑・欄間・玉垣などに刻銘を残すのが5棟、明永寺本堂、墨書を残すのが正福寺本堂、文書等に記録を残すのが4棟で、他は形式技法に基づく推定によって建築年代を推定した。

寺院建築の建築年代は、本堂が江戸期4棟、明治期1棟、山門が江戸期2棟、明治期1棟、鐘樓が江戸期2棟、庫裏が江戸期1棟、明治期1棟、その他が江戸

期2棟、明治期2棟であった。本堂は明永寺、正福寺、無量寿院がいずれも江戸前期に廻り、明永寺は棟札によって貞享元年(1684)、正福寺も棟木墨書によって元禄11年(1698)であることが明確にできる点が貴重で、山門も明永寺、正福寺、無量寿院は江戸前期に建築年代が廻る。江戸後期の火災後の再建である西勝寺を除き、建築後300年前後を経過しても痛みは少なく、町家建築に先行して寺院建築の耐久建築化が1700年前後に達成されていたことが知られる。

神社建築の建築年代は、神殿・本殿5棟がいずれも江戸期に遡り、拝殿が江戸期2棟、明治期3棟、門が江戸期2棟で、江戸前期に遡るものは存在しなかった。町家建築と同様、町並みの経済基盤が整う江戸後期に至って社殿の耐久建築化が達成されたことが知られる。

■境内の建物配置

寺院は町並みの背後に広大な境内を形成し、町並みとは参道で結ばれるが、正福寺の境内は町並みに接して広がる。参道の正面に山門を建て、その正面に本堂、脇に庫裏を配する。般若院は山門がないが、伝統的な庫裏は無量寿院とともに残す。本堂はいずれも伝統的寺院建築で、鐘楼は無量寿院・正福寺に残され、西勝寺には楼門が残される。无量寿院の境内は貞享5年「福島町古図」には西半のみで、後に旧武家地の角に境内を拡大したと見られ、旧来の境内に三社堂、観音堂を配していた。般若院は武家地を取り囲んだ土塁を切り開いて寺地を設けたと伝わる(『稿本八女藩史』)。

神社境内を町並みに接するのは秋葉神社のみで、宮野町と土橋両八幡宮は町並みの背後に境内が広がり、

↓ 調查寺社建築一覽表

[illegible]

町並みと参道で結ばれる。祇園神社と堀江神社は町並みから延びる脇通りに面して境内が広がる。土橋八幡宮は唐人町からの参道正面に楼門を建て、宮野町八幡宮は石段を登ったところに水門を建てる。社殿はいずれも伝統的様式の神殿と拝殿から構成され、境内の樹木とともに豊かな伝統的景観を形成する。

■構造形式

寺院本堂は入母屋造に向拝一間を付す点が共通するが、屋根は正福寺のみ銅版葺、他は桧瓦葺で、明永寺本堂は正面に千鳥破風を載せ、無量寿院本堂は向拝に軒唐破風を付け、正面性を強調する。

神社社殿は流造を採用しない点が特色をなし、いずれも入母屋造または切妻造に向拝を付した社殿となっている。神殿屋根は祇園社が本瓦葺、秋葉社が桧瓦葺、他は銅版葺で、拝殿はいずれも桧瓦葺、土橋八幡宮のみ銅版葺である。祇園社・宮野町八幡宮・土橋八幡宮の拝殿は向拝に軒唐破風を付し、千鳥破風を載せ、寺院本堂と同様、正面性を強調する。社殿の基礎は玉石を巡らして基壇を構築し、さらに亀腹を設ける場合が多い。腰組を設けるものもあって脚元が賑やかである。

■平面形式



↑ 無量寿院本堂
↓ 宮野町八幡宮神殿腰組



寺院は明永寺、西勝寺が浄土真宗大谷派、正福寺が浄土真宗東本願寺派に属し、いずれも内陣と外陣を明確に区切る典型的な真宗寺院の小規模本堂の平面形式を示す。浄土宗に属する無量寿院本堂も小規模ながら内陣を取り巻くように外陣を配する浄土宗特有の平面形式を示す。

神社社殿は秋葉社と祇園社が一間社、他は三間社で、向拝を一間付し、宮野町八幡宮は側面も三間と規模が大きい。拝殿は宮野町八幡宮のみ三間三間、他は三間二間の規模で、これも向拝一間を付す。

■細部手法

寺院本堂は後補と見られる向拝を除いて装飾が少なく、建築年代が古いこともあいまって全体に質実な仏堂という観が強い。山門も一間一戸の四脚門で、西勝寺のみ楼門とするが、一間一戸の四脚門と規模は小さい。

これに対し、神社は堀江社の四手先を始めとして腰組で縁周りを支え、一間社の秋葉社も二手先で軒廻りを飾るなど、全般に華麗な姿を呈し、建築年代の下がる拝殿は、軒唐破風や千鳥破風を重ねてさらに装飾性を増す。土橋八幡宮楼門も八脚門で、二手先で縁を支え、軒廻りも出組で飾る。



↑ 明永寺本堂
↓ 宮野町八幡宮拝殿軒唐破風



4.2 寺院建築各論

■寿永山西勝寺

天文11年入寂の頓理の開山と伝えられるが、『寛文寺社開基』には天正11年の開山とある。西紺屋町の北側に寺地を構える。当初は天台宗、現在は浄土真宗大谷派に属し、寿永山と号す。紺屋町に開いた参道正面に楼門、その正面に本堂を残す。寛政4年の紺屋町大火で焼失し、堂宇はその後の再建になるものという。庫裏は昭和53年に改築された。

楼門は一間一戸四脚門入母屋造棧瓦葺。控柱は上下に粽付の檜材切面取角柱、主柱は檜材円柱で、組物は外側に出三斗、内側に拳鼻付平三斗を用いる。中備は本蓼股、軒は一軒半繁垂木とする。妻飾は見えず、二階床は取り除かれている。蓼股の形式、拳鼻絵様から見て明治初期の建築と見られる。

本堂は桁行七間梁行六間向拝一間入母屋造棧瓦葺。杉材切面取角柱を建て、台輪を挟んで外側に平三斗、内側に出三斗、内外障境は出組を載せ、中備は本蓼股を置く。軒は二軒半繁垂木、妻飾は失われている。内部は外障を広く取り、中に円柱が四本建つ。向拝は檜材几帳面取柱上に出三斗・連三斗を載せ、中備は雲の彫刻を飾る。軒は二軒半繁垂木、牡丹の手挟を置く。『八女郡史』は弘化2年に再建成ったと記すが、蓼股や虹梁絵様の特徴もこれを裏付ける。昭和51年に屋根替、平成3・4年に向拝が改築された。

■転法輪山明永寺

大永6年正福寺二代の弟僧空の開山と伝えられ、西宮野町の北側に寺地を構える。宮野町に開いた参道正面に山門、その正面に本堂が建つ。浄土真宗大谷派に属し、転法輪山と号す。延宝8年の大火で焼失、堂宇はその後再建されたものという。

本堂は桁行七間梁行七間向拝一間入母屋造棧瓦葺。向拝に千鳥破風を載せ、正面性を強調する。杉材の切面取角柱を建て、内法長押で固める。組物と中備は入側廻りに平三斗を載せ、内外障境のみ拳鼻を付ける。軒は一軒半繁垂木、妻飾は不明で、全体に簡素な造りである。入側廻り虹梁絵様は簡明で、若葉も未発達で、小屋組は束を貫で固め、古式を留める。内部は入側を畳敷とし、角柱列で外障と区画する。向拝は切面取角柱を絶え、連三斗を載せ、本蓼股を中備とする。軒は二軒、半繁垂木、横型木鼻を付し、海老虹梁で母屋と繋いで、やや華やかに見せる。小屋裏に棟札が七枚残され、本堂修復が四枚、御拝再造が二枚で、本堂は貞享元年の建築であることが判明する。向拝は天保11年の造作と考えられよう。昭和56年に屋根替え、高上げの大改修を行い、庫裏も改築された。

山門は一間一戸四脚門切妻造棧瓦葺。主柱円柱、控柱切面取角柱、いずれも檜材で、腰貫・腰長押で繋ぎ、平三斗を載せ、本蓼股を中備とする。軒は二軒半繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束上に平三斗を載せ、冠木中央に蓼束を置き、棟木を支える。虹梁絵様は本堂母屋と



↑西勝寺楼門
↑明永寺山門



↑西勝寺本堂外観
↑明永寺本堂内面



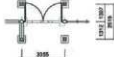
↑西勝寺本堂内部
↑明永寺本堂側面





西勝寺

↑配置図(5) ↓本堂平面図(3)

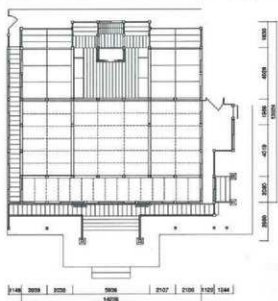
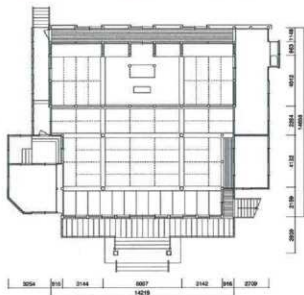


↑横門平面図(3)



明永寺

↑山門平面図(3) ↓本堂平面図(3) ↑配置図(5)



共通し、貞享期の建築と考えられる。

■福行山白山寺般若院

寛永5年の創立、真言宗醍醐寺派に属す。本堂は桁行三間梁行二間向拝一間入母屋造棧瓦葺。杉材の切面取角柱を建て、内法長押で固め、組物・中備は母屋に用いず、軒は一軒疎垂木、妻飾は木連格子、簡素な造りである。内部は内陣と外陣に分かれるが、当初は外陣のみからなり、内陣部は昭和59年に大師堂に置かれていた本尊移設時に増築された。向拝は杉材切面取角柱に出三斗・連三斗を載せ、中備に本蔀葎を載せ、彫刻木鼻を付し、装飾性を持たせる。

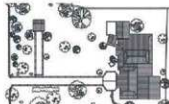
本堂に続く庫裏は、入母屋造妻入棧瓦葺の屋根に収



般若院

↑配置図(5) ↑本堂・庫裏平面図(3) ↓本堂外観

↓西勝寺横門上層



まった八畳のザシキと六畳のイマを中心に構成され、北側下手に下屋を架けてカマヤが取り付け、南側の下屋にフツマを収める構成である。

庫裏の前面には方一間の妻入母屋造桧瓦葺大師堂が置かれる。

寺院明細帳及び棟札写によって本堂は明治18年の建築で、当初桁行一間半梁行二間であったこと、庫裏は明治37年の建築、大師堂は万延元年の建築であること、明治40年には本堂増築計画が立てられたが、果たせなかったことが知られる。

■若泰山光明寺無量寿院

天平期に天台宗寺院として酒井田に創立、建保期に浄土宗に改宗、慶長6年福島古城築城に際し、酒井田から当地に移された。西古松町に参道を開き、正面に山門を配し、山門を潜ると右手に観音堂、左手に三食堂を配し、中門を潜って正面に本堂、右手に鐘楼・閻魔堂、左手に庫裏がある。当初の境内は中門より西側であったと考えられる。

本堂は桁行五間梁行五間向拝一間入母屋造桧瓦葺。向拝に軒唐破風を載せる。側廻りに杉材の切面取角柱、内陣廻りに樺材の粽付円柱を建て、台輪を挟んで平三斗を載せ、内陣部に出組、中樞に拳鼻付蓑束を置く。軒は一軒葺垂木、妻飾は虹梁大瓶束笠形・結綿付、正面柱間は戸戸と両折杭唐戸を建てる。外陣は入側境



に樺材の角柱二本を建て、南側に下屋を架けて増築を施す。向拝は昭和26年に改築されたが、軒唐破風は改築前にも存在し、水引虹梁上の本蓑束と唐破風妻飾の大瓶束は古材を転用したもので、18世紀前期の様式を示す。外陣虹梁絵様は若葉が幅広ながら簡明で、同じ時期の特徴を示す。来迎柱は切断して転用され、内陣出組も19世紀前期の造作と見られ、当初の姿を留める部分は少ないが、母屋の建築年代は18世紀初頭に遡る可能性が高い。

山門は一間一戸の四脚門切妻造本瓦葺。控柱を粽付切面取角柱として連三斗を載せ、主柱を円柱として舟肘木を載せ、腰貫・腰長押で固め、樺材を用いる。舟肘木上に冠木を載せ、蓑束と平三斗で小虹梁大瓶束を支え、さらに大虹梁大蓑束を介して棟木を支える。虹梁絵様は本堂と共通し、本堂と同時期18世紀初期の建



↑ 無量寿院本堂側面
↓ 無量寿院山門妻飾



↑ 無量寿院本堂内部
↓ 無量寿院庫裏外観



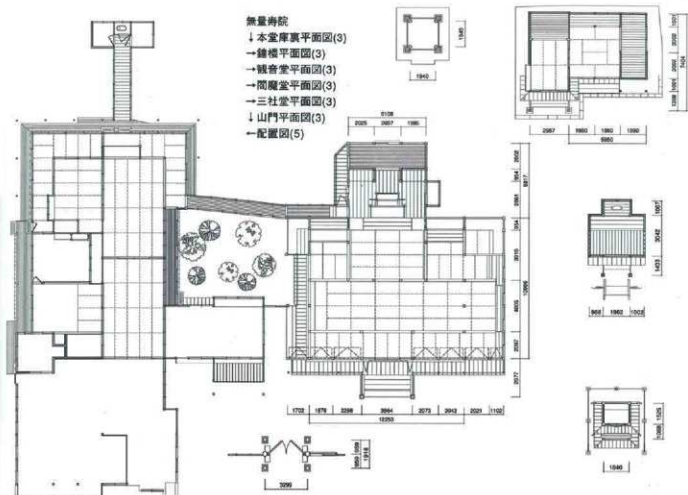
↑ 無量寿院三食堂



↑ 無量寿院鐘楼



↓ 無量寿院書院



築であろう。

鐘樓は桁行一間梁行一間入母屋造本瓦葺。樺材の八角柱に拳鼻付出組を載せ、中備に本蓐股を載せる。軒は二軒簷垂木、妻飾は木連格子。蓐設の形式から見て、玉垣親柱除刻に見える天保9年頃の建築であろう。

三社堂は正面一間側面一間入母屋造本瓦葺の社殿で、周りを露除で囲う。杉材の円柱を建て、組物は拳鼻付出組、本蓐股を中備とする。軒は二軒簷垂木、妻飾は虹梁大瓶束形付とし、小社ながら華やかな造作を施す。蓐設形式から判断して、石燈籠の除刻に見える天保5年前後の建築と見られる。

閻魔堂は桁行三間梁行二間向拝一間入母屋造棧瓦葺、背面に架け降ろした下屋に閻魔像を収める。杉材の角柱上に大斗絵様肘木を載せ、軒は一軒半簷垂木、妻飾は木連格子を用いる。向拝は連四斗を中備に彫刻を飾り、母屋と海老虹梁で繋ぐ。鐵型木鼻が貫通するので、明治初期の建築と見られる。

中門は一間一戸の薬園門切妻造本瓦葺。主柱円柱、控柱角柱を建て、連三斗上に冠木・大斗絵様肘木を載せ、さらに虹梁本蓐股を重ねて棟木を支える。正面頭貫上に連四斗を載せ、中備に彫刻を飾る。閻魔堂と同じ、明治初期の建築と見られる。

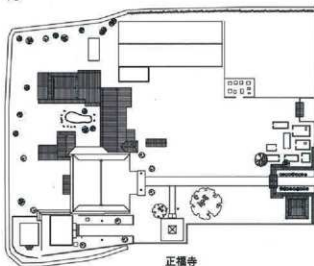
観音堂は桁行二間梁行二間向拝一間妻入入母屋造棧瓦葺の母屋に切妻造棧瓦葺の副屋が付いた形式で、外陣側面に出格子を付し、軒は正面のみ二軒簷垂木で、側面と背面は疎垂木である。観音像を置く内陣前のみ円柱を建て、他は角柱を建てる。向拝は組物に皿斗付出三斗、中備に本蓐股を置き、正面性を強調する。本蓐股の形式から天保から嘉永期の建築と見られる。

庫裏は桁行八間梁間四間半入母屋造棧瓦葺、下屋を三方に巡らした中に入側縁付のイチノマ・ニノマ・サンノマから成る書院とダイドコロが収められ、本堂とは玄関で結ばれる書院は上長押を備え、堂々とした風格ある空間を形成する。書院欄間に嘉永3年の銘があり、この頃の建築であることが知られる。

本堂と山門を除く堂宇は、天保期から嘉永期にかけて建設されたようで、一連の境内整備を成し遂げたのは、安政6年入寂の幽誓上人である。

■正福寺

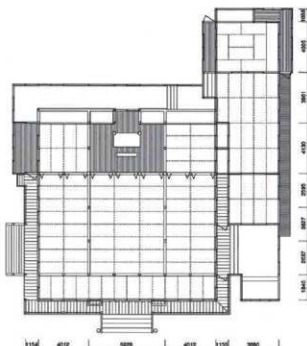
天平期に天台宗寺院として開基、文明9年に現在地に移り、浄土真宗に改宗したと伝えられる。東矢原町に境内を開き、鎮護国家山と号し、浄土真宗東本願寺派に属す。通りに面して山門を建て、脇に鐘樓、向かいに本堂を配し、通りとは土塀で限られ、北側にも境内への門が配される。



正福寺
↑配置図(5)
→本堂平面図(3)

山門は一間一戸四脚門切妻造棧瓦葺。丹塗り樺材の脇柱切面取角柱、主柱円柱を建て、舟肘木上に冠木を渡し、出三斗・連三斗を載せ、脇柱筋中備に本蓐股、主柱筋に大瓶束笏形付を置き、棟木を支える。妻飾は虹梁大瓶束笏形付、全体に風蝕が著しい。虹梁絵様は本堂と類似し、18世紀前期の特色を示す。建築年代は寺記に記す正徳3年として間違いない。北側に建つ門は風蝕が著しく、当初の山門を移築したものである可能性がある。

本堂は桁行三間梁行五間向拝一間入母屋造銅板葺。側週りに杉の角柱を建て、台輪を挟んで平三斗を載せる。入側縁は元吹き放ちで、外陣との境に建具が建て

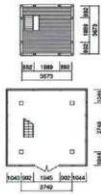


られていた。外陣に建つ角柱は挿肘木で支えた虹梁で繋ぎ、中備に本蓐股を置くが、全体に簡素な造りである。軒も一軒半繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束笏形結綿付、向拝は樺材の八角柱を建てて出三斗・連三斗を載せ、本蓐股を中備とする。棟木墨書に元禄11年とあり、建築年代が明確であるが、立ちの高く脚の長い蓐股の形式はこの頃の特色を示している。

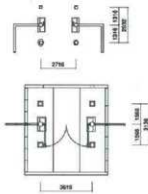
鐘楼は寺記によると享保11年の建築とされ、桁行一間梁間一間入母屋造棧瓦葺で、下層に裳腰を巡らし、上層は大壁造とし、軒裏まで漆喰で塗り込め、四方に花頭窓を穿つ。町並み景観を構成する重要な要素となっている。



↑正福寺本堂側面
↓正福寺本堂外観



↑正福寺鐘楼平面図



↑正福寺山門平面図



↑正福寺鐘楼外観
↓正福寺山門



4.3 神社建築各論

■秋葉神社

拝殿は正面三間側面二間向拝一間入母屋造浅瓦葺。杉材の角柱を建て、組物は太斗縁様肘木、軒は一軒簷垂木、妻飾は不明である。向拝は樺材を用い、唐戸面取角柱を建て、出三斗を載せ、麒麟の彫刻木鼻を付け、手扶を設ける。神殿と対照的に質素な意匠であるが、神殿と同様、天保期の建築と見られる。

神殿は正面一間側面二間向拝一間切妻造浅瓦葺。玉石積の基壇上に杉材の円柱を建て、組物は拳鼻付出組、中備に本簷股を飾り、軒は二軒簷垂木、妻飾りは出組上に虹梁簷股と虹梁大瓶束を二手先で支え、華やかな意匠を呈する。脇障子も柱上に舟肘木と海老虹梁を配して木鼻付の頭貫を通し、意匠を凝らす。棟木下端に天保二年の墨書が残され、建築年代が判明する。小社ながら造形意匠に優れた社殿である。

境内の石造物も天保3年から13年にかけてのもので、秋葉神社自体天保期にこの地に移転もしくは創建されたことが知られる。

■土橋八幡神社

慶長6年の福島城築城に伴い、稲富村・福島村境から移転された。両村の氏神で、10月の神幸祭は稲富村に残された御旅所まで御輿が旅立つ。境内には南面して樓門、西面して拝殿・神殿が建つ。

樓門は唐人町に開いた参道正面に建ち、三間一戸の八脚門入母屋造本瓦葺。重厚な石敷基壇上に、脇柱は杉材の角柱、主柱は円柱を建て、初層は出三斗に二手先の腰組で切目縁を支え、上層は出組拳鼻付を載せ、中備は詰組、軒は二軒簷垂木とし、見上げの軒廻りを賑やかに飾る。妻飾は不明である。棟札によって文化八年の建築であることが判明する。

拝殿は正面三間側面二間向拝一間入母屋造銅板葺、向拝に軒唐破風を設ける。玉石積基壇上に杉材の角柱

を建て、拳鼻付出組、中備に本簷股を置き、軒は二軒簷垂木、妻飾は虹梁大瓶束笏形・結綿付とする。向拝は樺材の切面取角柱を建て、連三斗を載せ、本簷股を飾る。向拝軒唐破風妻飾も虹梁大瓶束とし、幕板に唐獅子牡丹の彫刻とする。貫通した繰型木鼻と簷股の形式から明治中期の建築と見られる。天保13年の拝殿棟札が残されるが、形式上の特徴と一致しない。

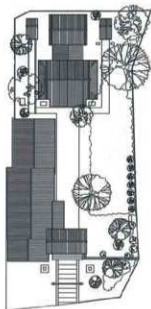
神殿は正面三間側面二間向拝一間入母屋造銅板葺。玉石積基壇上に亀腹を置いて杉材の円柱を建て、組物は平三斗とする。軒は二軒簷垂木、妻飾は虹梁大瓶束笏形、向拝は杉材の切面取角柱に平三斗を乗せ、木鼻は繰型とする。装飾の少ない社殿で、木鼻繰型の幅の狭く影りの浅い絵様から

18世紀末期の建築と見られ、年代不明の最古の棟札がこれに当たるのであろう。文久2年の棟札は遅れて建設された幣殿のものと思われる。

■宮野町八幡神社

寛文元年に土橋八幡神社から分請、創立された。旧福島城の外堀に面した高台に社殿を配する。境内では国指定重要無形文化財の燈籠人形が催され、仮設の舞台を建てる礎石が置かれ、舞台前面の南側に観客席となる玉石積の石垣がある。

拝殿は正面三間側面二間入母屋造本瓦葺、千鳥

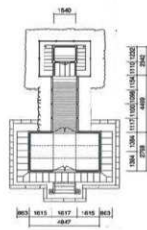


秋葉社
↑配置図(5)
↓神殿・拝殿平面図(9)

↑秋葉社拝殿外観



↑秋葉社神階妻飾





↓土橋八幡社拝殿向拝
↓砥国社拝殿外観



↑宮野町八幡社拝殿側面



↑宮野町八幡社神階側面

↓堀江社拝殿外観

↓堀江社神階側面



破風を載せ、軒唐破風付の向拝一間を設ける。玉石積の基壇上に樺材の円柱を建て、組物は二手先、中備に本蓼股、四方に切目縁を巡らして三出先の腰組で支え、妻飾は虹梁大瓶束笏型付、全体に華やかな意匠を呈する。境内に石碑が残され、明治25年の建築になることが判明する。

神殿は正面三間側面三間入母屋造銅板葺、向拝一間を付す。元は小坂葺であった。亀腹型の切石礎石上に杉材の円柱を建て、組物は二手先拳鼻付、中備に本蓼股を飾る。妻飾は虹梁大瓶束笏型付、軒は二軒層垂木、四方に巡らした切目縁を三手先の腰組で支える。拝殿と共通した意匠構成を示して華やかで、風格ある社殿となっている。建築年代は江戸期に遡り、棟札写によって安政4年であることが判明する。一部の蓼股は寛文期創建時のものを再利用したと思われる。

水門も脇に建てられた石碑によって天保12年の建築、施主は山慈屋小山田和助保房、大工は矢原町鐘ヶ江某と判明する。一間一戸の切妻造本瓦葺の四脚門だが、控柱は後補で、椋付の円柱に台輪を載せ、控柱は擬宝珠状に造る。禅宗様の平唐門として貴重な存在である。

■砥国神社

拝殿は正面三間側面二間入母屋造本瓦葺、正面に千鳥破風を飾り、向拝に軒唐破風を付け、宮野町八幡宮と同様の賑やかな正面を造るが、身舎は円柱を内法長押・頭貫で固め、組物は平三斗、中備は置かず、質素である。随所に洋釘を用いることから、宮野町八幡社拝殿と同時期、明治後期の建築と見られる。

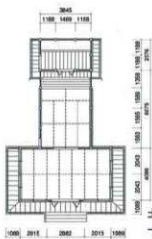
神殿は正面一間側面一間切妻造本瓦葺、向拝をもたない小社で、樺材の円柱を建てて組物に平三斗・連三斗を載せ、中備は本蓼股、妻飾は虹梁大瓶束笏形・結綿付とする。虹梁絵様の彫りはやや深く、蓼股の立ち高く、脚が発達することから、18世紀後期、石島居に除刻のある安永9年頃の建築と見られる。

■堀江神社

寛文2年福島古城戊戌落跡に矢原町の右大名神を勧請して鬼門の鎮守として創建された。

拝殿は正面三間側面二間向拝一間入母屋造銅板葺。向拝は樺材の几帳面取角柱を建て、出三斗・連三斗を載せ、竜の彫刻を中備、菊の龍影を手扶に飾る。身舎は円柱上に組、本蓼股を中備に置き、軒支輪を波に雲の彫刻で飾る。石碑によって明治33年4月に再建になったことが知られる。

神殿は正面三間側面三間向拝一間切妻造銅板葺。玉石積基壇上に切石亀腹を置き、杉材の円柱を建てる。組物は拳鼻付二手先とし、象鼻状の尾垂木を用い、中備は彫刻を置き、軒は二軒層垂木、妻飾は虹梁大幣束笏形付を出組みで支え、四方の切目縁を四手先の腰組で支える。向拝も樺材の唐戸面取角柱に二手先組物を載せ、獅子や麒麟の彫刻木鼻を付し、賑やかである。風蝕が著しく、蓼股の立ちが高く、木鼻絵様も古式を留めるので、寛文2年創建時の社殿が残される可能性もあるが、腰組・二手先などは18世紀後期の造作と見られる。

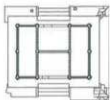


土橋八幡社

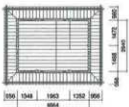
←配置図(10)

←神殿・拝殿平面図(3)

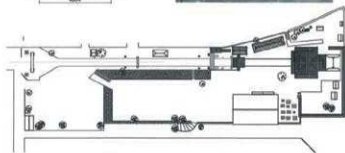
↓横門平面図(3)



↓土橋八幡社神殿側面



↓土橋八幡社横門外観



宮野町八幡社

←配置図(10)

←神殿・拝殿平面図(3)

根園社

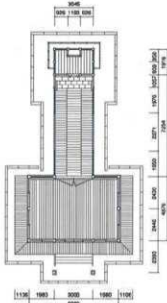
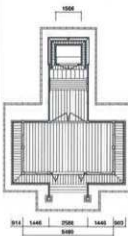
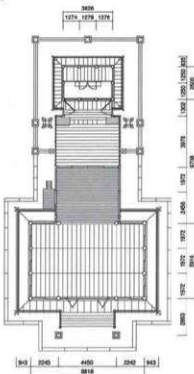
←配置図(5)

↓神殿・拝殿平面図(3)

堀江社

↓配置図(10)

↓神殿・拝殿平面図(3)

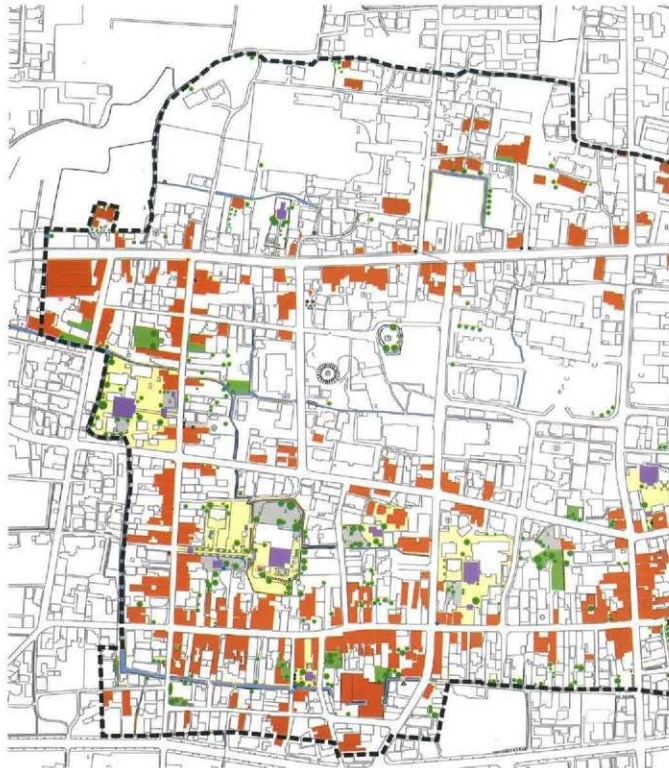


5. 町並みの景観

5.1 伝統的景観要素の分布

ここでは一旦、本調査の対象範囲である旧外堀内全域および堀を越えて往還道が東に延びる唐人町まで視野を広げてみる。そこには、今なお多く残存・分布する伝統的景観要素群と、旧往還道の稠密な町並みを育み、成り立たせてきた豊かな八女福岡の環境を把握で

↓ 伝統的景観要素分布図

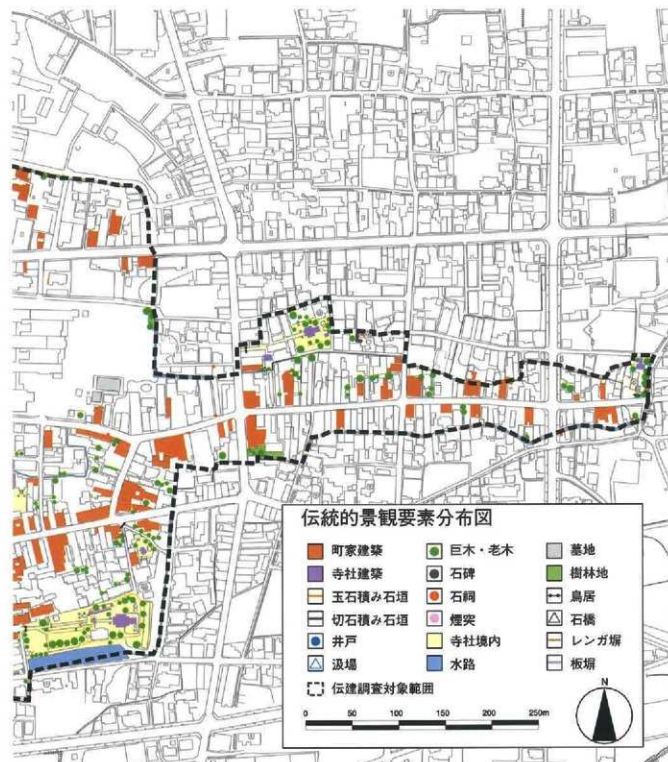


きる。八女福岡の伝統的景観を構成する要素としては、往還道を中心として広範囲に分布する町家建築や寺社建築と、鳥居、石碑、石祠、煙突、石橋、井戸、波場、玉石積みや切石積みの石垣、レンガ塀や板塀といった工作物、および巨木、老木等の自然物、そして

樹林地、寺社境内、墓地、現在水路となっている旧外堀、内堀の水面等のオープンスペースが挙げられる。平成9年10月10日に実施した現地調査により下のような伝統的景観要素の分布図が得られた。

これを見ると、旧城郭を取り囲むように分布する寺

社群の様子や旧往還道背後の地尻を流れる外堀跡水路の残存状況とそれらが育む石垣護岸や樹木等の豊かな環境資源のようす、そして伝統的町家や環境資源が旧往還道沿いに留まらず、地区中央の公共施設地を除く旧外堀内に広く残存、分布する様子が確認できる。



5.2 伝統的景観の構成

■町並みのもつ諸量の分析

前章までで明らかになった八女福岡の町並み景観の構成とその要素となる原型的な町家の形態は、町並みの連続立面や、八女福岡の町家の特徴を忠実に再現したモデルを示すことでより明快に把握することができる。本調査では、町家が連続する通りにおいて、外観調査、写真撮影、町家正面の表構え（ファサード）の実測を行い、それらの奥行きまでを含んだ三次元量を分析することで町並みの空間構成を理解した。具体的に採取したデータは、個々の町家の立面寸法（棟高／一階二階軒高／屋根・庇勾配／柱・梁・垂木・細部意

匠・建具等寸法）と軒深さ、壁面後退深さ等の諸量と個々の町家の前面道路および隣家との位置関係等の配置に関する諸量である。調査した町並みは、比較的町家の連続性が高い、東宮野町と京町から矢原町に至る旧往還道沿いの両側である。

■町並み連続立面

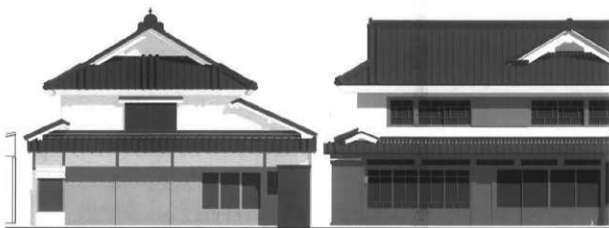
ここに示すのは、平成9年3月6日現在の各通りの現況を示す連続立面図である。ただし、視覚的のノイズを省く目的で、仮設物や電柱、電線等は意図的に排除している。また景観の視点から連続立面を捉えたかったため、線による建築立面の連続とせず、伝統家屋の

↓東宮野町西側連続立面図（1/100）



【藤井孝雄家（東）】

↓京町北側連続立面図（1/100）



【高橋久雄家】

【高橋棟蔵家】

↓京町北側連続立面図 (1/100)

三次元モデルを正面から見たものに影を落としてレンダリングし、その他の家屋は輪郭描写に留め、伝統家屋が残な部分は省略している。これにより、2章で既に述べられている、町並みの基本構成原理と軒切りされた一階部分の様子、および京町、東古松町に見られる規模の揃った美入り町家が連続するリズムカルな構成や、西古松町の平入り町家が連続する様子、東宮野町に風格ある保存度の高い町家が連続する様子など、通りごとの町並みの特性の違いが確認できる。



【今里亭家】



【一木知子家】

↓左頁続き



【高橋章家】



【八女市横町町家交流館】



【若菜静子家】

↓左頁続き



【高橋博之家】



【坂田清志家】

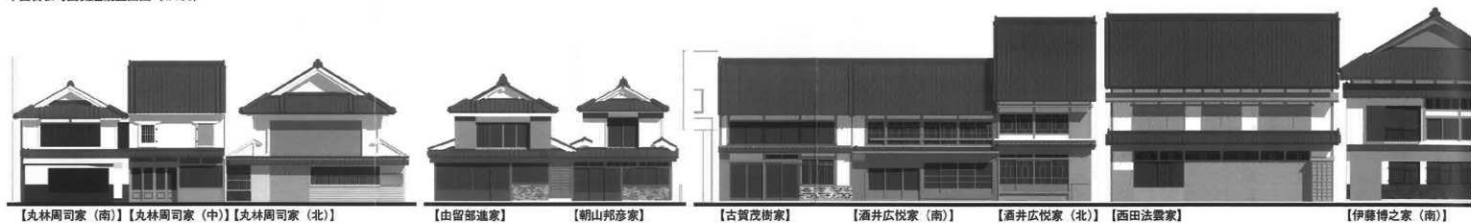


【高橋貞記家】

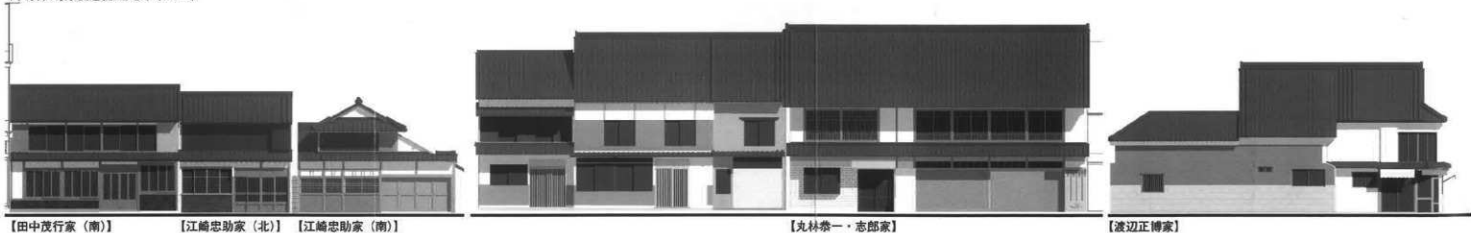


【高橋雄雄家(真)】

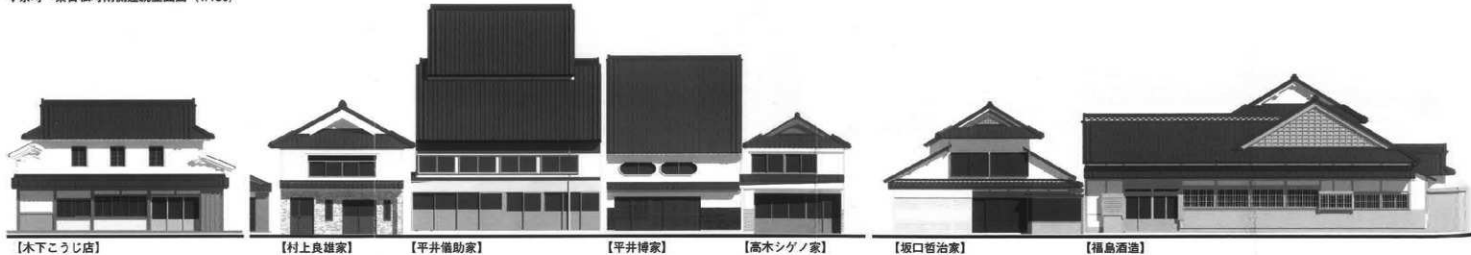
【今里勲家】



↓西古松町東側連続立面図 (1/150)



↓京町～東古松町南側連続立面図 (1/150)



↓東古松町～京町北側連続立面図 (1/150)



↓ 左頁続き

京町～東古松町南側連続立面図：西外れ続き (1/150) ↓



【伊藤勘助商店】



【角和憲家 (西)】

京町～東古松町南側連続立面図：西外れ続き (1/150) ↓



【堀川高義家】

【渡辺隆治家】

【角和憲家 (東)】

↓ 左頁続き



【安達アツメ家】

【近松信子家】

【まるい創芸】

【井上巖家】

↓ 左頁続き



【平井朋吉家】

【田中仏壇店】

【京町簡易郵便局】

■軒切り以前の伝統家屋モデル：妻入母屋造・瓦葺・大壁・塗込造



鬼瓦と破風上部の意匠



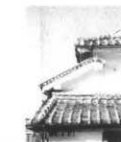
連窓の意匠



二階開口部の意匠



建具を開け放した開放的な一階表の様子



袖下屋



戸袋 蔀戸 大戸
蔀戸と大戸で戸締めををした様子



大壁の戸袋と海鼠・ささら子下見板貼りの腰壁



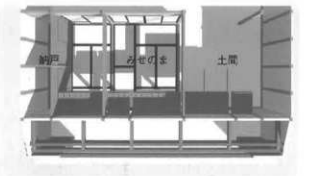
軒先に設けられる幕掛け



軒切り以前にはどの家にもあった軒先の空間



深い軒を持ち送りで支える



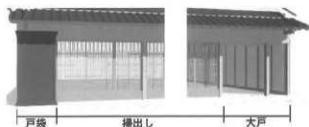
軒切り以前の間取りと建具の関係

■軒切りに対処した後の伝統家屋モデル1：妻入母屋造桧瓦葺大壁塗込造



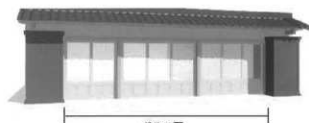
腰壁 格子付き腰窓 掃出し ガラス戸 戸袋

閉鎖的な開口部の意匠



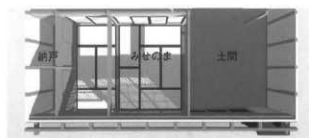
戸袋 掃出し 大戸

掃出しの格子からなる伝統的な一階開口部



ガラス戸

ガラス戸引き違いの一階開口部の意匠



軒切りの後の間取りと建具の関係



軒切りの後の軒裏



腰壁（洗い出し）



腰壁（タイル張り）



腰壁（ささら子下見板張り）



掃出し（格子戸）



掃出し（ガラス戸引き違い）



出入口（ガラス戸引き違い）



閉鎖的な一階開口部の意匠例（諸富弘家）

■軒切りに対処した後の伝統家屋モデル2：平入り入母屋造棧瓦葺大壁塗込造



平入りの屋根の意匠（入母屋・T字型）



一階戸袋

ショーウインドウ

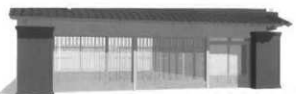


一階開口部の建具がすべてガラス戸引き違いの場合

■軒切りに対処した後の伝統家屋モデル3：平入り切妻造棧瓦葺真壁造



二階軒裏の意匠（露し）



得出しの格子からなる伝統的な一階開口部

■軒切りに対処した後の伝統家屋モデル4：妻入入母屋造桧瓦葺大壁塗込造



梁間が三間以下の二階開口部の意匠



岸窓



開放的な開口部の意匠



連窓



出入口の意匠（ガラス戸引き違い）



■軒切りに対処した後の伝統家屋モデル5：妻入寄棟造草葺真壁造



草葺き寄棟造の屋根の意匠



草葺き町家の開口部の意匠



梁間が二間半の一階開口部の意匠

5.3 伝統的景観の現況

■調査対象地区内の既存建物

調査対象地区内に現存する建物の建設年代とプロフィールを把握するために、八女市本町分の土地家屋台帳と現地踏査および関係者へのヒアリングによりデータを収集した。その結果を下図に示す。全対象建築物は2,258棟で、調査対象地区内建築物の約8割である。本町の都市計画用途地域指定は一部を除き大部分が商業地域（建蔽率80%、容積率400%）となっている。

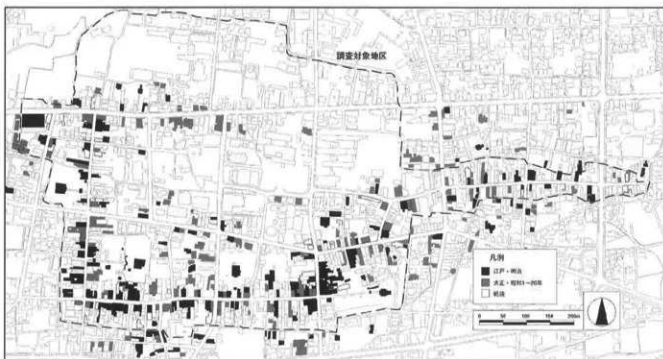
現存する家屋の建設年代をみると、伝統的町並みを形成している戦前家屋は、江戸期が24棟、明治期が296棟、大正期が163棟、そして昭和戦前期が239棟の計722棟（32.0%）と多数にのぼる。残りの戦後家屋では、高度経済成長期の昭和40～50年代に建てられたものが突出して約4割を占めているが、60年代以降のここ20年間は、建設活動が停滞している状況が分かる。用途は専用住宅が半数、付属家も含めると約7割になるのに対し、店舗や事務所等の事業所は併用住宅も含め約17%で、都市計画の意図とは対照的に住宅としての土地利用が卓越している地域である。また戦前は、併用住宅のいわゆる町家が多く、独立した事業所の建物はほとんどなかったが、戦後はその割合が増加し、一方で町家が専用住宅化している傾向が分かる。昭和40年～50年代にかけて建設された大型の

建物の多くは公的建築で、下図からも、その多くは旧堀内に立地している。旧往還道沿いも、昭和40年～50年代に建設された建物が約3割と最も多いが、明治時代の建物も約3割弱、戦前家屋全体では5割に達し、そのストックの比率の高さが分かる。建物用途の比率は本町全体の割合と変わらない。

構造は、全体では木造が76%を占めているが、昭和40年以降は店舗や倉庫の建て替えに鉄骨造が多く用いられるようになり、60年以降の建設では木造と鉄骨造（軽量鉄骨も含む）の割合がほぼ半々になっている。階数は2階以下が96%と多数を占め、一般の商業地域とは趣を異にした、伝統的な建築スケールを未だ継承する地域である。

■景観変容のとりえ方

福島のような伝統的な町並み景観を容容させる要因は、大別して、①伝統的町家そのものの改変による景観資源の喪失、②伝統様式を踏まえない建築物の増建新築による景観破壊、そして③道路等の基盤整備や環境整備等の公的事业による景観改変に大別できる。旧往還道に関する③に相当するものとしては、明治期と昭和初期の道路拡幅とそれに伴う個々の家屋の軒切りや枡形の改変等が大きなものとして挙げられるが、その他は景道新設に伴う交差点の新設程度である。むしろ、①や②の、個々の住居や事業所単位の建設活動が



↑図 既存建物の建築年代別にみた分布

景観を容容させている。福島地区では既に建設省による街なみ環境整備事業が導入されていることから、以下に①②に関する景観変容の一般的状況と、事業に基づく修理修景のこれまでの取り組みを検証し、景観形成上の課題を整理した。

■伝統的町家の改変による景観変容

福島において最も景観が変容することになった要因は、既に述べられているように明治20～27年と昭和11～13年の二度にわたる旧往還道路の拡幅工事である。この際、伝統町家の特徴である一階表の下屋底部分が、平均20cmから1m程度、桁形付近では最大2mも切り取られ、それまで下屋に守られていた一階表がむき出しとなった。これによって、それまで藪戸や大戸あるいは掃き出しの格子戸によって開放的につくられていた開口部に、腰壁をもつ腰高窓やガラス戸の引き違いが使われるようになった。その結果、現在の福

島の町並みには、拡幅以前の一階表の意匠を残すものは僅かとなった。しかし二階部分については、拡幅の影響を受けたものは少なく伝統様式を保持している。

戦後においては、伝統町家を店舗として使用する際に、旧来の表構えが新しい商売形態に向かないとして改変を施した例が多く見られる。新建材を使用した看板建築には、伝統町家と判断できないものもあり、これらは紺屋町や土橋付近の商店街の通りで顕著である。また近年、地区内には、空き家や倉庫としてしか使用されていない伝統町家があり、これらの老朽化が進み、解体されるものも出てきている。一般的な新築による建て替え欲求によって取り壊されようとしているものもあり、町並み保存が叫ばれる一方で、福島を特徴づける重要な景観資源としての町家が徐々に失われているという深刻な事実がある。



↑ 軒切りで一階ファサードを失った町家



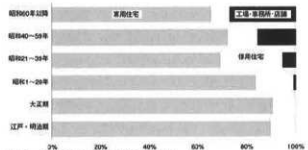
↑ 空き家になり老朽化が進む伝統家屋



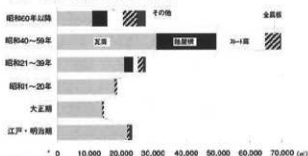
↑ 看板建築でファサードを隠す伝統家屋

↓ 表 建物の建設年と用途 (単位: 棟)

用途	昭和10年以前	昭和11～20年	昭和21～30年	昭和31～40年	昭和41～50年	昭和51～60年	昭和61～70年	昭和71～80年	昭和81～90年	昭和91～2000年	計	割合
専用住宅	3	139	86	127	150	417	152				1,074	47.6%
付属家		78	40	59	90	150	37				454	20.1%
併用住宅		17	9	24	56	72	19				197	8.7%
倉庫		2	5	4	18	97	22				148	6.6%
店舗				1	7	62	46				116	5.1%
農家住宅		49	22	16	8	9	1				105	4.7%
事務所					4	25	18				47	2.1%
公的建築		3		1	2	17	7	4			34	1.5%
寺社建築		21	8					2			31	1.4%
共同住宅				1	2	17	2				22	1.0%
病院				1	2	8	4				15	0.7%
官公庁施設			1	4	2		2				9	0.4%
工場							3				3	0.1%
その他				1	1	1					3	0.1%
合計	24	206	163	230	342	878	310	6			2,258	100%
割合	1.1%	13.1%	7.2%	10.6%	15.1%	38.9%	13.7%	0.3%				



↑ 図 建物の用途の割合の変遷



↑ 図 屋根種類別建築面積の累積

■新築建築等による景観変容

町家が取り壊された後の空地が、町並みの連続性を断ち切るという景観上の問題を発生させている。こうした問題は、とくに中宮野町や矢原町付近で顕著である。これら空地の多くは駐車場として使用されているが、今後、地域の活性化が進めば開発の圧力も高まり、高容積の建築物が建てられる可能性が出てくる。またそれによって駐車場を失う車が増えれば、個々の敷地における駐車スペースの確保が必要となり、それに対応するセットバック等の建物形態が出現するなど、さらなる景観変容の発生が予想される。現に旧往還道沿いの新築家は、そのほとんどがセットバックして建てられており、道に面して車庫を設けている。また塀や生垣などを設けている例も見られ、壁面線が連続する町並みの秩序を分断している。旧往還道沿いには、既に伝統家屋のスケールを超える3、4階建てのRCのビルが存在する。これらは町並みのリズムカルな空間秩序を乱すだけでなく、壁面タイルや仕上げ材の色彩や材質感も周辺の町並みとは異質なものとなっている。町並み景観を整備していく上では、こうした既存ビルの修景とともに、今後建てられる高容積建物の在り方についても検討される必要がある。

■街なみ環境整備事業の展開と検証

建設省の「街なみ環境整備事業」は、個人や事業所等の民間建築物の増改新築時の修理修景に対して公的補助を施すことができ、それにより景観整備を推進できる希少な制度であり、近年、この事業を導入する歴史的町並みが全国的に増えている。八女市でも平成7年度より福島地区を対象にこの事業を先駆的に取り入れ、9年度末までに既に12件の修理修景を終えている。伝統家屋の修理については、ほぼ旧態に復原することを基本としているため、修理後も建物の規模や形態は継承されている。しかし、格子や窓等の細部が伝

統様式とは異なるものが多くみられ、中には伝統的な様式を留めていたものが、修理の結果失われてしまった例もある。また戸や窓の修理には、気密性が高い等の理由から木調のアルミサッシが用いられることが多い。修理前に設けられていた腰壁をそのまま伝統様式と見なして修理したことにより、伝統町家の表構えとして相応しくない開口部意匠を固定化してしまった例などは、今後の福島市の伝統様式の理解に誤解をもたらす危険性が高い。しかし最近の修理では、履歴調査を尊重し、なるべくオリジナルな木製建具や古材を再利用するといった動きも見られ、修理技術は徐々に発展している。景観への影響が大きな瓦の修理については、新建材の銀黒色棧瓦が用いられているが、現在では調達が困難な旧来の瓦とは色や艶が全く異なるため、周囲の未修理の伝統家屋と比較して修理済み家屋の瓦の違いが目立っている。商店の看板を木製のものに取り替えたり、樋には茶黒色の塩ビまたは銅板を使用するなどの修景にも補助事業は適用されている。

■町家の修理・修景に係る課題整理

八女福島町の町並みと特性を維持・継承した地域振興を進めようとするれば、前述のような景観変容を極力抑えながら、よりオーセンティック（本物志向）な修理や修景の方策が模索されねばならないだろう。そのためには、用いる手段が街なみ環境整備事業であるか、伝建保存地区制度か、あるいは他の制度であったとしても課題として挙げるべき項目は同様に以下なのだろう。

【伝統家屋の修理について】

- ①修理を行う伝統家屋の原型を求める履歴調査のあり方・義務づけの徹底
- ②原型的なものが複数（多時点）ある場合のめざす復原年代の設定の方法
- ③施主が用途・利便性上から求める平面と復原すべき



↑町家が取り壊され駐車場化した空地



↑往還道沿いに立つ4階建てのビル



↑セットバックして建てられた新築家屋

平面・立面との調整の方法

- ④建物の外観を構成するオリジナルな建材（瓦、建具等）の再利用のあり方
- ⑤修理に欠かせない資材（おもに瓦）の調達方法
- ⑥復元の根拠が得られない場合のファサード形態や細部意匠の選択の考え方
- ⑦建て替えや改築と比較して修理費用が嵩む場合の負担・補助のあり方

【新築家屋の修景について】

- ①八女福島の伝統的景観の特性を高めることのできる修景のあり方（地区特性・敷地形態の解釈／建築形

態／ファサード形態／細部意匠）

- ②周辺の伝統的景観を損なわないための最低限の修景のあり方
- ③修景によって復元する際の履歴調査のあり方
- ④修景に欠かせない資材（材木や瓦）の調達方法
- ⑤新築や改築と比較して修景費用が嵩む場合の負担・補助のあり方
- 【工作物（門・堀・垣等）について】
- ①伝統的な工作物の原型の考え方
- ②駐車場・空地などの町並み壁面線を分断する敷地の整備のあり方

↓ 図 町並み環境整備事業による修景例の検証（上段：修理前、下段：修理後）



事例1：（平成8年度申請 修景工事）

もともと戦前家屋ではないが（在来工法の木造であった店舗を、改築によって修景した事例。ファサード全体を覆っていた看板建築を取りはずし、妻入／入母屋／大壁造の町家に修景されている。看板やショーウィンドウは木製、腰壁はさらさら下見板張りとし、室外機も通りから見えないところに移設されているなど工夫されている。二階の階高がやや高いことと、窓が閉鎖型の単窓にしてはやや大きいことが、側面の軒の出が少ないことが、全体のバランスを崩している。伝統家屋に比較すると破風等のデザインも簡素である。

事例2：（平成7年度申請 修理工事）

軒切り後に側道に出入口を設け、通りに対して完全に閉じた形態をもつ異例の町家である。修理の際に出入口を旧往還道側に戻す話も出たが、居室が道に面するという理由で実現していない。本来は大壁造りであったが、修理では一階を真壁、二階は軒下までを真壁、軒裏は塗り込め風という伝統様式に近い混同が起きている。また通りに面する窓を全て、打ちつけの格子で覆っているため、全てはめ込み格子を用いる八女福島の様式とは明らかに異なるものとなった。腰壁が前面全てに回る意匠も福島では見られないものである。

事例3：（平成8年度申請 修理工事）

一階下屋部分を大きく切り取られた伝統家屋の修景例である。修理前から、土間部分に玄関が設けられ、他の開口部が全て分割された腰高窓となっているなど、一階ファサードは全く原型をとどめていなかった。一階の一部を車庫として使用するために引き違いの戸の掃き出しとし、大壁風のあしらいや腰壁のようなラインをつくり出す等工夫しているが、福島の町家では、一階表の柱筋は、基本的に真壁である。基本的に修理前の状況を前提としているため復元にはなっていないと言いがたい。

5.4 伝統的景観の復元

ここでは、これまで明らかになった八女福岡の町家の伝統様式や旧往還道の地区による町並みの特性の違い、近年起っている景観変容の状況とその修理や修景手法等を総合的に理解した上で、道路拡幅による景観変容が最も激しい京町の枳形周辺を対象に、景観復元のコンピュータ・シミュレーションを試みた。方針としては、既にある伝統家屋に対しては修理による復

原を、また現在伝統家屋が建っていない敷地については新築による修景を施した。それぞれの建物配置および道路形態の復元は、明治期および道路拡幅時の地積図を参考にして行った。なおこれらシミュレーションは、十分な復元根拠が得られていないため、あくまでも現時点で描出するモデルであり、また建築基準法等の現行法制下では、到底実現できない内容である。

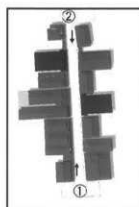
■東宮野町における景観復元



【現況】



【復元】



視点位置図



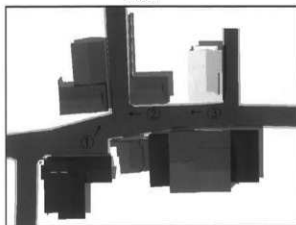
①通り南側からの視点



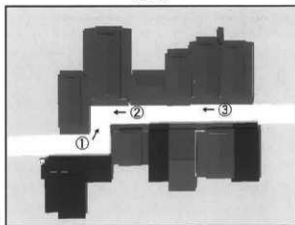
②通り北側からの視点

■ 枡形における景観復元

【現況】



【復元】



視点位置図



視点①



視点②



視点③



6. 町並みと地域社会

6.1 町並み保存とまちづくりの経緯

八女福島における町並み保存の取り組みは、昭和63年に「旧木下家」が市へ寄贈されたことに始まるといえる。これを境に町並みに対する地域社会の態度も大きく変化した。ここでは、今後の町並み保存とまちづくりを考える上で認識しておく必要があると思われる近過去の地域社会の経緯を、この昭和63年を境とする二つの時期に分けて整理した。

■昭和29年～昭和62年

八女郡福島町が、周辺の村を編入合併し八女市市制を施行（昭和29年）して間もない昭和32年、福島八幡宮を崇敬する八女市民が、江戸時代からの伝統がありながら戦後途絶えていた燈籠人形を復活させようと「八女福島の燈籠人形保存会」を結成し、これが奏功して昭和52年に「福島燈籠人形」は、国の重要無形民俗文化財に指定された。これによって「福島燈籠人形」は広く人の知るところとなり、毎年大勢の見物客が市内外から訪れるようになった。市民は燈籠人形の保存に、地域文化の誇りを強くするが、この時期にはまだ、市民にも識者にも八女福島の町並みが保存すべき価値あるものといった意識はなかった。その後、昭和42年から「ちょうちん祭り（後の八女ふるさと祭）」も開催されるようになるが、この時期の祭やイベントは、いずれも主に市民を対象とし、観光振興目的の対外PRといったことはなされていなかった。そうした中、昭和43年3月に「八女市長期総合計画（通称、第1回マスタープラン）」が策定された。この中で「観光産業」の章中「市街地再開発と農村部の開発」の項目内に、「寺社や、伝統的な家並み等を保存し、歴史的な施設と近代的な施設を有機的に配置する」と述べられているのみで、伝統産業や古墳などに比較して、町並みを観光資源あるいは文化財として認識する視点は乏しい。しかし、識者の間ではその価値が次第に知られるようになり、昭和40年代の終わりから50年代の始めにかけて、九州大学による伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）選定までを視野に入れた伝統家屋の調査が行われた。しかしそれでも住民の町並みに対する関心は薄く、また伝建保存制度に対する誤解もあって保存への反対が起こり、この時期には行政も保存の方策に手を付けることができなかったという経緯がある。

昭和61年には旧矢部線福島駅跡に「八女伝統工芸館」が開館され、その翌年には「八女地場産業まつり」

の開催が始まった。この時期から、八女市の伝統工芸や産業を観光資源とした対外PRが積極的に行われるようになる。しかしこの時期、町並み保存への取り組みには依然手が付けられず、市民も行政も観光客も、

↓まちづくりの活動年表

年	町並み保存関係	
	観光産業関係	その他の出来事
昭和29	○国加村を編入合併し八女市市制施行、市庁舎落成	
32	●「八女福島の燈籠人形保存会」を結成	
33	○国道3号線拡張で三井電車廃止、西鉄バス運行開始	
34	○市役所を現在地に移す	
36	○坂本商店跡を八女公園内に建立	
40	○清水町商店街アーケード完成	
	◆八女市観光協会設立	
41	○八女市商店街連合会結成	
42	○「隣保館」完成	
	◆「ちょうちん祭り」開始	
	○国道3号線バイパス開通	
43	○第1回マスタープラン策定	
	○八女市中央公民館完成	
	○裁判所合同庁舎完成	
45	○新市庁舎完成	
46	○八女公会堂解体	
	◆全国手織き和紙大会を開催	
47	○八女市立図書館発足	
	○公会堂跡に八女市町会館完成	
48	○九州自動車道八女インター開設	
51	○坂本商店「毎房屋」開始	
52	○「福島燈籠人形」国重要無形民俗文化財に	
53	◆「ちょうちん祭り」が「八女ふるさと祭り」に発展	
57	○国道大川～小国線、国道442号に昇格	
58	◆清水町に市営駐車場開設	
59	○社会福祉会館完成	
	◆八女文化会館開館	
60	○八女市立図書館開館	
	○国鉄矢部線廃止	
	○台風13号被害	
61	◆八女伝統工芸館開館（国鉄後福島駅跡地）	
62	◆「八女地場産業まつり」開始	
63	◆旧木下家を市に寄贈	
	◆「八女茶やミット」開張	
	◆大正町に市営駐車場開設	
	◆八女民俗資料館開館	
平成元		
2	○第2回マスタープラン策定	
3	○「個性ある地域づくり推進計画」	
	○「八女市・モデルソフト事業・景観整備計画」策定	
	○台風17号・19号被害甚大（燈籠人形保存会・町屋など被害）	
4	◆「旧木下家住宅」修復完成	
	◆「孝順」展示管理棟完成	
5	◆街並み環境整備事業方針を策定	
	◆「本町防を愛する会」発足	
	◆「町屋まつり」開始	
6	◆町並み協定委員会発足、他の伝統的町並みを見学	
	◆「本町防を愛する会」と「八女ふるさと祭」に分かれる	
	◆「八女ふるさと祭り」が「ありとちやっぽんぼん」に発展	
	◆「旧木下家住宅」修復整備、福岡県建築住宅文化賞奨励賞受賞	
8	◆伝建対策調査開始	
	○「八女ふるさと祭」から「八女デザイン会議」誕生	
9	◆「福岡県交流館」開館	
	◆八女市観光協会主催による八女観光バスターを開始	
	◆「伝説「資料館」を開館	

町並みに注目する人は希であった。八女市観光協会も同時期に設立されているが、町並みを観光資源とするような取り組みは行われていない。

■昭和63年以降

昭和63年、かつて酒造業が営まれていた「旧木下家住宅」が八女市に寄贈され、市は建物の調査を九州大学に依頼し、その活用方策を協議した。市民にとっては、この初めて目にする伝統家屋の修理・保存事業が、町並みの価値に目覚める契機となった。「旧木下家住宅」は、平成3年度の事業により修復整備が始まり、離れと2棟の倉庫は修復、管理棟は新築され、翌平成4年3月に展示・集会施設「堺屋」として再生された。この修復整備が平成6年度の福岡県建築住宅文化賞奨励賞を受賞したことも、市民にとっては保存運動展開への良い刺激となった。

平成2年3月策定の「新八女市総合計画（通称、第2回マスタープラン）」の「観光・レクリエーション開発」の項では、「町並み整備による観光的利用を検討する必要がある」と述べられているが、それ以上の具体的な記述はない。また平成3年3月の市による「八女市個性ある地域づくり推進計画」報告書では、福島地区の町並みについて景観調査が行われ、町並み整備についての構想が初めて示されている。こうした中、平成3年の台風は地区に甚大な被害をもたらした。住民は、修理もされず放置された空き家や伝統家屋が取り壊された空き地が目立つ地域の衰退の姿を目の当たりにし、このことも地域活性化を真剣に考え始める重要な契機になった。

平成5年には、建設省の「街なみ環境整備事業」の事業方針の策定が行われ、伝統家屋の修理や新築家屋の修景等の、公共による町並みの修景・助成事業が始まった。策定後は、事業対象地区の住民の代表によって構成される「町並み協定者委員会」が組織され、八女福島地区の住民個々から出される申請内容や事業対象物件の選定などの重要な内容を協議し、行政と地元の関係調整に機能している。また毎年、有田町（平成6年）や柳井市（7年）、臼杵市（8年）、長門市（9年）といった各地の町並み見学会を実施して、まちづくりや町並み保存の手法、能力の向上を図っている。

自主組織としては、平成5年に初の町おこし団体「八女・本町筋を愛する会」（以下、愛する会）が発足し、町並み保存の先進地視察や、まちづくりの学習

会、イベントの開催等を市の補助を受けながら行い、八女市全体を視野に入れた活性化を検討している。愛する会による主要なイベントに平成5年に始まる「町屋まつり」があり、公開された町家を舞台にした模擬店や伝統工芸の実演等の町並みの演出が年2回行われて好評を博している。平成6年には愛する会から「八女ふるさと塾・八女津媛」が誕生し、Iターン者や地元の若者に加え、特に福島の特性を活かすまちづくり活動が行われている。さらに平成8年にはこの「八女ふるさと塾・八女津媛」から、伝統工芸に関わる有志を中心とした「八女デザイン会議」が誕生し、外部識者のアドバイス等を受けながら活動している。

平成6年からは「八女ふるさと祭り」を「八女のまつり あかりとちやっぽんぼん」に改称、上記まちづくり団体や行政が住民と協力して「町屋まつり」「福島燈籠人形」「産業まつり」を同時開催するようになり、市民だけでなく市外からの観光客も訪れる八女市最大の祭になっている。こうした様々な動きを背景に、八女福島の町並みを継承しようとする意識が地元住民にも浸透し始め、行政と住民の双方で町並み保存へ向けての気運が高まり始めたと言える。

平成9年には、街なみ環境整備事業により東宮野町の旧高橋商店が修復され、展示・集会施設「横町町屋交流館」として開館した。この施設は、八女福島の町並みの新たな観光資源になっただけでなく、観光情報の発信地あるいは地元住民と観光客のコミュニケーションの場として有効に機能している。また同年7月より八女市観光協会主催で、町並みと周辺の観光地を巡る「八女観光バスツアー」も実施されるようになり、町並みを訪れる観光客も増加している。現在「堺屋」では、八女ゆかりの俳人山本健吉の資料が常設展示されているが、平成9年からは、前記「八女デザイン会議」により、伝統町家の一部に健吉の妻で俳人の石橋秀野の「桜漁り資料館」が開設されている。

こうしたまちづくりや地域振興の取り組みの他で意義深いのが、現在、伝建地区あるいは選定を目指す甘木市や大川市、八女市、吉井町等の各教育委員会等関連機関が連絡を取り合って発足させている「町並み協議会」である。ここでは、定期的に町並み保存についての勉強会を開催し、各自治体の取り組みや建築資材の調達状況、共同発注の可能性等についての情報交換を行っている。

6.2 町並みを支える居住者と産業

■地域アンケート調査の概要

調査地区内の町並み保存に関わる住民意識と生活の実態を把握するために、伝統家屋が数多く残る11の町内会の737世帯を対象に（表1参照）、留め置き式のアンケート調査を行った。配布と回収は各町内会長に依頼し、配布は平成9年12月中旬、回収は平成10年1月9日に行った。回収総数は486票、回収率は65.9%、有効回答は476票で有効回答率は64.6%であった。回答は無記名で世帯主に対して求めた。質問は居住家屋、事業所、町並みに関する項目で成り立っている。居住家屋に関する項目では、家屋が伝統家屋であるかどうかの判断を居住者自身に委ねるのは困難であると考え、戦前（昭和20年以前）に建設された戦前家屋とその後の戦後家屋に大別して回答を求めた。

■人口と就業構造

八女市の人口は40,017人（平成10年1月末現在）でほぼ横這いの状態が続いている。その内アンケート調査地区の人口は1,952人で、人口構成は図1のようになる（平成7年国勢調査より）。大学や就業機会を都会に求める20～30代の男性の流出傾向や、少子化の

傾向が見られるが、いわゆる過疎社会の人口構成にはなっていない。アンケートから明らかになった世帯主の年代を図2に示す。戦前家屋居住者には、60歳以上の割合が高く、平均年齢では戦前家屋が63.6歳、戦後家屋が57.7歳と約6歳の開きがある。家族構成では、60歳以上の独居老人世帯および老人2人世帯が全体の約2割を占め、特に戦前家屋については約3割が老人世帯によって維持されている。また福島での居住開始年は、親の代から住んでいる世帯主が4割弱、戦後から住んでいる割合が6割と、古い町並みではあるが外部から流入してきた世帯主も多いことが分かる（表3参照）。土地と家屋の両方の所有関係が分かった343世帯については、74%が自分の所有地に持ち家を建てていと答えており、借地や借家は少ない。

アンケートの業種等に回答のあった332人の世帯主の内、無職と専業主婦を除く実就業者数は約8割の259人である。自営業が約半数と高い割合を示し、その6割は自宅を事業所としている他、職種と勤務地の両方が分かった227人については、その約64%が福島地区内、また4人に3人の75%が八女市内で就業して

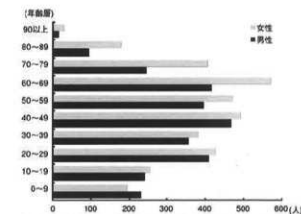
↓表 アンケートの概要 ↓表 戦前・戦後家屋ごとの家族構成

町名	配布数	回収数	回収率
主橋	6	8	100.0%
東郷町	42	35	83.3%
西郷町	32	49	59.8%
宮野町	52	23	44.2%
中宮町	158	120	75.9%
西宮町	45	24	53.4%
東宮町	33	12	36.4%
西京町	98	59	60.2%
東吉松町	25	20	80.0%
西吉松町	43	29	67.4%
東大原町	61	30	49.2%
西大原町	90	65	72.2%
個人	—	3	—
全体	737	486	65.9%

世帯主の年齢	世帯主の性別	世帯主の職業	世帯主の勤務地	世帯主の収入	世帯主の資産	世帯主の負債	世帯主の世帯収入	世帯主の世帯資産	世帯主の世帯負債	世帯主の世帯収入率	世帯主の世帯資産率	世帯主の世帯負債率
戦前家屋	16	7	19	6	13	14	14	10	4	20	123	25.8%
戦後家屋	16	8	24	15	35	30	29	11	14	35	217	45.6%
不明	13	10	10	12	14	8	6	3	3	57	130	28.6%
合計	45	25	53	33	62	52	49	24	21	112	476	100%
割合	9.5%	5.2%	11.1%	6.9%	13.0%	10.9%	10.3%	5.0%	4.4%	23.3%	100%	

↓表 世帯主の居住開始年

居住開始年代	人数	割合
親の代から住んでいる（ウタンも含む）	137	36.5%
明治に越してきた	2	0.5%
大正に越してきた	5	1.3%
昭和20年以前	16	
昭和21～39年	51	
昭和40～59年	70	17.3%
昭和60年以降	21	46.1%
無回答	21	
平成に越してきた	58	15.5%
合計	375	100%



↑図 アンケート調査対象地区居住者の人口構成

↓表 世帯主の職業と勤務地

職 業	市内				世帯主	世帯主 割合
	福島地区内	世帯主	専業主婦	専業主婦 割合		
自営またはその従業者 (商業、サービス業、工業、建設業など)	67	24	7	11	109	48.0%
	6.5%	22.0%	6.4%	10.1%	100%	
民間会社の社員	3	21	10	31	65	28.6%
	4.6%	32.3%	15.4%	47.7%	100%	
専門的職業 (医業、弁護士、僧侶、教師など)	11	2	1	5	19	8.4%
	57.0%	10.5%	5.3%	26.3%	100%	
公務員、公共企業等、公社の職員	2	3	2	9	16	7.9%
	11.1%	27.8%	11.1%	30.0%	100%	
日雇、臨時、パートタイムの就業	9	5	1	12	5.3%	
	8.0%	30.0%	41.7%	8.3%	100%	
その他	2	2	0	9	4	1.8%
	58.0%	50.0%	0.0%	0.0%	100%	
総計	85	60	25	57	227	100%
割合	37.4%	26.4%	11.0%	25.1%	100%	

おり、福島地区の商人・職人町に固有な自立性の高い就業構造を示している。

■事業所と伝統産業

八女市本町には、八女市商工会に登録されている事業所が346軒あり、その内ではサービス業と小売業の占める割合が高い（表6参照）。八女の伝統工芸である提灯と仏壇の製造販売の全体に占める割合は少ないが、木竹業として26軒が登録されている。八女市には国指定伝統的工芸品である「八女福島仏壇」、福岡県指定特産工芸品である「八女提灯」「八女石灯籠」「八女手漉和紙」「八女矢」「八女竹細工」「八女和ごま」等の伝統産業がある。福島地区内では特に「八女福島仏壇」「八女提灯」の製造、販売が、高度経済成長期の急激な機械化による大量生産の波に晒されながらも、伝統的な町並みの内部で継承されている。しかしその創業年は、戦前からのもは11軒、戦後が15軒と、老舗ばかりというわけではない。この他にも商工会には加入していない伝統産業の事業所が地区内に数軒存在する。後述するアンケート結果からも明らかに、地域住民や観光客の大部分が伝統産業を福島らしさの重要要素と認識しており、個性あるまちづくりには、町並みの中でのこれら伝統産業の継承・発展が不可欠となるであろう。

■戦前家屋居住者の意識

住居としての戦前家屋の住み易さや建て替えの意志について実際の居住者に、また戦前家屋の住み難さを居住者だけでなく、戦前家屋以外の居住者に対して質問を行った結果、全体的傾向として、戦前家屋居

住者より、それ以外の居住者の方が、戦前家屋が不便であるとする先入観を抱いていることが分かった。また周囲が考えるほど戦前家屋の住みづらさはなく、夏の風通しの良さや広々とした空間、木造の質感の良さなどを享受しつつ快適に暮らし、修理に関わる職人の確保や資産運営上の悩みも少ないことも分かる。不便を感じているのは、建物そのものより住設備に対してであり、また建物を維持するための修理に費用がかかりすぎることが、居住者にとっては最も深刻な問題と認識されている。戦前家屋の格式の高さや文化を継承することに誇りを感じ、伝統家屋の維持に積極的である居住者もあるが、やはり経済的な不安が大きく、行政に対して、伝統家屋を維持するための税制面の優遇や公的な資金援助を望む割合は大きい。このことは伝建制度による修理経費補助等により解決されていく可能性が高いが、補助金をもらうことで建設活動を規制

↓表 戦前家屋の住み良い点（118人回答中）

項目	人数	割合
1. 障子や襖を開け放つと涼しくしているところ	62	42.5%
2. 風がよく通るなどの夏の住みやすさ	55	37.4%
3. 木の柱や梁、白壁、土壁などの手触りや風合い	38	25.9%
4. 土間や坪庭をもつ庭付きの涼しさ	29	19.7%
5. 住みやすい点、奥に入っている点とはよく見当たらない	24	15.9%
6. 戦前家屋には格式の高い空間があること	22	15.0%
7. 冠婚葬祭の行事を自宅で行えること	22	15.0%
8. きちんとした空間があるため、人をもてなしやすいこと	21	14.7%
9. 便所が浴室から離れていること	20	13.4%
10. 決まった職人さんがいて、修理の時にも面会がないこと	20	13.4%
11. 戦前家屋に住むことに文化を継承する誇りを感じること	16	10.9%
12. 季節順に部屋の模様替えをして住み方を工夫できること	12	8.2%
13. 戦前家屋が自分の生活スタイルにあっていること	12	8.2%
14. 古いことや懐かしさが自宅でも楽しめること	10	6.8%
15. 自分の家の調え（内装のデザイン）	9	6.1%
16. 火災に対して安心できる通りであること	8	5.4%
17. その他	2	1.4%

↓表 戦前家屋の不便な点／不便そう那点

項目	戦前家屋居住者 (119人)	戦前家屋以外居住者 (264人)
1. 互など家の修理や修繕などに費用がかかりすぎる	75	54.4%
2. 障子が大変である	46	38.4%
3. 冷暖房などの設備・機械の故障が怖い	46	36.9%
4. 障子や部屋の狭い・狭小が不便である	45	36.0%
5. 台所や洗面、風呂、トイレなどの水廻りの設備が不便	40	32.0%
6. 湿気・暑さ・寒さ・暑熱など、住みづらい	40	32.0%
7. 火災が起きやすい、または起こった時の事を考えると不安	27	21.6%
8. 戸締まりに不安がある	24	19.2%
9. 障子や襖で仕切られる部屋ではプライバシーが守れない	21	16.8%
10. 便所が浴室から離れていること	21	16.8%
11. 古臭いので、人を泊らせる	18	14.4%
12. 住まいとして劣化する	18	14.4%
13. ガレージがない、または足りない	16	14.4%
14. 修理のための材料や職人さんを雇うのに苦労する	15	12.0%
15. よくに困っている点はない	15	12.0%
16. 家賃などで家に勝手に手をつけられない	13	10.4%
17. 他人に貸すなど資産活用ができない	8	6.4%
18. 家具がアルミとサテンなど理由で外の騒音が防げない	7	5.4%
19. 住まいとして劣化する	8	6.4%
20. その他	3	2.4%

表 八女商工会に登録されている本町の事業所→

↓表 世帯主の勤務地

地域	自宅	割合
市内	90	59.7%
福島地区外	60	34.8%
大牟田市	27	11.2%
久留米市	12	5.0%
八女市	9	3.7%
筑後市	4	1.7%
大牟田市	2	0.8%
鳥栖市	2	0.8%
飯塚市	1	0.4%
小郡市	1	0.4%
嘉穂郡	1	0.4%
福岡市	1	0.4%
県外	1	0.4%
不明	25	13.3%
市内小計	59	24.4%
合計	242	100%

業種	数	割合
サービス業	127	36.7%
食品製造・小売	53	15.3%
繊維関係小売	29	8.1%
その他の小売	75	22.0%
木竹工業	26	7.5%
建設関係	25	7.5%
運輸交通業	10	2.9%
合計	345	100%

表 提灯・仏壇の製造販売事業所の創設年

創設年	提灯	仏壇	計
江戸	2	0	2
明治	0	5	5
大正	1	1	2
昭和1～20年	2	0	2
昭和21～30年	7	0	7
昭和40～50年	2	3	5
昭和60年代以降	3	0	3
計	17	9	26

される事に反対の居住者も約3割いる。また戦前家屋の維持のために行政に望む施策としては、経費補助をのいて戦人の育成・確保を約4割が求めている。これは、特に建物の修理を気軽に頼める伝統的戦人を確保していない戦前家屋居住者にとって、技術者の存続に対する危機感が強くなっているためと考えられる。

戦前家屋の今後の建て替えに対しては、外観保存も含めると約7割が建物の維持するとしており保存への意識は高い(下表参照)。新築希望者は約3割いるが、その中でも伝統様式による修景新築を指向している居住者がある。家を住み継ぐ後継者が確保されている世帯ほど、保存の意志が強い傾向があるが、保存の意志があっても後継者がいない、あるいは維持は自分の代までとあきらめている居住者もあり、高齢化、後継者不足と保存との関係が課題となる。改装に関して

↓表 行いたい戦前家屋の改善の方法

戦前家屋の改善方法 (106人回答中)	人数	割合
1. 風呂・使用・倉庫などの水廻りを洋方式に改造したい	41	38.0%
2. 住居部分の窓廻りや内装を改善したい	26	24.1%
3. これまでのままで十分なので今のところ改造をせず考えはない	24	22.2%
4. すでに改造済みのため今のところ改造をせず考えはない	20	18.5%
5. 店舗・作業場の窓廻りや内装を変えたい	12	11.1%
6. 器具をクーラーや暖房が効きやすいようなファンサッシ等に置き換えたい	9	8.3%
7. 建物正真正正の建具を伝統的な様式につくりかえたい	9	8.3%
8. 屋根やひしよ、ひしよなどをつくり直して伝統的な様式にもどしたい	7	6.5%
9. その他の改修の考えがある	7	6.5%
10. 一部部分(土間や座敷など)を改良してガレージをつくりたい	5	4.6%
11. 土間を舗装しつくり替えたい	3	2.8%

↓表 新たに設けたいガレージの形態

新設ガレージの形態	人数	割合
1. 庭にあるやうでない	30	31.6%
2. 敷地内の奥庭駐車場や月極駐車場に設ける	23	23.7%
3. 1階部分などを改造した住居内部のガレージ	17	17.6%
4. 車を停泊しないのでない	16	16.6%
5. 住居以外に隣地で敷地内に車庫を建てる	10	10.3%
6. 庭に屋根だけの無柱ガレージをつくる	8	7.9%
7. 庭に覆土で駐車スペースだけをつくる	2	1.8%
8. その他	2	1.8%
9. 計	114	100%

↓表 戦前家屋の建て替え意思と後継者の確保状況 (111人回答中)

表 戦前家屋の建て替え意思と後継者の確保状況 (111人回答中)	建物を使い続ける(後継者の確保意思)										計	割合
	1. 建て替えずに、いまの状態で使い続ける	2. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	3. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	4. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	5. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	6. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	7. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	8. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	9. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	10. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない		
戦前家屋の建て替え意思												
1. 建て替えずに、いまの状態で使い続ける	18	2	1	8	4	7	8	2	3	57	51.0%	
2. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	2	1	1	1	2	1	6	1	3	19	17.0%	
3. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	2	1	1	1	2	1	7	1	3	17	15.0%	
4. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	2	1	1	1	1	1	1	1	1	8	7.0%	
5. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	2	1	1	1	1	1	1	1	1	12	10.5%	
6. 建て替えずに、いまの状態で使い続けるが、後継者がいない	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	9.0%	
7. その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	8.0%	
計	26	8	5	12	10	16	28	4	11	111	100%	

は、住設備に不便を感じている割合が高いことを反映して、水回りの改装を約4割が希望している。現状に満足し改装を考えていないという割合も高いが、建物の外観を伝統的な様式に復元したいと積極的な修景を望む居住者もいる。伝統的町並みで一般に問題になる自家用車の駐車スペースに対しては14%が不満を持っているが、改装してガレージを設けたいという希望者は5%程度に留まっている。駐車スペースをどこに設けているかという質問に対して、敷地外の共同駐車場や月極駐車場という答えが35%と最も多かった事からも分かるように、敷地内に設けたいが、現状では無理なので敷地外の駐車場に置いているという事が窺える。新ガレージの希望も、既にあるのでないが約3割、敷地外に求めるが2割となっており、家屋を改装しては15%になっている。他の歴史的町並み地区で見られるような駐車スペースへの強い需要が見られないのは、旧往還道沿いを歩くと見られるような町家敷地跡の駐車場が既に多く散在しているためかもしれない。今後、景観を形成していく上では駐車場の問題が出てくるのと思われ、この結果に楽観はできない。

■非戦前家屋居住者の意識

戦前家屋以外に居住する回答者の内、戦前家屋への居住経験者285人について、伝統家屋への回帰志向に関する質問を行った。その構成は、53%がかつて住んでいた戦前家屋から越してきた人であり、他に戦前家屋を建て替えて同じ敷地に住み続けている人で、ほぼ半々の割合である。居住経験者は、そうでない人に比較して、伝統家屋に愛着を持つ人の割合が、若干多いが大差はない。また、伝統家屋に住もうとは思わないが愛着を持っている人が約6割、是非、あるいは機会

↓表 伝統家屋への回帰志向

伝統家屋への回帰志向	ある	ない	わからない	計
1. 住もうと思わないが、愛着または大きなものという思いがある	87	71	9	167
2. 住みたいと思わないし、愛着や特別な思いはない	37.2%	55.3%	46.0%	56.1%
3. 機会があれば住んでみたい	15	8	1	24
4. ぜひ伝統家屋に住みたい	9.9%	6.3%	26.0%	15.8%
5. その他	2	2	0	4
6. その他	1.3%	1.6%	0.0%	1.4%
7. 無回答	0.0%	3.9%	0.0%	3.9%
8. 無回答	27	19	1	47
9. 無回答	17.8%	14.8%	20.0%	16.5%
計	152	128	5	285
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

があれば住みたいという積極的な人も約1割あり、これにより伝統家屋の価値を居住していない住民もほぼ認めていることがわかる。空き家になっている伝統家屋の活用方法として、こうした居住を希望する住民に貸すことも現実味のある対策と言えよう。

戦前家屋に対して、維持費の大きさや水廻り等の設備面が不便そうだと考える割合が高いように、維持困難な点は戦前家屋居住者と同様、周りも認識している。ただし修理のための職人が確保できていないのではという心配は、戦前家屋居住者の2倍以上の割合になっており、戦前家屋に関わらない一般住民は、在来の大工等職人との付き合いが希薄であることが分かる。

■事業所経営者の意識

福島地区内の事業所について回答があったのは、戦前家屋での事業所が41軒、それ以外が86軒であった。この内、戦前家屋事業所の業種は、小売りが約4割で卸しが約3割、製造が3割弱となっている。伝統産業の仏壇や提灯関係以外にも、酒や米の製造や販売等も伝統家屋で営まれているが、それら経営者の年齢は、50代、60代、70代がそれぞれ約25%、60代以上

が過半数を占めており、高齢化の傾向は否めない。

戦前家屋を事業所として使用することに対しては、伝統産業や観光関連の店舗では、戦前家屋の外観が商売上プラスになるが、事務所や製造業の場合は、使い勝手や設備機器の効率の悪さ、駐車場の不足、絶対的な狭さがなどがマイナスとなる。こうした事業所の利害や求める機能と結びつかない戦前家屋をいかに維持するかは重要な課題である。具体的な事業所の建て替えの意思については、外観保存を指向する1割弱を含め、約8割が建て替えをせずにこのまま維持すると答えていることから、多くの事業所は今後も維持されることが見込まれる。しかし今後の経営意志として、もっと事業を拡大したいとする経営者が約1/4あり、こうした経営者には、戦前家屋に対する不満からくる増築や建て替えの要求が潜在していると考えられ、戦前家屋の事業所が維持されるには、経営者の保存意思の確立と理解が不可欠となる。また、規模の縮小や廃業を8事業所（約2割）が考え、2割弱が後継者の確保に不安を抱えており、これら事業所の維持も深刻な課題である。ただし、その他の事業所と比較しても戦前家屋事業所の方が後継者の確保の割合が高いことは保存にとっての好材料である。

■全居住者の意識と態度

(1)町並みを維持する伝統作法の継承状況

福島では、町並みを維持するために「家の前の道や水路の日々の掃除」「隣に屋根やひさしの雨水が落ちない配慮」といった伝統作法が、現在でも半数以上の住民により継承されていることがわかった。その他にも隣家へ迷惑がかわらないように便所の位置や排水、日当たりなどが考慮されており、軒を運べる町家群がこれまで育んできた主に隣家に対する気配りが現在も生きている。この様な長年にわたる町並みを維持するソフトを今後も継承していくことが、ハードとしての町家そのものや町並みの空間構成の再生産と維持を可

↓表 戦前家屋の事業経営上の有利点・不利点

戦前家屋での事業経営上の有利・不利 (41人回答中)	人数	割合
1. 周回りや道路の狭い、騒音が事業所としては不便である	13	31.7%
2. 駐車場、ガレージが足りない	13	31.7%
3. 事業所としては狭すぎる	12	29.3%
4. 戦前家屋の外観やイメージが自分の業種にぴったりである	11	26.8%
5. 事業所として使うには冷暖房などの設備機械の効率が高い	10	24.4%
6. 戦前家屋が古臭いが、自分の業種のイメージと合わない	9	22.0%
7. 戦前家屋で事業を営むことに文化を継承する誇りを感じる	8	19.5%
8. 事業所として使うには火災に対する危険性が高い	6	14.6%
9. 事業所の建物が高家なで勝手に手を付けられない	5	12.2%
10. 事業所としては広すぎる	1	2.4%
11. その他	2	4.9%

↓表 事業所経営者の今後の経営意思

事業経営者の今後の経営意思	戦前家屋事業所	戦後家屋事業所	総計
1. 今の業種・規模のまま維持したい	19 47.3%	50 58.1%	69 54.9%
2. 今より業種または規模を拡大していきたい	13 31.7%	20 23.3%	30 23.5%
3. 自分の代で、または近い将来廃業したい	7 17.3%	14 16.3%	21 16.5%
4. 今より業種や規模を縮小して維持していきたい	1 2.4%	2 2.3%	3 2.4%
5. 無回答	3 7.3%	0 0.0%	3 2.4%
総計	40 100%	86 100%	126 100%

↓表 事業所経営者の後継者の確保状況

事業所経営者の後継者の確保状況	戦前家屋事業所	戦後家屋事業所	総計	
1. 決まっていますすでに一員に働いている	13	45.0%	23	26.7%
2. 考えたことがない	3	9.3%	22	25.6%
3. 当座、必要ない	7	21.9%	17	19.8%
4. ほしいがいない	3	9.3%	10	11.6%
5. 市外にいてリターンする予定	1	3.0%	4	4.7%
6. 候補が市内に住んでいるが実定	0	0.0%	5	5.8%
7. 候補が市外にいないが実定	2	6.0%	3	3.5%
8. 決まっています市内にいないがまだ一員に働いていない	2	6.0%	2	2.3%
9. 無回答	4	10.0%	0	0.0%
総計	43	100%	86	100%

↓表 増改築時に考慮している町並みの伝統作法

考慮している町並み維持の伝統作法 (267人回答中)	計	割合
1. 家の前の道や水路の日々の掃除	194	57.7%
2. 隣に屋根やひさしの雨水が落ちないように配慮する	148	55.4%
3. 隣地へ排水の通路がつかないように配慮する	122	45.7%
4. 便所や水廻りの配置を隣地と迷わないようにする	112	41.9%
5. 隣地の目隠しをさげないように配慮する	101	37.8%
6. 家相などに沿った家の向き、方角の配慮	42	15.7%
7. 接客時の部屋の使い分け	34	12.7%
8. 敷地境界を水堀にする	25	9.4%
9. その他	2	0.7%

能にするとと言える。

(2) 祭・イベントと観光に対する態度と意見

重要無形文化財の「燈籠人形」は外部への知名度も高く、約半数の住民が毎年出かけ、出かけたことない人は僅か2%、ほぼ全員が関わりを持っている。町並みへの関心の高まりを受けて平成5年から始まった「町屋祭り」も参加の割合が高く、それまで町家に関心がなかった住民に町家の価値を認識させる契機になっている。燈籠人形と同時に開催されている「あかりとちやっぽんぼん」もほとんどの住民が認知し参加者も多い重要な祭となっていることがわかる。この3つの祭には市外からの観光客も多いため、最近では同時に町並みをアピールする目的で、伝統家屋での茶会や

物産展の開催等の演出が行われるようになった。

町並みを見学に観光客が来ることにに関しては「歓迎する」あるいは「歓迎はしないが良いこと」とする肯定的な考えが75%を占めている。その理由としては、直接的な経済的な効果を期待する(23.4%)というよりも、福島市の文化や祭、伝統産業の存在を知ってもらえるといった、地域の評価が高まるから、そしてそれらがまちづくりの活性化につながると考えているからである。空き家が目立つ等、地域の衰退を目の当たりにした住民が、地域の活性化の方策として観光振興を模索することは、一つの有効な選択である。このことが観光産業に関わっていない住民も、観光客を歓迎するという意識につながっていると見え、観光公害的な

表 祭・イベントへの参加状況

参加の程度	祭・イベント名 (自由回答46名に対する回答)					
	灯籠人形	町屋祭り	あかりとちやっぽんぼん	茶会	物産展	主催/参加割合
1. 全部・頻りに参加している	30 (6.3%)	22 (4.8%)	15 (3.2%)	3 (0.6%)	7 (1.5%)	3 (0.6%)
2. 全部頻りに参加している	12 (2.5%)	5 (1.1%)	14 (3.0%)	5 (1.1%)	4 (0.8%)	10 (2.1%)
3. 参加している	192 (40.3%)	91 (19.5%)	127 (26.7%)	70 (14.7%)	31 (6.5%)	31 (6.5%)
4. 参加していないがどこかに行きたい	105 (22.1%)	60 (12.7%)	87 (18.3%)	70 (14.7%)	46 (9.6%)	40 (8.4%)
5. 行くかもしれないがまだ決まらず	14 (2.9%)	4 (0.8%)	8 (1.7%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)	10 (2.1%)
6. 参加したことはない	7 (1.5%)	42 (9.0%)	20 (4.3%)	11 (2.3%)	90 (18.9%)	79 (16.6%)
7. 参加したことがない	0 (0.0%)	3 (0.6%)	4 (0.8%)	18 (3.8%)	28 (5.9%)	27 (5.7%)
8. 無回答	116 (24.4%)	58 (12.4%)	106 (22.5%)	26 (5.4%)	36 (7.5%)	27 (5.7%)

表 観光客に対する考え方の理由

観光客をどのように思うかの理由 (384人回答中)	人数	割合
1. 八女織物の文化や歴史を知ってもらえるから	258	67.2%
2. まちづくりの活性化につながるから	234	60.9%
3. 八女織物の伝統産業を知ってもらえるから	226	58.9%
4. 誇りとする町並みが評価されることが嬉しいから	133	34.6%
5. 経済的に潤うから	90	23.4%
6. 観光客と交流ができ自分の刺激になるから	38	9.9%
7. 路上駐車が増えるから	26	6.8%
8. 観光客向けの土産物店や飲食店が増えるから	25	6.5%
9. 川や田舎にゴミが散らかるから	24	6.3%
10. 騒がしくなり落ち着かない生活ができないから	7	1.8%
11. 交通量が増えるから	6	1.6%
12. 子供の教育環境が悪くなるから	1	0.3%

表 町並みを訪問する観光客についての考え

観光客への価値	人数	割合
1. 敬遠する	290	61.1%
2. 歓迎はしないがよいことだと思う	60	13.9%
3. どちらともいえない	41	8.6%
4. よいことだと思う	12	2.5%
5. 無回答	66	11.9%
合計	475	100.0%

表 町並み環境整備の修理修繕事業に対する意見

町並み環境整備事業の価値	人数	割合
1. 修理や修繕がうまく行っているものやそうでないものもある	142	29.8%
2. 修理や修繕によって伝統家屋が福島らしい本来の姿にきている	121	25.4%
3. そのような修理や修繕が行われていることは知らなかった	47	9.9%
4. 修理や修繕によって町並みになじまない家屋もできている	27	5.7%
5. 無回答	139	29.2%
合計	476	100.0%

表 福島らしさを感じる環境要素

福島らしさ (367人回答中)	人数	割合
1. 仏壇や障子の白壁や襖等の伝統的建築様式・材料で造られた建物	197	53.7%
2. 土蔵造りの白壁や襖等の伝統的建築様式・材料で造られた建物	165	45.0%
3. 通り過ぎる通風や暖房	122	33.2%
4. 寺社・仏堂などの古い建物	109	29.7%
5. 町並みに点在する水溜りや水田	104	28.3%
6. 町や田舎に点在する水溜りや水田	98	26.7%
7. 修理や修繕・新築でよみがえった伝統家屋	85	23.2%
8. 伝統家屋が密集して建ち並ぶ様子	81	22.1%
9. 通りから見える地形山	69	18.8%
10. 安心して歩ける道	64	17.4%
11. 伝統的要素が感じられる建物にぎやかさ	54	14.7%
12. 町並みの奥に隠れた建物や風景の美しさ	51	13.9%
13. 自然石積みや木造の建物の美しさ	46	12.5%
14. 自然石積みや木造の建物の美しさ	40	10.9%
15. 水や小川が流れる風景	36	9.8%
16. 伝統家屋のベンチや土蔵の風景	36	9.8%
17. 町並みを歩いたときに視界が開ける水田	35	9.5%
18. 町並みと水田の調子がよく調和している様子	33	9.0%
19. 手入れをされないまま朽ちていく伝統家屋	26	7.1%
20. 水溜りや水田で遊ぶ様子	23	6.3%
21. 生活と水田を結びつける水溜り場や井戸	14	3.8%
22. その他	6	1.6%

表 福島らしさの喪失の要因と考える要素

福島らしさの喪失の理由 (374人回答中)	人数	割合
1. 空き家が増えたこと	227	60.7%
2. 水路が汚れたこと	198	52.9%
3. 町家が壊れて、空き地や駐車場・ガレージが増えたこと	179	47.9%
4. 伝統家屋が少なくなったこと	125	33.4%
5. スーパーマーケットなどの商業目的の新しい建物が増えたこと	88	23.5%
6. 水路の畔や川が自然石積みからコンクリートになったこと	85	22.7%
7. 電柱が増えたこと	69	18.4%
8. 老人がいく人かの家がなくなったこと	67	17.9%
9. 伝統家屋の壁やトタンなどの新建材で建てた建物が増えたこと	63	16.8%
10. 主要道路の通過交通が増えたこと	56	15.0%
11. 伝統家屋が建て替わった建物と建物との間に隙間ができたこと	53	14.2%
12. 伝統工芸品を扱う店や作業場が少なくなったこと	47	12.6%
13. 伝統工芸品の需要が激しくなってきたこと	46	12.3%
14. 石積みが壊れて、コンクリートの壁になったこと	45	12.0%
15. 伝統家屋にふさわしくなく修理・修繕が行われていること	30	8.0%
16. 伝統家屋に増えるような家屋が増えたこと	29	7.8%
17. 町並みに合わないようなものが増えたこと	25	6.7%
18. 町並みに合わないようなものが増えたこと	22	5.9%
19. 水溜りや水田にトタンをかけた家屋が増えたこと	20	5.3%
20. 水溜りや水田により伝統家屋をまたいだ家屋が増えたこと	9	2.4%
21. 観光客の増加が増えたこと	8	2.1%
22. その他	4	1.1%

現象が起きていない現時点では、地域社会と観光活動との関係は良好な状況である。

(3) 福島らしさを感じる要素と失う要因

住民が認識する「福島らしさ」については、約半数が伝統的町並みや白壁の町家を挙げているが、それ以上に、伝統工芸品を扱う店や作業場といった伝統産業の存在を福島らしさと考えている点特徴的である。3章においても指摘しているように、福島の町家はその内部空間がよく残されており、さらにそこには伝統産業の仕事場が今なお多く息づいている。伝統産業と共に町家が形成され、継承されてきたことをよく認識している住民は、単につくり出される製品だけでなく、そうした伝統的空間を舞台に職人が創出する価値こそ、最も誇るべき福島の魅力と捉えているのである。また、環境要素としては、伝統家屋に次いで、昔からの造り酒屋の煙突や酒蔵といったランドマーク的なものや、境内や祠、あるいは緑などが認識されている。一方、縮小されたとはいえ、旧外堀を基盤として地区内に展開する水路網に関しては認識率が低い。これは認識していないのではなく、福島らしさを喪失させている要因に、半数が汚れた水路を挙げていることから分かるように、家庭雑排水や工場からの汚水により醜くなった現在の水路は、福島らしくない要素と認識しているからに他ならない。また他の喪失要因として空き家の増加を約6割が、町家撤去後の空き地や駐車場の増加を約半数が認識していることから、伝統家屋の維持が困難な状況であることと、住民がそれを問題視し、町家の存続を願っていることが分かる。

(4) 従来の修理修景事業についての認知度と意見

八女市では、旧外堀内を対象として平成5年より建設省の街なみ環境整備事業を導入しており、すでに11物件の修理修景が行われている。こうした事業の展開を知らなかったのは1割で、関心を示す層が約6割ある。その6割の半数弱が町並みが蘇っていると歓迎しているが、修理修景が巧く行われているものというでないものがあるという意見の方がやや上回っている。かえって町並みになじまないものになっているという厳しい見方をする住民もあり、今後の町並み保存では、福島の町家の特性を十分に踏まえた修理修景をすべきとする住民意識の高さのあらわれと言えよう。

(5) 居住環境としての問題の認識

回答者の72%が水路の水質を居住環境上の問題と

して捉えていることがまず挙げられる。これは、公園等のレクリエーション施設や駐車スペースの不足や防犯上の問題などを挙げるのが3〜4割であるのに対する倍の数であり、問題として重要度が分かる。これまでも街なみ環境整備事業の指針として水路の浄化が検討されているが実現していない。こうした問題に対する下水道の敷設や水路の浄化、および公園や道路、駐車場などの社会基盤整備は、景観整備、観光施設整備の問題に留まらない、町並みに住み続ける住民の生活環境確保上の重要な課題であると指摘できる。

(6) 町並みにかかわる伝統技術者

八女市周辺の八女郡は現在でも大工や左官などの建築に関わる伝統技術者が多く存在する地域である。その恵まれた環境のため、福島地区内の住宅のほとんどが木造在来工法で建てられており、ハウスメーカーによるプレファブ住宅やツーバイフォー住宅は少ない。修理を気軽に頼める出入りの職人として、大工は93人、建設会社の大工も含めると97人を回答者の約2割が確保している。また最近特に技術者不足が言われている左官も43人を確保している。職人の在り方は、八女市内が最も多く、次いで八女郡内と、近郊に職人が存在している。このことは今後町並みを維持していく上での好条件と言えるが、前述のように、そうした職人達も後継者の確保等については課題があり、住民もそうした不安を背景に技術者の育成を望んでいる。

↓表 居住環境としての福島の問題点

居住環境上の問題 (370人回答中)	人数	割合
1. 水路の水が汚い	268	72.4%
2. 小中学生がボール遊び等の活動的な遊びができる公園が少ない	145	39.2%
3. 雨明けのぬいでの歩きにくく、防犯上の不安がある道がある	145	39.2%
4. 気持ちよく散歩できる道やゆくりつづける場所が少ない	120	32.4%
5. 町のなかに車をとめるところが無く不便である	112	30.3%
6. 乗客用の駐車スペースが無く不便である	99	26.8%
7. 木造家屋が密集し火事の時に延焼するのではと不安である	95	25.7%
8. 母親が小さな子どもを気軽に連れていける公園が少ない	88	23.8%
9. 町の中に緑が少なくさびしい	86	23.2%
10. ひこげが無く、防犯上の不安がある道がある	77	20.8%
11. 交通量が多くて危なくて歩きにくい道がある	75	20.3%
12. 住民が暮らす場所の整備が不足している	61	16.5%
13. 道が狭く車の運転がしにくい道がある	59	15.9%
14. その他	15	4.1%

↓表 八女郡内の町並みに関わっている伝統技術者の職種別に見た所在地の分布 (アンケート調査から把握できたものに限定)

職種	八女市	八女郡内	久留米市	瀬高町	筑後市	不明	総計
1. 大工	30	23	2	2	0	0	57
2. 建築士	9	0	1	1	1	1	13
3. 建築職	3	2	0	0	0	0	5
4. 左官	17	11	0	1	1	0	29
5. 建築関係	6	1	0	0	1	0	8
6. 彫師	6	4	1	0	2	2	16
総計	71	41	4	4	4	3	126

6.3 交流空間としての町並み

■観光の動向と振興の可能性

既に述べたように、八女福岡の町並みを観光資源とした取り組みは始まったばかりである。八女市への年間入込み客24万8千人（平成8年）の主要な目的は、伝統産業や周辺の古墳の見学であり、イベント時以外で町並みを見学に来る客は少ない。町並みに関する公共による観光資源整備としては、「八女伝統工芸館」「八女民俗資料館」「堺屋」「横町町家交流館」などの展示・集会施設の整備が進められているが、水路などの環境要素に関する整備計画は今のところなく、公衆便所、休憩所、案内板、サインなどの計画も立ち遅れている。民間の飲食店や土産店なども少ない。駐車場については、交流館や八幡宮に比較的近い、総容量335台の市役所前の公共駐車場が、土日祭日は観光客にも無料開放されるため、祭・イベント時等の車に関する問題の発生はある程度抑えられている。しかし、一般の日祭日などは、町並みの中に車を駐車する観光客も多く、誘導サインの整備は急務と思われる。

町並みを演出したイベントとしては「町屋まつり」が「あかりとちやっばんぼん」と同時に行われている。本町筋（旧往還筋）全域の町家や軒先を使ったパザールや展示、演奏、茶会、伝統工芸の実演など多様な催しを展開し、年に数日間とはいえ市内外から多くの来訪者を集めている。平成10年からは、吉井の「おひなさまめぐり」に倣い、2月15日～4月3日の約2ヶ月間にわたり「八女ばんばりまつり」として、各家が伝えるお雛様や骨董を店の間や座敷に展示して、訪問客を迎え入れている。表は軒切りが進んだ福岡の町家も、家屋内部は奥までよく保存されているため、隠されていた魅力を発揮する機会となっている。

町並みへの観光客の誘致に関しては、伝統工芸や八女茶などの地場産業の宣伝と比較してもこれまで積極的な宣伝活動は行われていない。しかし昨年7月からは、八女市観光協会主催の町並みと周辺の観光地を巡るバスツアーが毎月定期的に行われるようになり、町並みの対外PRにも貢献している。このように、長期にわたって恒常的に観光客を迎え入れる体制が整いつつあること、また周辺に吉井や秋月、あるいは草野、浮羽、日田といった歴史的町並みがあることなどから、地域間で連携したPRや観光コースの設定、商品化等は十分可能であり、観光振興のポテンシャルは高いとみることができよう。

■観光客へのアンケート調査

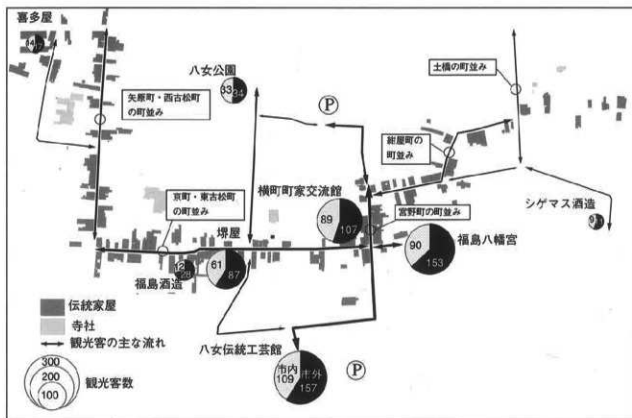
福岡を訪れる観光客の行動や意識を把握するために、八女市最大の祭である「あかりとちやっばんぼん」の開催時に観光客を対象にアンケート調査を行った。実施日は平成9年9月20日（土）と9月21日（日）の2日間で、アンケート用紙を観光客に配布し、その場で回答を回収した。9月20日のアンケート配布場所は、八女伝統工芸館前、堺屋前、横町町家交流館前の3ヶ所、21日は前日の場所に福岡八幡宮境内を加えた4ヶ所である。配布数は376票で、有効回答率は100%、市内客が147人、市外客が229人であった。

(1) 観光客の属性

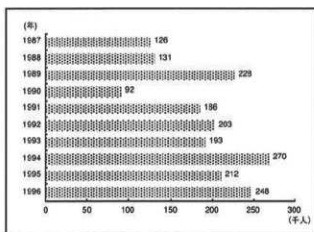
観光客は市内、市外ともに30代、40代の家族2人連れのパターンが多い。職業は専業主婦と会社員、発生地は福岡県内が多く、特に周辺の久留米市、八女郡内等が多いが、福岡市や北九州からも13%が、県外からも12%を誘致している。交通手段は、自家用車が圧倒的に多く、特に市外からの場合は8割が自家用車で訪れている。西鉄久留米駅から路線バスで40分、JR鹿児島本線の羽犬塚駅から路線バスで20分だが、今後も自家用車でのアクセスが主流となることは避けられない。このイベントを知った情報源は、以前から知っていた割合が大きい。市外からの場合は新聞も3割を占め、マスコミを使った宣伝が効果を上げていることが分かる。今回初めて福岡を訪れた市外の観光客は2割弱で、2度目が1割、他は何度目かで、リピーターが多い。

(2) 八女での滞在行動と景観資源の認識状況

八女伝統工芸館、福岡八幡宮、横町町家交流館、堺屋といったイベントを開催していた展示施設には半数以上が訪れ、それら施設が立地する通りの古い町並みにも2割から3割の人が訪れている。またイベント会場から最も遠い喜多屋まで足をのびしている客もあり、広範囲な町並み見学をしている様子が分かる。イベントで訪れて初めて福岡の町並みを知った人も多く、好ましい環境要素として半数の観光客が漆喰塗りの白壁や瓦葺きの屋根などの伝統家屋を認識している。伝統産業の知名度が高いにもかかわらず、地域住民が意識するほどには、観光客が伝統工芸品を扱う店や作業場を認識していないのは、作業場が表に見えてこないためと考えられ、伝統産業の演出方法は今後の観光振興の課題である。境内の森や祠などの環境要素



↑ 図 八女福島の主要な観光スポットと観光客の流動状況 (アンケート調査結果より作成)



↑ 図 八女市の入り込み観光客数の変化

も地域住民と同程度に認識されている。水路に関する要素は、観光客の方が好ましい要素として認識している割合は高い。好ましくない要素としてはコンクリート護岸の水路や橋など、人工材でつくられたもので、伝統的町並みに不相应と感じている。

来訪経験のある八女市内の観光スポットとしては、岩戸山古墳が約半数と最も多い。また、市外からの観光客でも半数以上が「燈籠人形」「あかりとちゃっぴんばん」に以前参加したことがあると答えており、これらのイベントは知名度が高くリピーターも多いことが分かる。市外からの観光客に知名度の高い八女の伝統産業としては「提灯」「仏壇」「石灯籠」「手漉し和紙」「久留米絨」で、これらは、どの観光スポットより知名度が高い。

(3) 観光地としての福島の位置づけ

イベント時ということもあり、イベントへの参加を目的に八女福島だけを訪れている観光客が約7割である。福島での滞在時間は半日程度が最も多く、ついで市外からの場合は1～3時間、一日程度になっている。八女を訪れての感想は「よかった」「まあまあよかった」が8割を占め、再訪の意志も9割が持っている。このように八女福島は、今のところ滞在時間は短いが、リピーターを惹きつける質の高い観光地としての要素を有していると言える。

(4) 訪れた感想・観光振興に望むもの

観光客が観光地として取り組んでほしいと最も要望しているのは、駐車場、トイレ、休憩所などの観光施設と観光案内板や道案内板等のサインの整備、および観光地としてのPRである。また、より魅力のある観光地となるための要望としては、内部まで見学できる伝統家屋や、今より更に修復された町並み景観等の伝統家屋の町並みに対するものと、伝統工芸や地場産品を活かした特産品や伝統文化や工芸をもっと詳しく知ることのできる施設等、伝統工芸や文化に関するものが多い。言うまでもなく観光客は、月並みな観光施設ではない、八女福島固有の体験と魅力の享受を求めている。そうした意味では、「横町町家交流館」で行われている、八女茶の無料サービスと常駐する町並みに詳しい施設員による観光の相談は、観光客に好印象を与えている取り組みとなっている。

7. 町並み保存の構想

7.1 町並み保存の考え方

■町並みを保存する意志

町並みを保存、継承していくことの意義、すなわち寺社仏閣や建物単体の文化財の保存指定だけでは到底継承できない地域の文化と歴史の価値に気づき、それらを刻印した町並みという地域環境そのものを、将来にわたって人々が住み続けながら保存、継承していくことの意義は計り知れない。しかし一方で、歴史的町並みは、戦後に急成長する欧米的な生活様式と車社会が生まれる以前に完成された地域環境、生活環境であることから、現代的な生活や事業の指向性とは相容れない部分もあり、保存することは困難と受け取られているのも事実である。それでもなお保存、継承にまちづくりの可能性を見出して地域発展を図るのか、あるいは他の都市や町と同様に自由な経済活動に身を任せた地域環境形成を目指すのかは、あくまでも地域が主体的に判断すべき課題である。これまでにすでに「八女福島登龍人形保存会」や「八女・本町筋を愛する会」等組織の発足あるいは街なみ環境整備事業の導入等による町並み保存の経緯と蓄積がある八女福島では、前者の町並み保存によるまちづくりについてのコンセンサスが概ね形成されているものと考え、以下に町並み保存の今後の展開の可能性についての構想をまとめた。

■伝統的建造物群保存地区制度

1975年の文化財保護法の一部改正によって始まる国による重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建）の選定は、23年を経過した1997年度まで47保存地区（1998年度施行予定の岐阜県岩村町岩村と福岡県甘木市秋月を除く）を数え、選定予備軍ともいえる伝統的建造物群保存対策調査済み地区は110地区を超えている。また、1997年度時点で文化庁が把握している全国の集落・町並みは、719自治体、977地区にもほり、こうした広い裾野を持つ集落・町並み群において、重伝建地区がいかに重要な意味を持つかが理解できよう。伝建地区制度は、当初、妻籠や白川村のような地域の歴史的町並みを守ろうとする非常に意欲的で賢明な住民の活力と主体性を前提に、国（文化庁）の文化財保護の枠組みを広げたいとする意図と、「町並み」という新たな文化財的価値の発見に意欲を燃やす専門家達の協同作業によって生み出された画期的な制度である。また文化財保護制度の中でも、国の財産保全だけではなく住民のまちづくりを支援する制

度として位置づけられている。当初は文化庁の補助事業のみが歴史的環境の整備事業であった。それだけでなく伝建地区として知名度が上がることで観光客が押し寄せ、地域が活性化したところも少なくない。近年では、地域特性の回復が叫ばれる都市計画行政や建設行政あるいは農水行政等の施策展開を背景に、伝建選定地区であることが、環境整備と名の付く様々な公共事業を誘致する呼び水となり、押し寄せる様々な事業をコントロールできなくなっているところさえある状況である。

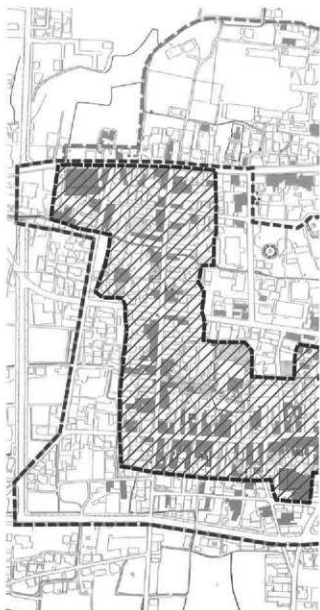
こうした諸事業をコントロールする根拠となるのが、各自治体で制定する「保存条例」あるいは「景観

条例」であり、この条例に基づき地区毎の状況に応じて個々、具体的に策定される「保存計画」が実質的計画となる。八女福島地区は、町並みに関する保存条例や保存計画を持たないままで、まちづくり協定者の協議により街なみ環境整備事業の修理修繕事業を良好に展開してきた珍しい例といえる。今後、法律に基づく伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）制度を導入できれば、これまでの取り組みをさらに発展させる強い後ろ盾を得ることになり、まちづくりを将来にまで確実に継承していくことが可能となるであろう。

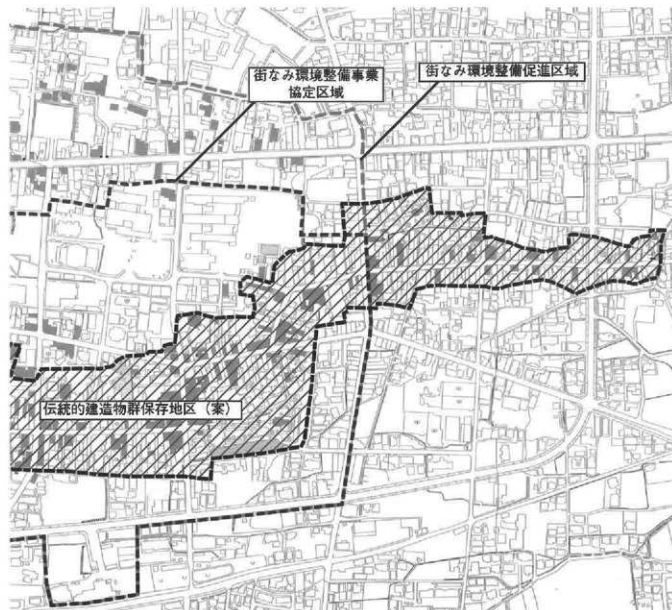
■伝建地区制度適用の意義

八女福島のような歴史的価値の高い地域を、永く将

来にわたって人が住みながら保存、継承していくには、まずその価値を住民自身が十分に認識し、互いに確認し合うことが重要である。本報告書は、ひとつにそうした環境学習のテキストとして位置づけられるべきものである。そして自分たちが守っていくことが可能な価値の程度や地域的範囲を限定し、その範囲すなわち「町並み保存地区」と、町並みの価値を損なわず住民や自治体を守ることの可能なルールである「保存計画」を取り決め、それを法的に位置づけておくことが求められる。それには、国の法律に基づく「伝統的建造物群保存地区」の設定を行った上で、「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けることが最も有効



1 保存地区構想図



な方法と考えられる。

改めて言えば、伝建地区制度とは、こうしたプロセス、つまり①専門家と地元との共働によるのまちなみ調査、②その成果等を学習することによる住民自らの町並みの価値の再認識、③町並み保存をまちづくりの柱に据えるという住民間のコンセンサス形成、④行政や専門家との協議による住民主体による保存地区の設定と保存計画の策定、⑤以上により明らかになった「町並みの文化財としての価値」「地域社会による町並み保存の決意」「町並み保存の仕組み」を国が認めることによる重伝建地区への選定、という住民主体のプロセスを前提としている。この点が他の文化財保護の仕組みと決定的に異なる点であり、またこのプロセスを確実に踏むことによって始めて実のある伝建制度の運用が可能となるといえるのである。

■町並み保存の継続性

街なみ環境整備事業をはじめとする他の様々な補助事業と比較した伝建制度のもう一つの大きな特長は、時間的でないこと、つまり町並みの価値が損なわれない限り、そしてそれを守り続けようとする住民の意思がある限り、未来永劫に制度による保護が続くという点である。したがって、地域目標像を50年、100年先まで見越して具体的に描き、そのために必要なものの、保存すべきものは何かを考えることで、真に八女福島の将来に貢献できる保存地区の範囲と保存計画つまり様々な基準が設定できることになる。もちろん、これら基準等は将来まで固定的なものではない。今後永く続くと考えられる町並み保存の活動の過程では、少なくとも10年単位で保存計画の見直しが必要とされ、地域目標像の実現に向けて、細部基準や運用制度はその都度、修正されていくことになる。

7.2 町並みの固有性

町並み保存のための保存地区および保存計画策定に向けての第一段階は、まず八女福島本来の町並みの特性を学術調査に基づき検証し、その価値を住民と行政が確認、共有することである。これまでの八女福島の町並みの形成、町並みの構成、町家建築と寺社建築に関する分析をまとめ、八女福島の町並みに備わる固有性を、福島の町並みの歴史に由来する歴史的固有性、町並みの物理的構成に見られる空間的固有性、町並み

の視覚的構成に見られる景観の固有性に分け、近在の町並みと比較しつつ把握したい。

■歴史的固有性

第一に、福島は近世城下町に起源する在方町として大きく発展を見せた。その城下町から在方町へ転換したという特異な歴史を反映し、城を中心として計画的に形成された道路網、水路網、町割、宅地割が残されるが、城下の大半は農地に転じたと見られるのに対し、残された町場の福島町が在方町として発展した点に、中世起源の小保・榎津、街道の宿駅として成立した吉井、木屋瀬、城下町として廃藩置県まで機能した秋月とは異なる歴史的固有性を見出せる。

第二に、江戸後期に登場した妻入大壁塗込造の「居蔵」形式の町家建築が明治期を通して徐々に普及し、さらに大正・昭和前期の新しい町家建築、江戸前期と後期に耐久建築を建てた寺院建築と神社建築も加え、町並み全域に各時期の耐久性の高い上質の町家建築が残される点に歴史的固有性が見出せる。

第三に、これらの耐久建築で構成される町並みの形成を支えた和紙、八女茶、山産物、仏壇、提灯などの伝統産業との密接な関わりが今日まで継承され、経済基盤としての内実を伴った生きた町並みが残される点に、他の伝統産業を失った町並みとは異なる歴史的固有性が見出せる。

■空間的固有性

第一に、城下町の南側外周に沿う往還を軸として延びる福島町の長大な線形空間が、連続性・開放性・均質性という空間特性を発揮しつつ、城下町が用意した外堀という枠組みを越えて線状に発展した点に、面的な広がりを見せる吉井、豆田、中心性の顕著な小保・榎津とは異なる空間的固有性を見出せる。

第二に、往還に面した均質な宅地間口に規定されつつも、奥行の長さに応じて中庭・モヤイ壁などの空間要素を駆使して、奥の深い高密度な空間利用を達成し、都市的な完成度の高い町並みを形成した点に、間口が広くて低密度の吉井、奥行が浅くて低密度の小保・榎津とは異なる空間的固有性を見出せる。

第三に、町並みを構成する町家建築には、こうした奥の深い高密度な空間構成を達成した伝統的内部空間が今なお濃密に残され、多くが実際の生活空間として機能している点に、空間的固有性が見出せる。

■景観的固有性

第一に、妻入大壁塗込造の「居蔵」形式の町家建築が伝統の様式として定着し、江戸後期から明治期を通して持続的に建設され続け、これらが格差の少ない均等な間口に建ち並んで町並みの基調を形成する点に景観的固有性が見出せる。

第二に、この主流を形成する町家建築の様式は、平入や真壁造の町家など多様な形式を周辺に伴い、これらが主流と織り成すことによって町毎に微妙な個性を生み出し、長大な町並みに変化を与える点に景観的固有性が見出せる。

第三に、こうした伝統的町家建築が集中して残される地区が宮野町と古松町の二箇所が存在し、妻入大壁塗込造の「居蔵」形式の町家を建ち並べ、提灯・仏壇を背景とした古松町と、規模・形式において多様な町家建築を建ち並べ、和紙や八女茶を背景とした宮野町という、相異なる景観特性をもつ核となる町並みが残される点に景観的固有性が見出せる。

■固有性の破壊

こうして把握された八女福島市の固有性は、近世期に形成された社会的・空間的骨格を基盤として、江戸末期から明治・大正期にかけて、社会・経済・空間的な内実を伴うことによって熟成されたものである。一方では、明治期から昭和期にかけて行われた街路貫通と二度にわたる街路拡幅は、こうした固有性を破壊する方向に機能した。昭和後期に入ると、耐久建築として建てられた固有性の象徴である町家建築が人為的に破壊され、固有性の破壊はピークに達した。平成期に入って、この固有性の破壊に歯止めをかけようとする機運が高まったが、拙速な固有性の回復は、かえって固有性を破壊する結果を招きかねない。

固有性の回復を図るには、八女福島市の固有性を主として担う町並みの景観的固有性を維持するため、町並みの保存と修景を進めることが必要であるが、これをもたらした歴史的・空間的固有性のさらなる理解と発掘を深めつつ保存計画を立案することが、何よりも求められよう。

7.3 保存地区設定の考え方

■保存地区設定の意義と諸条件

伝統的建造物群の保存地区設定に際しては、町並み

の価値を損なうことのない整合性のある保存地区の設定が必要であり、設定された地区に即した保存計画が策定される必要がある。また前述のように、保存地区を設定することは、施策的には、保存の範囲と主体を明確にすることであるが、同時に、これまで歴史地区として漫然と指していた旧外堀内から、八女福島という固有の景観領域をくっきりと切り取り、視覚化する役割、そしてそれにより町並みを管理するコミュニティに空間的アイデンティティを再確認させ、八女福島という固有の社会的・空間的まとまりを継承する意義を与えるという役割が、保存地区の設定には与えられている。

こうした重要な意味を持つ伝統的建造物群保存地区の設定は、以下に示す町並みの歴史的・空間的・景観的固有性を踏まえつつ、行政主体としての自治体と保存主体としての住民および客観的視点をもつ専門家が一体となって検討を重ねた上で決定されなければならない。

城下町から転じた在方町として発展した町並みという歴史的固有性から導かれる事実、旧城下町の外堀で囲まれた福島町以外の地区は、明治期以降の町並み形成は見られるものの、伝統的な居住地として機能した期間はわずかであることで、この地区を歴史的に形成された空間的・社会的にまとまりある町並みとして捉えることは困難であることを示唆する。

これに対し、空間的・社会的にまとまりある町並みとして明確に捉え得るのは、福島町の町並みである。近世期に起源する歴史的な社会構成単位である町が今日まで継承され、さらに町毎の町並みの景観特性がよく維持され、町毎に異なる産業基盤の特性も維持され、矢原町、古松町の町家では提灯や仏壇の伝統工芸が今なお息づき、歴史的固有性を醸成する。

この福島町の町並みは、城下町から在方町に転じた後、城下町が用意した空間的枠組みである外堀を越え、町方と村方の別は存続したものの、同質の町並みがさらに広がることによって、江戸中期には骨格が形成され、江戸後期から明治期にかけて現在に伝えられる町並みが連続的に形成され、これを促したのは往還に沿った線形空間としての空間的固有性といえる。

こうして広がった福島町の町並みでは、長く延びた往還に沿って福島に固有の建築様式を備えた町家建築が連続的に建ち並び、参道を介して寺社建築も残さ

れ、景観的に際立つ存在となっている。町並みの背後を流れる外堀と中堀の名残の水路沿いにも伝統的な建造物や保存すべき環境要素が連続的に分布するものの往還を軸として福島町の景観の固有性は形成される。

以上に述べた歴史的・空間的・景観的固有性を兼ね備えた地区こそ、保存地区として設定されるべきであろう。その範囲は明瞭に抽出でき、在方町以来の骨格をなした往還に沿って奥行の深い均等な間口の宅地が連続し、福島に固有の様式を備えた町家建築が建ち並んだ地区で、「保存地区構想図」に示す範囲となる。旧字名で示すと、東・西矢原町、東・西古松町、東・西京町、東・中・西宮野町、東・西紺屋町、東・中・西唐人町の約24.3haで、般若院境内も景観の連続性から考えると含めることが望ましい。

また保存地区選定とともに、伝建地区を取り囲む周辺地区の在り方に関する方策の検討が求められる。現在市で進められている街なみ環境整備事業は、旧城下町の外堀で囲まれた範囲を「街なみ環境整備促進区域」(含「協定区域」)とし、旧八女福島地区全域の環境形成を目指しているが、これは限定的であることおよび景観形成を誘導する制度とはなっていないことから、新たに条例等によって景観保全や景観形成が図られることが望ましい。

明治期に福島町の町並みを縦横に貫通した道路や、外堀の内外を結び付けた新往還沿いにも町並みが形成され、外堀南側の新町にも江戸期以来の町並みが形成されるが、いずれも先に述べた在方町に起源を有する福島の町並みの固有性を担うものと捉えることは難しい。これらの町並みの歴史的評価は近い将来、新たな視点によって行う必要があるが、現時点ではこれらの町並みと外堀で囲まれた地域を、旧往還沿いに広がる伝統的町並みのバッファゾーンとして捉え、景観形成地区として位置付けることが適切であろう。

7.4 保存計画の枠組み

■保存の基本方針

上記の町並みの固有性を踏まえ、八女福島の町並みの保存を進めるには、以下の基本方針に従って保存計画を立案する必要がある。

八女福島の場合、保存すべき地区が旧往還に沿って長大な範囲に及ぶことが想定されるが、歴史的背景

から通りごとの町並みの特性は異なったものとなり、町毎の特性は今日まで色濃く継承されている。八女福島らしい景観を維持・保存・継承しようとするれば、旧往還を構成するそれぞれの町の特性を際立たすことのできる戦略的な保存計画の枠組みを設定することが求められる。ここでは、国の法律に基づく「伝統的建造物群保存地区」の設定を前提として、八女福島に適した保存計画の基本的考え方を提示したい。

まず、上記の町並みの固有性を反映した社会的、空間的まとまりとしての保存地区等の設定を行う必要がある。これによって、今後八女福島の町並み保存地区として歴史的環境を形成していく空間と主体(住民)の範囲を明らかにできる。この保存地区のための保存計画は、いわば八女福島の歴史的環境を形成するための空間計画のマスタープランともいえる性格のものであり、地域の空間形成に関わるものの内、伝統家屋を含む個人の住宅や事業所等の建設活動のコントロールに関する「保存整備計画」と町並みの管理施設や防災施設、道路や公園、公共施設といった社会資本整備に関する「環境整備計画」およびそれらの目的遂行のための「保存システム整備計画」の3本柱で構成される。

■保存整備計画の枠組み

保存整備計画は、主に民間による建設活動をコントロールすることにより、町並みとそれらを取りまく環境を保存、活用することで歴史的環境の整備と住民の生活向上を図ることを目的とするもので、以下のような内容をもつ。

まず第一に、八女福島の町並みの構成要素である町家建築の主屋・付属屋と寺社建築等の「建築物」、そしてそれらと一体となって八女福島の環境を形成する門、塀、石積、石段、石橋、石造物、井戸等の「工作物」と、樹木、庭園、生垣および土地の形質等(これらを「環境物件」という)を保存すべき物件として特定することである。「伝統的建造物」とは、これら伝統的な「建築物」と「工作物」の総称であり、これと「環境物件」およびそれら以外の非伝統的な物件(「修景物件」という)までを含んだ環境全体のことを「群」を付けて「伝統的建造物群」と呼び「町並み」とほぼ同義に用いている。

第二に、これら特定された伝統的建造物と環境物件の保存については、おもにその外観を維持するための「修理基準」を、また保存地区内にある伝統的建造物

以外の修景物件の新築・増築・改築・移転等については、施主が伝統的様式に則った修景を希望する場合に適用する「修景基準（仮称）」と、その他の物件が町並みの連続性を損なわないために最低限満たすべき基準としての「許可基準（仮称）」を定める。これらの3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを保存・形成しながら地区ごとの特性を活かした生活環境の整備に努める。これら修理・修景事業等に対しては補助・助成の制度が設けられる必要がある。

なお、八女福島の場合、町毎の景観の特性に配慮し、修理修景の方針をきめ細かく策定することが望ましい。例えば妻入大壁塗込造の「居蔵」形式の町家建築が卓越する東宮野町や古松町では、修理対象となる伝統家屋が多いため、質の高い、伝建地区の中心地区としての景観形成を図ることや、西古松町では平入真壁の町家が並ぶ景観の特性を活かした景観誘導を図るなどが考えられよう。

■環境整備計画の枠組み

環境整備計画は、公的事業主体による様々な建設活動を適切に誘導することにより、地域の公共空間を整備し、歴史的環境の形成と住民の生活向上を図ろうとするもので、以下のような内容をもつ。

まず第一に、保存地区の選定とともに計画的に取り組まれる町並みの管理施設および防災施設の整備である。八女福島では、すでに街なみ環境整備事業の一環としてまちづくり拠点施設整備の計画が立てられ、3つの計画拠点の内の2つの施設が完成し優れた成果を上げている。今後はこれら既存施設と連携しつつ、伝統産業の振興に特化したような施設が伝統家屋の修理によって整備されれば、地域と来訪者をつなぐ交流拠

点のネットワークがさらに充実するであろう。また、耐火性に優れた土蔵造り家屋が並ぶとは言え、火災時の延焼の危険性の高い木造の町並みには、充実した防災設備の整備が求められる。地域のソフトな防災システムと緊密に連携した高度な防災体制が計画できるようになる。

第二に、街路や水路、駐車場といったオープンスペースに関する計画である。旧往還道の街路空間が歴史的環境の主要部分と言える八女福島でオーセンティックな町並み景観の回復を目指すとするれば、明治と昭和の2度の道路拡幅で失われた軒先空間の復元手法が模索されることになるであろう。広域交通体系や調整による部分的な道路幅の復元や、本来の街路空間を想起させることのできる街路整備、新道との交差点の整備、電柱電線の整理、水路の環境回復手法等が検討されなければならない。観光用駐車場やガレージを確保できない住民のための共同駐車場等の整備や観光交通の処理、来訪者誘導のためのサイン整備も重要課題となる。

■保存システム整備計画の枠組み

保存システム整備計画は、以上の目的の遂行のためのまちづくりのソフトに関する環境を整備するための計画である。町教育委員会や町当局と保存地区の住民等により組織された保存団体、専門家等の関係の構築、保存整備計画を進める上での修理修景行為への技術支援や経費補助の在り方、まちづくり保存団体や専門家集団の養成、伝統産業の継承と再興のための仕組みづくりの提案、実際の修理修景事業を展開するためのマニュアルの作成等といった、伝建地区制度を運営するためのシステムに関する内容をもつ。



↑ 東宮野町東側の現在と復元のシミュレーション像（右側が復元後像）：「八女福島地区まちなみ修理修景マニュアル」1998より

8. 今後の課題

8.1 伝統的建造物群保存地区の設定

■都市景観条例の制定

重伝建地区選定への課題は、まず、本学術調査の調査結果を市民に周知し、守るべき市民の財産としての町並みの価値を確認し合い、保存への住民の合意形成を図り、基調としての保存条例を制定することである。八女市の場合は、都市計画法に基づく都市景観条例（仮称）によって伝統的建造物群保存地区およびそれらを取り囲むバッファゾーンとしての景観形成地区（仮称）等を設定する総合的な景観施策が相応しい。

■景観審議会の設置

続いて制定された条例に基づき、保存地区の設定と保存すべき物件の決定、および町並みを保存、形成していくための種々の基準と助成の在り方等を内容とする保存計画の策定を行う。その内容を審議する機関が景観保存審議会（仮称、以下「審議会」）である。審議会は行政の諮問機関と位置づけられ、地元と行政関係部署の代表および学識経験者や建築の専門家等で構成される。この保存計画を住民に周知し、保存物件所有者の合意を得て伝建保存地区が決定されると、申請手続きを経て国の文化財保護審議会に諮られ、「重要」を冠して文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されることになる。

8.2 街なみ環境整備事業との整合

■修理事業と修景事業の住み分け

伝建地区選定後は、伝統家屋の修理とその他の家屋の修景行為に補助が出るようになる。しかし他地区の実績では、伝建補助事業のみによる修理や修景は年間3～5件程度である。またこれらも、伝統家屋の修理を重点的に進めるため、修景に補助が出る例は少ない。八女福島における従来の街なみ環境整備事業も同様であった。しかしこの二つの事業制度を巧みに活用すれば、修理と修景の両方を計画的に実施することが可能となる。伝建選定後に活発化することが予想される住民や事業所による増改築等の修景に対して定常的に補助ができれば、それが個々の建設活動を望ましい景観形成に向かわせる強力なコントロール力となる。伝建の補助金では修理を、また街なみ環境事業の補助金では修景と地域施設（公園や街路等）の整備を、といった使い分けが妥当と思われる。

■景観マニュアルの作成

本報告書の内容から、すぐに家屋の修理や修景の手法を導き出すことは困難である。今後は実際の町並みで、この基礎を踏まえた上での試行錯誤が繰り返され、伝統家屋の部分改築や解体による修理の過程で、新たな建築の発見も数多く現れることであろう。そうした経験の中から八女福島に最も相応しい手法が確立していくことになる。しかし、その時その時の技術的到達点や新たな発見は、記録し続けなければ散逸してしまう。事業が始まって3年が過ぎた平成9年度に、市と住民、専門家の共働で作成された「街なみ環境整備事業修理修景マニュアル」はまさにそうした取り組みの端緒である。最善の知恵によってマニュアルを作成し、それを常に見直ししていく継続的努力を払うことで、活力ある本物の町並み保存が実現する。

8.3 街路整備事業と町並み景観の回復

■八女福島固有の景観回復に向けて

福島の景観回復には、二度に亘って行われた道路拡幅による軒切りをどう考えるかがポイントとなる。明治期までの軒の深い伝統町家の居並ぶ景観は一つの原型である。しかし、昭和初期の拡幅に対応した掃き出し格子戸や廊下から腰高窓への改造、その際の腰壁へのタイルやささり下見板の使用などは、昭和になって創り出された福島の新たな様式であると言える。明治期までの原型の復元には、道路幅そのものの復元が求められるのに対し、この様式を用いれば、現在の道路幅のままで、伝統家屋の復元が可能である。こうした歴史的経緯を斟酌した様式的应用による地区全体の修景を進めつつ、将来的には福島固有の景観回復のために、広域交通体系との調整を図って道路幅を復元する通りを設定できないものであろうか。

■モデルとしての東宮野町

この明治期への景観回復を図る通りとして最も可能性が高く、整備が効果的となるのは、個々の町家の保存度と残存度が高い東宮野町の町並みであろう。八女の祭の多くはこの通りを舞台として展開し、拠点施設の整備も進んでいる。実現すれば、長大な八女福島の町並みの核となるだけでなく、他のどの町並みにも成し得なかった空間回復の街路整備事業として全国の町並み保存の将来に与える影響は大であろう。

史料・文献

■絵画・画像史料

- ・「福島町古図」(貞享5年、篠山文庫旧蔵、平井武夫「福島城の研究」『陽洋』2号、1929年)
- ・中谷与助編『筑肥有名家独案内一名商工便覧』(明治23年、荒井秀夫「絵で見る明治商工便覧」ゆまた書房、1987年)
- ・「国産品奨励写真帳」(高橋練蔵蔵、1930年)

■地図資料

- ・「福島町明治期地籍図」(明治20年頃、八女市役所蔵)
- ・「福島村明治期地籍図」(明治20年頃、八女市役所蔵)
- ・陸軍陸地測量部二万五千分一地形図「筑後福島」(大正15年、国土地理院蔵)

■文献史料

- ・「歴世古文書」(『福岡県史第一巻下』福岡県、1963年)
- ・『寛文十年久留米藩寺社間基』(古賀幸雄編、久留米郷土研究会、1982年)
- ・「伊能忠敬測量日記」(文化期、伊東尾四郎編『福岡県史資料編第一輯』福岡県、1932年)
- ・「久留米領郡中品々寄」(元禄8年、伊東尾四郎編『福岡県史資料第二輯』福岡県、1933年)
- ・「啓略録抄」(宝永7年以前、『久留米市史8資料編近世1』久留米市役所、1993年)
- ・「米府年表」(筑後史談会編刊、1932年)
- ・「寺社・古城・古墳等書付」(『寛延記(続編)久留米藩庄屋書上』(寛延2年、『久留米郷土研究会誌』17号、1988年)
- ・「福島町街路修繕二係ル道敷潰地及ヒ敷地余地調帳」(上妻・下妻郡役所、明治20年、『福島市街改良事蹟留』明治27年)
- ・「福島町街路修繕二係ル家屋移転調帳」(上妻・下妻郡役所、明治20年、『福島市街改良事蹟留』明治27年)

■研究文献

- ・「稿本八女郡史」(福岡県八女郡役所、1917年)
- ・太田静六編『福岡県の民家』(九州大学工学部建築学教室、1973年)
- ・久留米市史編纂委員会編『久留米市史2近世』(久留米市役所、1989年)
- ・八女市史編纂専門委員会編『八女市史上巻』(八女市、1992年)

- ・八女市史編纂専門委員会編『八女市史上巻』(八女市、1992年)
- ・八女市史編纂専門委員会編『八女市史年表編』(八女市、1992年)
- ・八女市史編纂専門委員会編『八女市史資料編』(八女市、1993年)
- ・近本喜純『矢部川の歴史：水利編』(私家版、1992年)
- ・『八女市福島地区街並み環境整備方針調査報告書』(福岡県八女市、1994年)
- ・「八女市福島地区街並み環境整備事業計画書」(福岡県八女市、1995年)

調査スタッフ

■調査担当

松尾光一	松尾建築設計室
大森洋子	有明高等専門学校校助手
大槻洋二	九州芸術工科大学大学院生
麻生由季	九州芸術工科大学大学院生
安高尚毅	九州芸術工科大学大学院生
酒井あずさ	九州芸術工科大学大学院生
末村尚子	九州芸術工科大学大学院生
津口欽也	九州芸術工科大学大学院生
樋口 崇	九州芸術工科大学大学院生
和字慶朝太郎	九州芸術工科大学大学院生
荒木弘一	九州芸術工科大学大学院生
小田好一	九州芸術工科大学大学院生
高口 愛	九州芸術工科大学大学院生
岡田宏之	九州芸術工科大学大学院生
梶本祥子	九州芸術工科大学大学院生
堤信一郎	九州芸術工科大学大学院生
江塚友之	九州芸術工科大学学生
落石亮子	九州芸術工科大学学生
赤間龍太	九州芸術工科大学学生
清水洋平	九州芸術工科大学学生
原田真宏	九州芸術工科大学学生
今村 芳	九州芸術工科大学学生
松尾佳奈	九州芸術工科大学学生
木村寛人	九州芸術工科大学学生
新島亜希子	九州芸術工科大学学生
松岡雅実	九州芸術工科大学学生

執筆分担

序章	宮本雅明
1.1～1.2	宮本雅明
1.2～1.5	宮本雅明+溝口欽也
2.1～2.4	宮本雅明
3.1	宮本雅明
3.2	宮本雅明+溝口欽也
3.3	宮本雅明
4.1～3	宮本雅明
5.1～2	西山徳明
5.3	西山徳明+木村寛人
5.4～5	西山徳明
6.1～3	西山徳明+大森洋子
7.1	西山徳明
7.2～3	宮本雅明
7.4	西山徳明
8.1～3	西山徳明

なお、連続屋根伏図および連続平面図は麻生由季、都市復元図および建築復原図は溝口欽也、建築図面の最終調整は樋口崇が担当した。

八女市教育委員会

平成8年度	教育長	樋口 欽一 (3月から)
		小川 勲 (2月まで)
	生涯学習課長	杉山 信行
	生涯学習課長補佐	
	兼文化財係主任	下川 文比古
	文化財係長	赤崎 敏男
	同係員	中川 寿賀子
	同係員	大塚 恵治
	同嘱託	山田 朗子
平成9年度	教育長	樋口 欽一
	教育部長	井上 幸治
	生涯学習課長	杉山 信行
	生涯学習課参事	森 和良
		(10月31日まで)
	生涯学習課長補佐	
	兼社会教育係主任	下川 文比古
	文化財係長	赤崎 敏男
	同係員	中川 寿賀子
	同係員	大塚 恵治
	同嘱託	山田 朗子

八女福島

八女市福島伝統的建造物群保存対策調査報告

1998年3月31日

[編集]

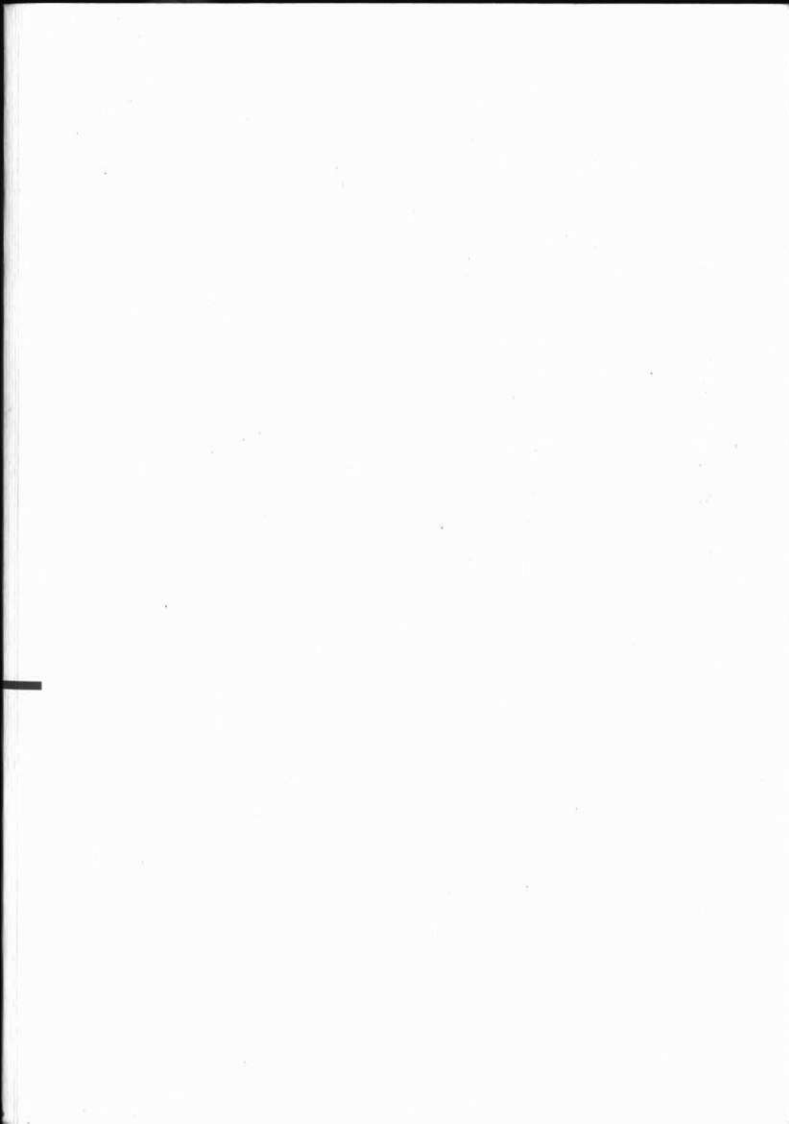
九州芸術工科大学環境設計学科
歴史環境研究室・都市環境研究室

[発行]

八女市教育委員会

[印刷]

鶴爪印刷



八女福島
八女市福島伝統的建造物群保存対策調査報告書
正誤表

頁	左右	行・図	誤	正
2	左	5行	・ ・ 都市社会	・ ・ 地域社会
51	左	10行	・ 東京町の町家建築	・ 西京町の町家建築
69	左右	キ+ヲヨソ	・ (3)	・ (3) とる
98	右	3行	・ 地積図	・ 地籍図
117	右	12行		山本輝雄「旧木下家住宅 調査報告」八女市教育委員会1998
118	左	10行		+大森洋子